

事業概要

令和5年版

 東京都西多摩建設事務所



道路整備事業「梅ヶ谷トンネル整備工事」
一般都道大久野青梅線（第238号）
西多摩郡日の出町大久野地内から青梅市梅郷一丁目地内まで



街路整備設業「街路築造工事及び電線共同溝設置工事（3西一福生3・3・30）」
福生都市計画道路3・3・30号武藏野工業線
福生市大字福生
令和5年2月暫定開放



橋梁整備事業
「本宿4号橋（仮称）製作架設工事」
(檜原村本宿地内)
令和3年11月



中小河川整備事業
「平井川整備工事」
(あきる野市菅生地内)
令和5年6月



砂防事業
「中曾川」
(青梅市沢井三丁目地内)
令和5年3月



急傾斜地崩壊防止事業
「青梅市河辺一丁目地区」
(青梅市河辺一丁目)
令和5年3月

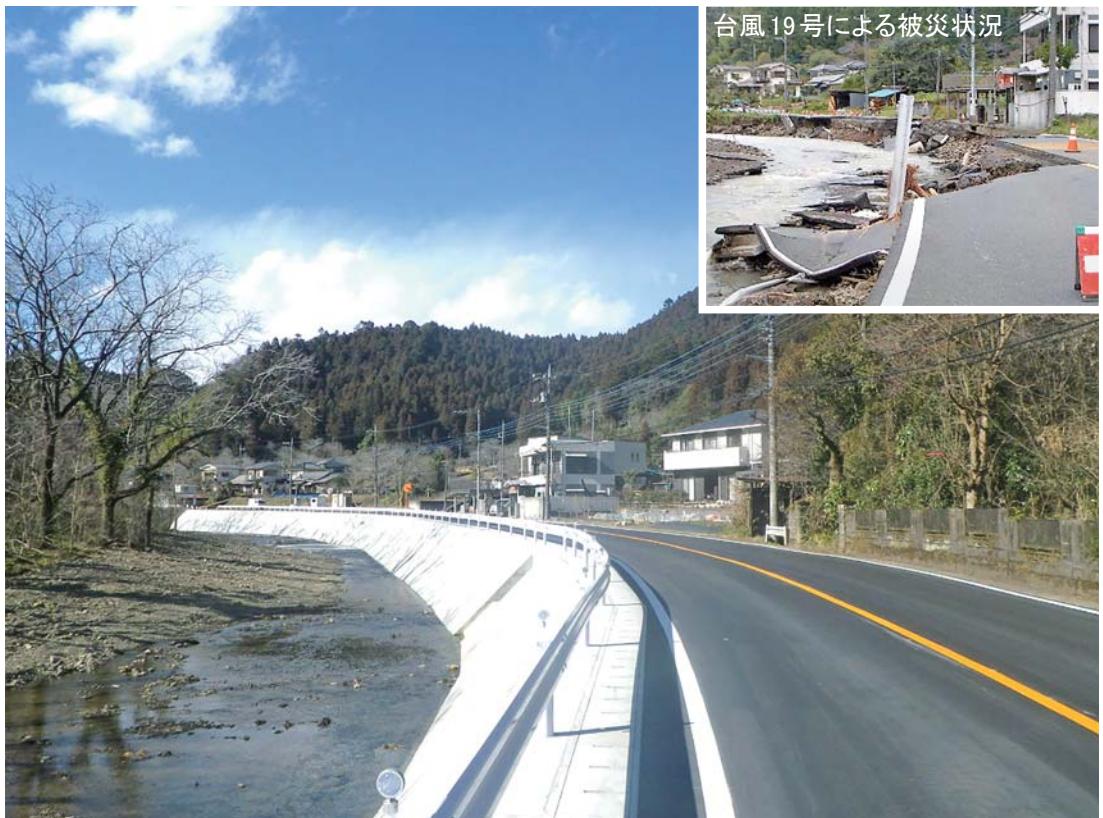


路面補修事業及び交通安全施設事業（自転車走行空間）

「主要地方道立川青梅線（第29号）奥多摩街道」

福生市熊川地内

令和元年5月完成



道路災害復旧事業

「一般都道奥多摩あきる野（第184号）」

西多摩郡日の出町大久野地内

令和3年2月完成

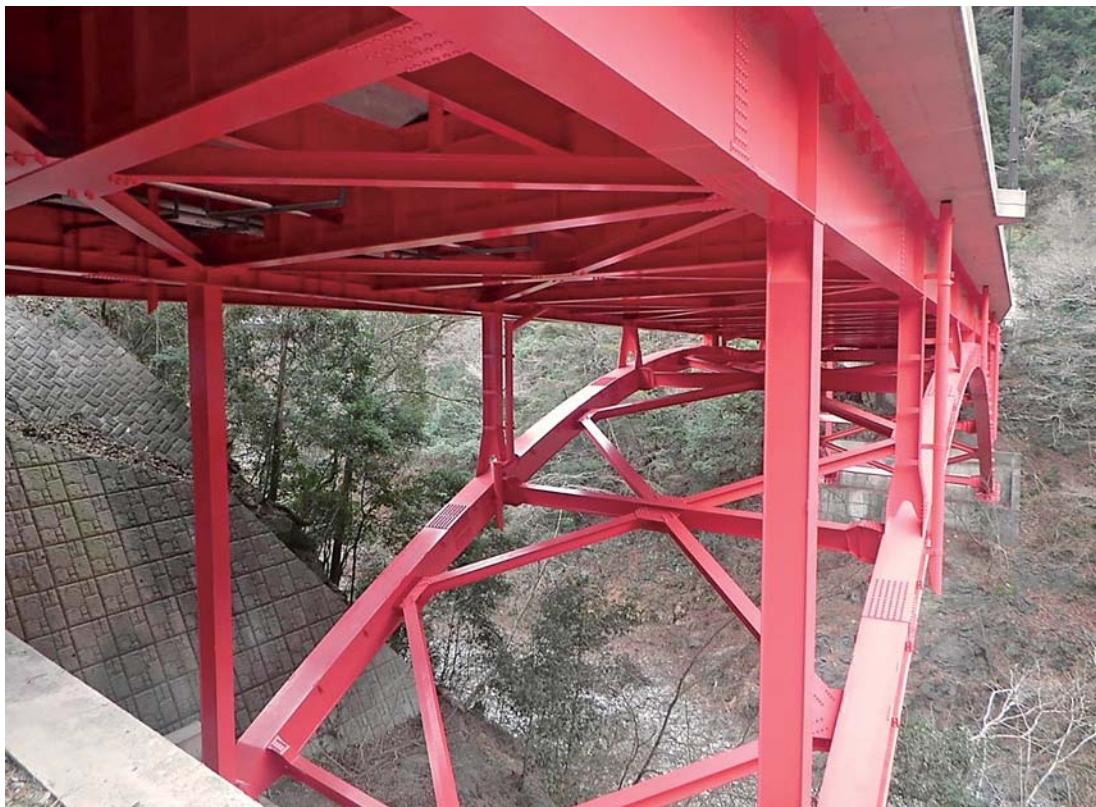


道路災害防除事業（-205-59上斜面）

「一般都道水根本宿線（第205号）」

西多摩郡檜原村樋里地内

平成30年7月完成



橋梁維持事業（愛宕大橋塗装）

「一般都道奥多摩あきる野線（第184号）多摩川南岸道路」

西多摩郡奥多摩町氷川地内

平成31年2月完成



道路災害防除事業（-206-43上斜面）
「一般都道川野上川乗線（第206号）奥多摩周遊道路」
(西多摩郡奥多摩町川野地内)
令和5年2月完成



路面補修事業
「一般都道川野上川乗線（第206号）奥多摩周遊道路」
(西多摩郡奥多摩町川野地内)
令和4年12月完成

ま　え　が　き

当事務所は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の4市3町1村にまたがる区域を管轄し、その総面積は572.70km²で23区の面積に匹敵する。

管内の面積のうち約70%は山岳地で占められ、その中でも東京の最高峰雲取山（標高2,017m）を中心とした峰々が連なる自然の景勝地は、秩父多摩甲斐国立公園区域に指定され、保護されている。

山岳地の西部地域に対して東部地域は、都心のベッドタウンとして市街化が進行し、人口増加と交通量の増大により、都市の様相が大きく変化してきている。特に、管内東部を南北に縦断する圏央道が、平成17年3月にあきる野ICまで、平成24年3月には高尾ICまでが開通したことで、都内で計画されていたすべての区間が開通し、交通利便性が大きく向上した。

また、平成23年3月11日の東日本大震災、平成26年2月8日及び14日の雪害や令和元年10月12日の令和元年東日本台風被害の経験を踏まえ、管内における防災対策の一層の推進が強く求められている。

これらの要望に応えるため、山間部におけるバイパス道路整備や斜面崩落防止、急傾斜崩壊防止、砂防事業、河川の護岸整備など、災害に強く、安全・安心・快適な施設整備に努めている。併せて、環境にも配慮した道路・橋梁等都市基盤施設の整備を重点的・効果的に進めている。

「『未来の東京』戦略 version up 2023（令和5年1月）」に掲げる将来の東京の姿を目指し、豊かな自然を生かした活力と魅力あふれる西多摩の発展のため、引き続き管内市町村と密接に連携し、住民の理解と協力を得ながら事業を着実に進めていく。

目 次

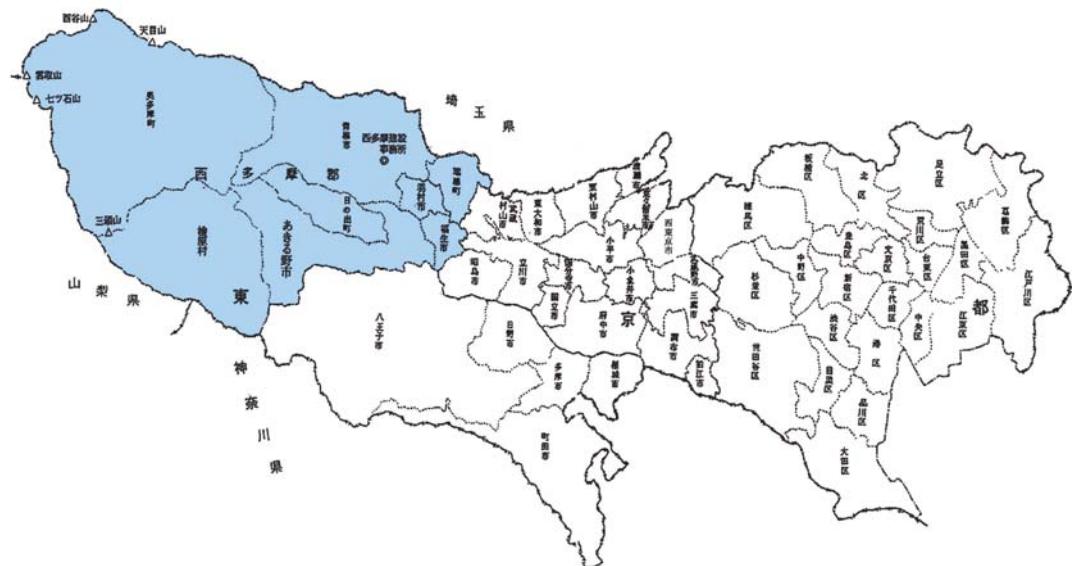
第1 所管区域の概況	1
1 所管区域の概況図	1
2 面積と人口	1
第2 事務所の機構	2
1 沿革	2
2 組織及び分掌事務	3
3 職員配置表	7
4 所在地	8
第3 事業の概要	10
1 課題	10
2 主な事業内容	10
3 予算と決算	11
第4 道路	13
1 道路の現況	13
(1) 管内道路の概要	13
(2) 通称道路名	16
2 道路の管理	16
(1) 道路管理	16
(2) 道路の維持補修	21
(3) 奥多摩周遊道路の維持管理	34
3 道路の整備	38
(1) 概要	38
(2) 道路・橋梁・街路・交通安全施設事業	38
(2)-1 主な道路事業	40
(2)-2 主な橋梁整備事業	50
(2)-3 主な街路事業	53
(2)-4 主な交通安全施設事業	57
(2)-5 主な鉄道立体交差事業	63
(3) 用地	69
第5 河川	73
1 河川の現況	73
2 河川管理	74
3 河川事業	78
(1) 中小河川整備事業	78
(2) 砂防海岸整備事業	81
(3) 河川防災	83
(4) 河川維持	83
(5) 河川環境整備	84
4 水防	84
5 土砂災害警戒区域等の指定	84
第6 市町村補助事業	92
1 市町村土木補助事業	92
第7 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業	93

<別表>	94
(1) 管内道路の現況	94
(2) 通称道路名一覧表	96
(3) - 1 管理橋梁調書	98
(3) - 2 橋梁の種類、橋令別調書	99
(4) 横断歩道橋調書	100
(5) 人道橋調書	100
(6) トンネル調書	100
(7) 地下歩道調書	102
(8) 都市計画河川一覧	103

第1 所管区域の概況

1 所管区域の概況図

当所管内は、東京都の西端に位置し、東は昭島市、武蔵村山市、南は八王子市及び神奈川県、西は山梨県、北は埼玉県にそれぞれ接している。



2 面積と人口

表 1 各市町村の面積及び人口

(令和5年4月1日現在 東京都総務局 推計)

	管内	内訳					
		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	奥多摩町
面積 (km ²)	572.70	103.31	10.16	9.90	73.47	16.85	225.53
人口 (人)	373,623	131,162	55,502	53,929	78,648	31,299	4,431
人口密度 (1km ² 当たり)	652.39	1,270	5,463	5,447	1,070	1,858	20

	内訳		東京都 全体	23区	東京都全体に 占める割合	23区との 比率
	日の出町	檜原村				
面積 (km ²)	28.07	105.41	2,194.05	627.53	26.10%	91.26%
人口 (人)	16,754	1,898	14,063,564	9,748,492	2.66%	3.83%
人口密度 (1km ² 当たり)	597	18	6,410	15,535	—	4.20%

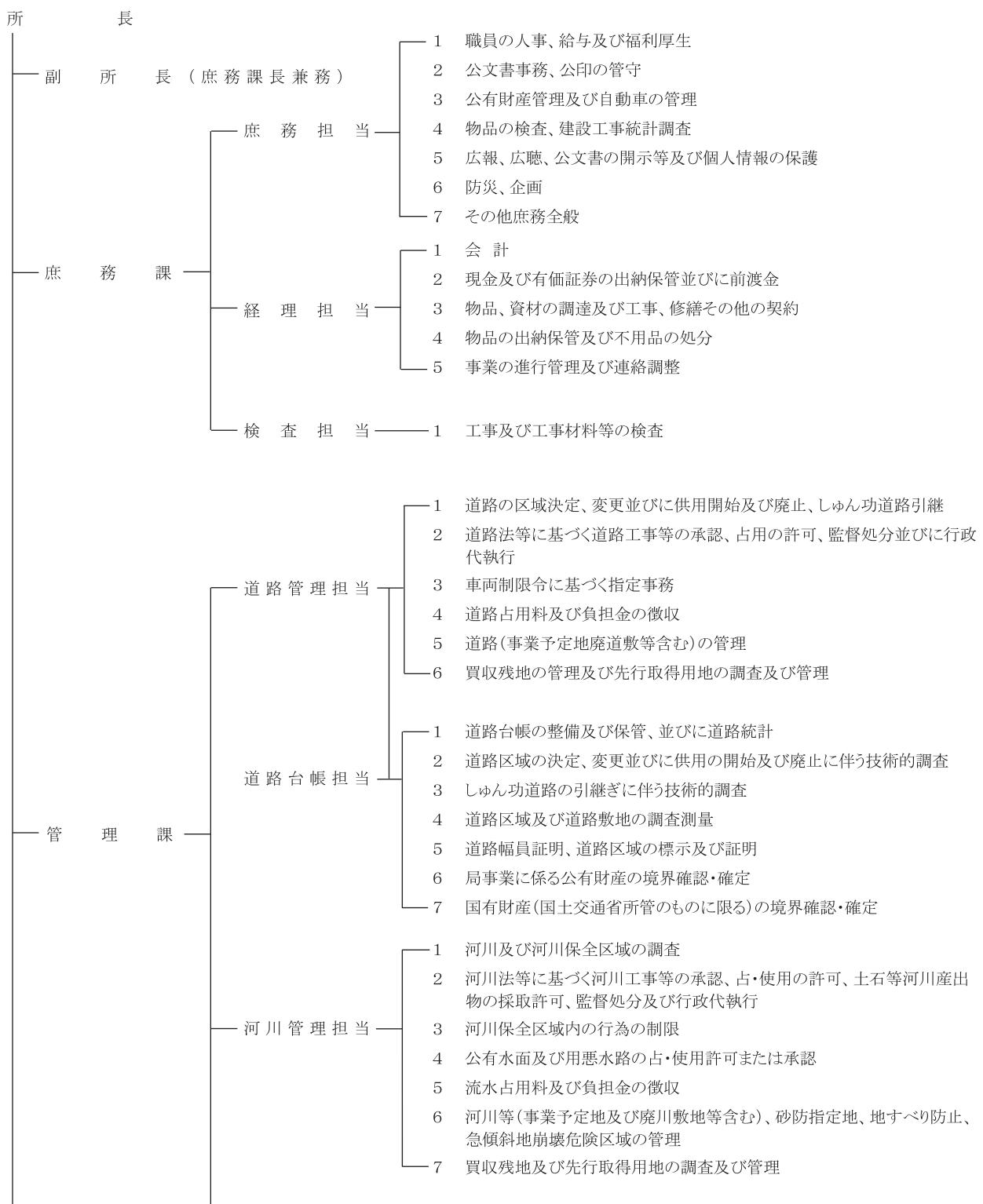
第2 事務所の機構

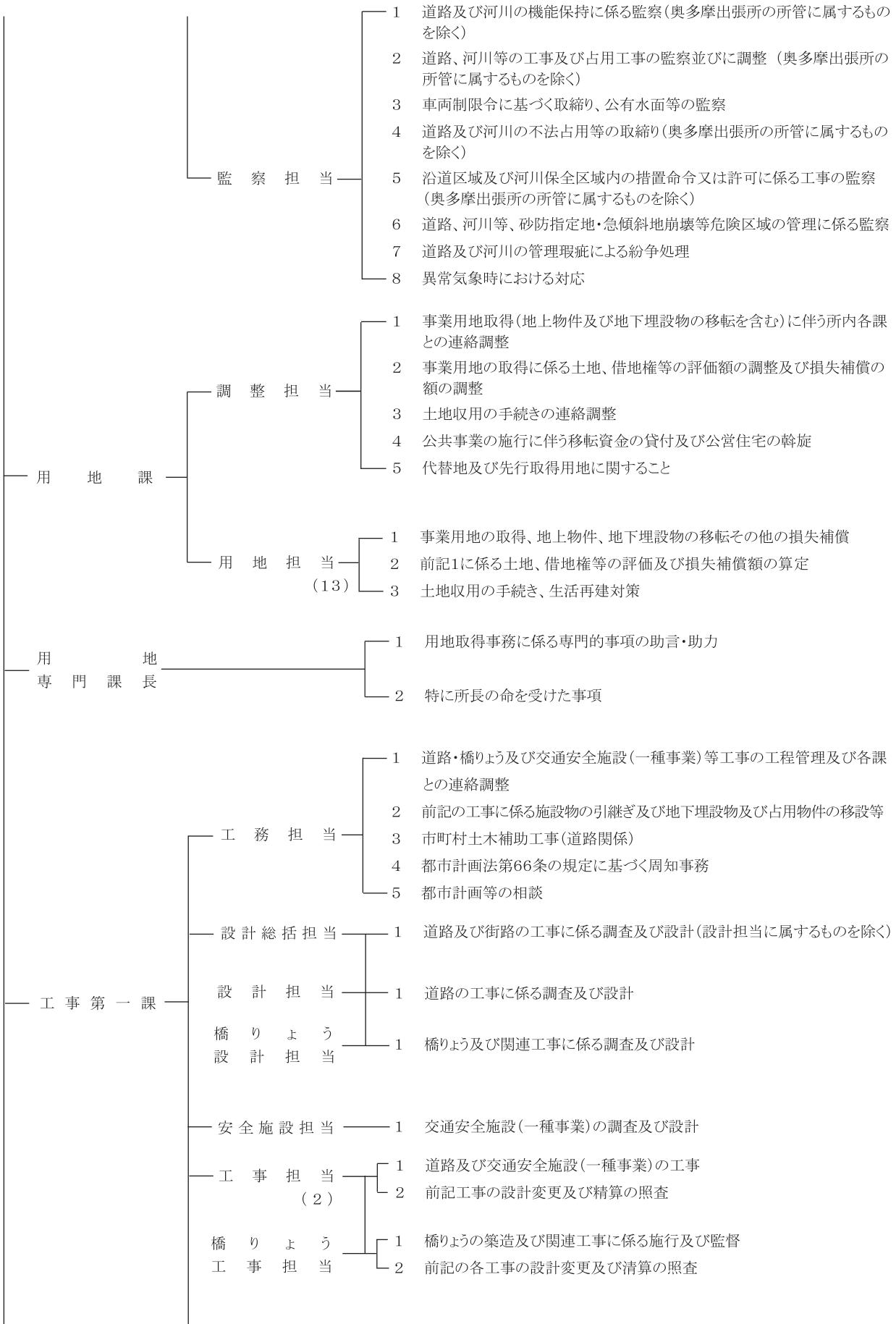
1 沿革

大正 10 年	東京府青梅土木出張所として発足する
昭和 17 年7月	東京府西多摩地方事務所の中に土木課として編入される
昭和 18 年7月	東京都制が施行され、東京府と東京市を廃し、東京府の区域に東京都を設置
昭和 38 年10月	地方事務所設置条例の全面改正により西多摩事務所土木課と改称
昭和 42 年10月	奥多摩有料道路建設に対応するため、土木課を土木第一課・土木第二課に分割増強
昭和 44 年4月	組織改正に基づき、東京都建設局の出先機関として西多摩建設事務所が設置され、5課(庶務・管理・用地・工事第一・工事第二)、9工区の組織で発足する
昭和 45 年4月	道路維持管理体制強化を図るため、補修課を増設
昭和 48 年4月	奥多摩有料道路の開通に伴い、奥多摩出張所を設置
昭和 49 年4月	組織改正により用地課を用地第一課・用地第二課へ分割増強
昭和 49 年7月	執行体制充実のため、西多摩建設事務所に次長を設置
昭和 60 年2月	青梅合同庁舎から独立し、現在地へ庁舎を新築移転
昭和 60 年4月	次長制を廃止し、副所長を設置
平成 2 年4月	奥多摩有料道路を無料化し、道路名称を奥多摩周遊道路に変更する
平成 5 年10月	奥多摩出張所と奥多摩工区は合同庁舎として、現在地へ庁舎を新築移転
平成 11 年4月	組織改正により用地第一課と用地第二課を統合し、用地課を設置
平成 16 年4月	管理工区の再編を行い、所長、副所長(庶務課長兼務)、6課、1出張所5工区の現在の体制となる

2 組織及び分掌事務

当所は、令和5年4月1日現在、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1出張所、1専門課長、33担当（課務担当 1名含む）、5工区、職員総数 207名（うち会計年度任用職員44名）であり、分掌事務は、次のとおりである。









3 職員配置表

表2

(令和5年4月1日現在)

区分 課 課	担 当	名	管理職		一般職		管理職 一級職 計	会計年度 任用職員 (専門職) 合計	会計年度 任用職員 (専門職) 合計	管理職 一級職 計	一般職	
			事務	技術	事務	技術					事務	技術
庶務課	庶務担当	1	1	5			7	1	8		2	6
	経理担当			5			5	1	7		6	7
	検査担当			1		1		1			2	2
	計	1	1	10	1	0	13	1	16		3	3
管理課	道路管理担当	1	6		7		1	8			2	2
	道路台帳担当		2		2		4	6			2	2
	河川管理担当		3		3		2	1	6		2	2
	監察担当	3		3	5		8			0	1	0
	計	1	0	12	2	0	15	11	28	0	19	0
用地課	調整担当	1		2	2		5	1	6	1	2	6
	専門課長	1				1				1		1
	用地担当		26		26		26		26			5
	計	2	0	28	2	0	32	0	33			1
工事第一課	工務担当	1		2	3	1	3	7		6	6	6
	設計総括担当			4		4		4			1	2
	設計担当			3		3		3			1	1
	橋りょう設計担当		3		3		3					5
	安全施設担当		3		3		3					5
	工事担当		4		4		4					4
	橋りょう工事担当			1		1		1				1
	測量担当			3		3		3				1
	計	0	1	0	23	0	24	1	28	0	24	1
工事第二課	奥多摩出張所									0	9	4
	橋りょう工事担当									4	5	5
	道路管理担当									1	3	1
	道路保全担当									4	4	4
	計	0	1	0	23	0	24	1	28	0	24	1
	奥多摩工区									3	2	2
	青梅工区									5	2	2
	福生工区									5	1	1
	(工区)									4	2	2
	あきる野工区									4	6	1
	檜原工区									3	3	4
	計	4	5	50	98	6	163	25	19	207	36	36
	合計											

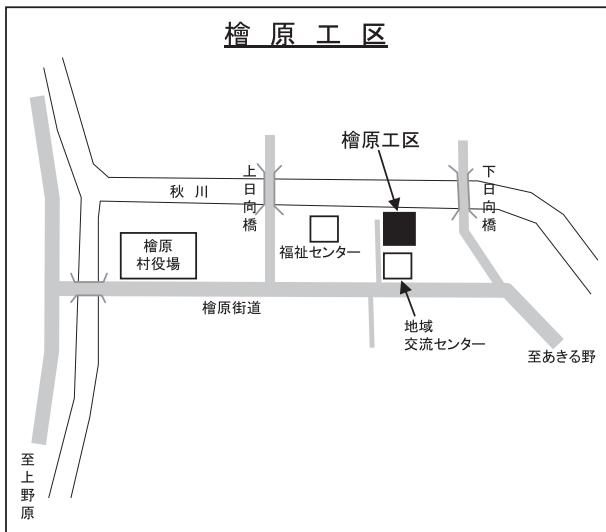
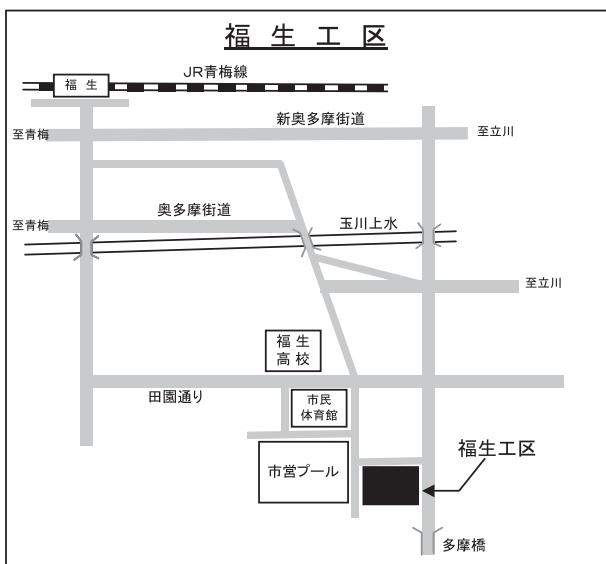
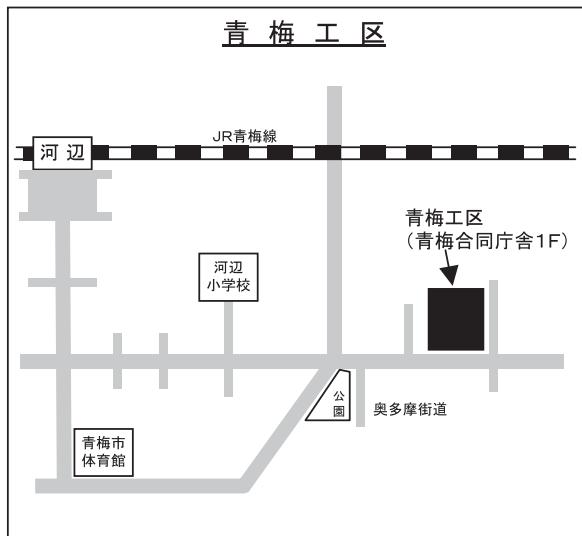
区分 課 課	担 当	名	管理職		一般職		管理職 事務	管理職 技術	会計年度 任用職員 (専門職) 合計	会計年度 任用職員 (専門職) 合計	一般職	
			事務	技術	事務	技術					事務	技術
河川課	河川設計担当									6	1	1
	工事総括担当									2	2	2
	工事担当									3	3	3
工事第二課	河川維持担当									2	2	2
	補修担当									2	2	2
	測量担当									2	2	2
	計	0	1	0	19	0	20	0	2	2	2	2
工事第三課	電線共同溝整備担当									1	1	1
	補修設計担当									5	5	5
	課務担当									1	1	1
	補修課									7	7	7
	施設維持担当									6	6	6
	工事担当									1	1	1
	施設維持担当									1	1	1
	計	0	1	0	23	0	24	1	3	28	28	28
工事第四課	奥多摩出張所									6	6	6
	道路管理担当									4	4	4
	道路保全担当									4	4	4
	計	0	1	0	8	0	9	0	4	1	1	1
工事第五課	奥多摩工区									3	2	2
	青梅工区									5	3	3
	福生工区									5	1	1
	(工区)									4	1	1
	あきる野工区									4	6	1
	檜原工区									3	3	4
	計	4	5	50	98	6	163	25	19	207	36	36
	合計											

4 所 在 地

事務所名	所在 地	電 話
西多摩建設事務所	青梅市東青梅3丁目20番1号	0428-22-7210 (ダイヤルイン代表/庶務課) FAX 0428-22-8433
奥多摩出張所	西多摩郡奥多摩町冰川951番4号	0428-83-3634~3636 FAX 0428-83-3639
工区	奥多摩工区	0428-83-3637-3638 FAX 0428-83-3639
	青梅工区	0428-22-5195-5197 FAX 0428-22-5196
	福生工区	042-551-6420-6434 042-530-4014 FAX 042-551-0969
	あきる野工区	042-595-0974-1137 FAX 042-595-1134
	檜原工区	042-598-1139-1257 FAX 042-598-1138

西多摩建設事務所・奥多摩出張所・各工区 所在地略図





第3 事業の概要

1 課題

当所は、8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）を所管し、その面積は23区に匹敵する。この広大な管理区域においては、道路、橋梁の建設・維持管理及び河川の改修・維持管理に加え、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業等を所管しており、地域の特殊性から次のような行政課題を抱えている。

- (1) 市街化が進む東部の平坦地域においては、今後の秩序ある都市としての発展及び安全で円滑な道路ネットワークの形成を目的として、都市計画に基づく基盤整備が急がれている。中でも、道路交通量の増大に伴う交通の円滑化、安全対策の上から、地域幹線道路や橋梁などの改良整備の促進及び維持管理の充実が望まれている。
- (2) 急峻で厳しい地勢条件となる西側の山間部においては、地域住民の生活の安全と発展のため、道路、橋梁などの整備の促進や改良の要請が強い。特に、山岳道路における崩土・落石に対する災害の防除、総合的な土砂災害対策及び集落の孤立化防止・交通混雑の緩和のためのバイパス道路の整備は重要課題である。
- (3) 管内の河川は、特に山間部においては、急流であり、降雨時には雨水が急激に流下し、下流域において河岸の洗掘、崩壊などの災害を生じ易く、また、都市化の進展と流域内の開発に伴う保水性の低下により未改修部分における氾濫の危険性が高まっている。そのため、河川の改修整備などの防災対策の促進が望まれている。

2 主な事業内容

以上のような行政課題に対応するため、当所では、主に次のような事業を推進している。

市街地においては、渋滞の緩和や安全性の向上のため青梅3・4・4号、福生3・4・4号などで街路事業を進めるとともに、道路と鉄道の立体交差化（志茂、箱根ヶ崎）、無電柱化（青梅街道、新奥多摩街道等）、歩道設置等の安全施設事業（吉野街道、秋川街道等）などに取組んでいる。

さらに、道路整備事業の進捗に合わせて新たな橋梁の整備を進めるとともに、防災及び予防保全の観点から多摩川、秋川などに架かる橋梁の耐震補強・長寿命化対策等を推進している。

一方、山間地域では、防災や交通混雑の緩和のため、国道411号（青梅街道）のバイパスとして多摩川南岸道路の整備を、檜原街道・五日市街道のバイパスとして秋川南岸道路の整備を、さらに、日の出町大久野地区と青梅市梅郷・和田町地区とを

連絡する梅ヶ谷トンネルの整備を進めている。

また、山岳道路では、日常点検や定期的な点検を基に、崩壊の危険度の高い斜面について、計画的に道路災害防除工事を実施し、奥多摩周遊道路を含む道路の安全性向上を図っている。

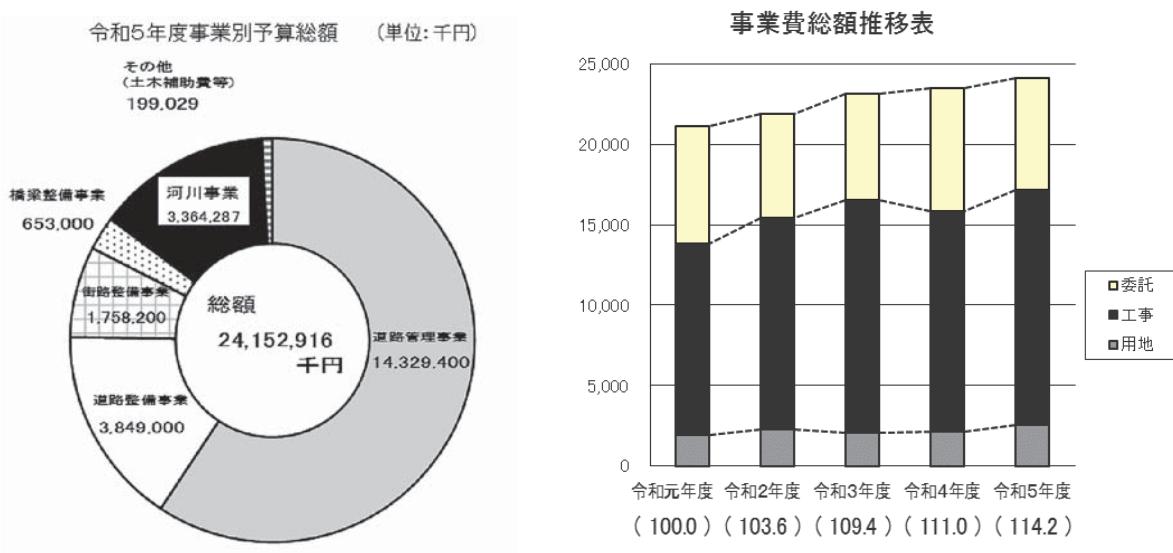
さらに、トンネルの予防保全の観点からトンネルの長寿命化を進め、併せてトンネル内附属物についても必要な更新を図っている。

霞川、平井川においては、護岸整備による河道改修を実施するとともに、霞川では、調節池の設置により治水安全度の向上に努めている。

管内の3分の2が山地であり、土石流、崖地崩壊による災害の危険が高いため、ハード対策として砂防、法面崩壊防止施設の整備を実施するとともに、老朽化した砂防堰堤等の予防保全対策を実施している。また、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定等を進め、災害の防止に努めている。

3 予算と決算

事業費年度別執行予定額及び執行実績額は表3-1のとおりである。



事業費年度別執行調書

表3-1

(単位:千円)

科 目	令和5年度執行予定額				令和4年度執行額			
	用地補償費	工事費	その他	計	用地補償費	工事費	その他	計
道 路 管 理 事 業	594,280	9,733,307	4,001,813	14,329,400	105,347	6,910,820	3,398,676	10,414,843
道路管理費	0	0	50,000	50,000	0	0	55,462	55,462
道路維持費	0	536,299	1,216,912	1,753,211	0	470,915	1,249,045	1,719,960
橋梁維持費	0	386,690	22,500	409,190	0	119,633	133,492	253,125
道路補修費	0	3,263,761	257,162	3,520,923	0	2,505,020	137,952	2,642,972
橋梁整備費(橋梁補修)	0	2,019,531	125,800	2,145,331	0	1,636,956	84,782	1,721,738
交通安全施設費	583,000	944,900	1,494,631	3,022,531	102,275	626,280	1,204,489	1,933,044
道路災害防除費	11,280	2,582,126	834,808	3,428,214	3,073	1,552,015	533,455	2,088,543
道路災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0
道路整備費	972,000	1,660,000	1,217,000	3,849,000	692,602	1,179,183	421,387	2,293,173
街路整備費	856,000	610,000	292,200	1,758,200	126,032	556,275	107,064	789,371
橋梁整備費(橋梁整備)	5,000	275,000	373,000	653,000	0	4,508	90,514	95,022
河 川 事 業	153,500	2,298,169	912,618	3,364,287	41,357	1,044,453	484,039	1,569,849
河川維持費	0	145,000	106,100	251,100	0	95,866	77,945	173,811
水防費	0	0	3,428	3,428	0	0	2,703	2,703
河川防災費	2,000	501,169	212,000	715,169	687	236,319	99,830	336,835
河川環境整備費	0	20,000	0	20,000	0	0	5,854	5,854
中小河川整備費	110,500	285,000	78,530	474,030	40,670	64,482	37,638	142,789
砂防海岸整備費	41,000	1,347,000	512,560	1,900,560	0	647,787	260,070	907,857
河川災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,580,780	14,576,476	6,796,631	23,953,887	965,337	9,695,239	4,501,681	15,162,257
用 地 会 計	0	0	0	0	0	0	0	0
管 理 費	0	0	0	0	0	1,311	34,987	36,298
土 木 管 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
土 木 補 助 費	0	0	199,029	199,029	0	0	125,721	125,721
合 計	2,580,780	14,576,476	6,995,660	24,152,916	965,337	9,696,550	4,662,389	15,324,276

その他－委託(測量・設計等)

第4 道路

1 道路の現況

(1) 管内道路の概要

当所が管理する道路は、一般国道（指定区間外）2路線、主要地方道13路線、一般都道30路線の計45路線である。

総延長は、388.634kmで、その各種内訳は表4-1～4-5のとおりである。

管内の特徴的なことは、河川（特に渓谷）を渡る橋梁と山間部におけるトンネルが多く含まれていることであり、その総数は橋梁304橋、トンネル40箇所にものぼる。

なお、その他に市町村が管理する道路が約2,398kmある。

表4-1 延長面積等一覧表

令和4年4月1日現在

区分	路線数	総延長(m)	内 訳		
		総面積(m ²)	舗装道	砂利道	法敷・その他
国 道 (指 定 区 間 外)	2	50,051	50,051	0	0
		696,557	501,943	880	193,734
主 要 地 方 道	13	143,985	143,985	0	0
		2,212,095	1,784,253	99	427,743
一 般 都 道	30	194,598	158,976	35,622	0
		2,564,623	1,589,526	115,491	859,606
合 計	45	388,634	353,012	35,622	0
		5,473,275	3,875,722	116,470	1,481,083

表4-2 道路率の比較表

令和4年4月1日現在

区分 地 域	管内面積 (km ²)	全 公 道		都 管 理 道	
		道 路 面 積 (km ²)	道 路 率 %	道 路 面 積 (km ²)	道 路 率 %
都 全 域	2,194.05	190.31	8.7	42.01	1.9
区 部	627.53	104.39	16.6	21.85	3.4
西 多 摩	572.70	15.80	2.7	5.47	1.0

表4-3 補装別一覧表

令和4年4月1日現在

区分	コンクリート舗装	高級瀝青舗装	平板舗装	砂利道	計
国 道 (指定区間外)	1,783 m	48,268 m	0 m	0 m	50,051 m
	3.6 %	96.4 %	0 %	0 %	100.0 %
主要地方道	3,051 m	140,934 m	0 m	0 m	143,985 m
	2.1 %	97.9 %	0 %	0 %	100.0 %
一般都道	8,681 m	149,764 m	531 m	35,622 m	194,598 m
	4.4 %	77.0 %	0.3 %	18.3 %	100.0 %
計	13,515 m	338,966 m	531 m	35,622 m	388,634 m
	3.5 %	87.2 %	0.1 %	9.2 %	100.0 %

表4-4 車道幅員別一覧表

令和4年4月1日現在

区分		19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	(未改良含む) 内自動車交通不能
国 道 (指定区間外)	延長m	30	674	45,346	4,001	0
	面積m ²	820	21,757	626,461	47,519	0
主要地方道	延長m	194	4,720	127,977	11,094	0
	面積m ²	8,229	111,658	1,982,317	109,891	0
一般都道	延長m	222	7,751	104,918	81,707	39,639
	面積m ²	6,870	198,582	1,895,036	464,135	104,749
計	延長m	446	13,145	278,241	96,802	39,639
	面積m ²	15,919	331,997	4,503,814	621,545	104,749

表4-5 奥多摩出張所・工区別管轄規模調査書

令和5年4月1日現在

区分		奥多摩工区	青梅工区	福生工区	あきる野工区	檜原工区	奥多摩出張所 計
		奥多摩湖水沿 道を除く	青梅市	福生市、あきる野 市(旧秋川市)、羽 村市、端穂町	あきる野市(旧五 日市町)、日の出 町	檜原村	奥多摩湖水沿 道
道 路	延長 m	42,111	114,219	85,718	55,887	50,120	40,579
	面積 m ²	225,639	1,461,485	1,356,959	713,148	845,393	870,651
橋 梁	数量	橋 43	橋 113	橋 30	橋 60	橋 43	橋 15
	延長 m	2,412	2,741	2,589	1,988	1,197	949
トネル	面積 m ²	23,540	28,711	38,551	23,839	10,979	8,878
	箇所 数	14	8	1	5	2	10
地 下 道	延長 m	6,540	1,778	101	2,209	1,163	1,766
	箇所 数	—	3	9	1	—	—
道路照明 ＊トンネル照明含む	延長 m	—	86	176	28	—	—
	数量 基	2,079	3,527	3,489	2,015	972	1,377
歩道植樹帯	数量 本	—	1,558	1,806	97	—	3,461
	*数量 本	—	3,129	4,622	2,310	—	10,061
＊街路樹本数	面積 m ²	42	18,760	34,004	11,984	—	64,790
	数量 本	16	609	793	131	29	—
緑地帯等	箇所 数	16	134	127	89	8	374
	面積 m ²	2,645	18,200	20,680	7,635	6,094	—

※道路の数値は、令和4年4月1日時点のものである。

(2) 通称道路名

東京都は、昭和59年5月1日都告示により主要な道路に「通称道路名」を付して、地域住民や一般利用者等の生活上、道路交通上の道しるべとして、効果的な利用を図ってきた。

しかし、前回の通称名設定から30年経過しており、この間の道路の新設、延伸整備等による都内の道路状況の変化に応じた見直しが必要となった。このため、通称名のない道路に新たに親しみやすい名前をつけ、既に通称名のつけられている道路も実態に合わせて起・終点を延長するなどの改定を行い、都民をはじめとする利用者や観光客の交通の利便を図るとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てることを目的として、平成26年4月1日都告示により、新たに通称道路名を追加設定した。

西建管内の「通称道路名」は、別表(2)のとおり23路線が設定されている。

2 道路の管理

(1) 道路管理

道路管理の目的は、道路を常時良好な状態に維持し、安全で能率的な交通の確保という本来機能と、上下水道、電話、電気、ガス等の都市施設の設置場所としての二次的な機能をあわせ持っている。当所ではこれらの機能を安全かつ円滑に発揮するため、道路の占用許可・道路台帳の整備・道路交通の保全及び占用使用等の適正化のための監察のほか、道路予定地の管理などを行っている。

近年の道路をとりまく急速な環境の変化は、管内でも例外ではなく、大規模宅地開発や区画整理事業など従来とは質的にも量的にも異なってきており、今後様々なニーズに対応した高度な管理体制が求められている。

ア 道路の区域決定等の事務

道路法上の告示行為として道路区域の決定及び変更、供用開始及び廃止の事務並びに、竣工道路の引継ぎと監督処分の外に行政代執行等の法律的行政行為も行っている。

イ 道路台帳

道路管理者は、道路法第28条に基づき道路台帳を調製・保管するとともに道路台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができないものである。

(ア) 道路台帳は、道路法施行規則第4条の2により調書及び図面をもって組成されることとなっているが、このうち図面は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図で構成されている。道路台帳平面図及び地下埋設物台帳平面図

は管内路線の100%を調製しているが、道路の敷地の範囲と道路の区域の境界線を記入した道路敷地構成図については、令和4年度末の調製率が69.3%となっていることから鋭意調製作業を進めている。

また、平成22年度より、「みちきやどくん（道路台帳業務支援システム）」を導入していることから、同システムの本格稼動に向けて、当所保管の道路台帳についても統一された仕様によりCAD化を進めている。当所のCAD化率は平成28年度末で概ね100%である。

(イ) 東京都事務手数料条例の改正に伴い、平成9年10月から道路台帳の有料による複写サービスを実施している。その他に道路境界の立会い、道路区域証明等の事務を実施している。道路幅員証明事務は令和2年12月に廃止され、それに代わり道路台帳複写図を交付する対応を行っている。

前年度実績は、表4-6のとおりである。

表4-6 令和4年度道路台帳整備及び区域調査等の実績

項目	数量	件数(件)	延長(m)
道路台帳の整備(敷地構成図の調製)		3	5,180
地下埋設物台帳平面図の補正		1	—
道路区域及び境界確定等		71	—
道路台帳及び境界確定の閲覧・複写		1,654	—

ウ 境界確認・確定事務

平成20年5月より、当所管内の道路・河川に係わる建設局所管公有地及び都管理の国土交通省(旧建設省)所管国有地に係わる境界確認・確定事務、並びに土地境界図等の閲覧・証明の窓口業務を行っている。

エ 道路占用

道路の二次的な機能としての道路占用、使用許認可申請についても、増加する傾向にあり、道路本来の機能との調整を図りつつ、適切な事務処理を行っている。

このほかに、民地への自動車乗り入れのための歩道切下げ工事及び法敷と民地とを接続するための自費工事の承認、沿道区域内に対する措置命令などを行っている。

内訳は、表4-7のとおりである。

表4－7 令和4年度道路占用等許可件数及び収入額一覧表

区分	公益事業占用					一般占用	協議占用 交通管理者等	自費工事	沿道掘削	計
	上水道	下水道	ガス	電気	通信					
許可件数	230	88	13	252	157	991	24	111	7	1,873
占用料	0	0	(11) 7,508	(21) 25,653	(58) 65,900	(61) 8,211	0	0	0	(151) 107,272
監督事務費	(34) 31,591	(19) 1,127	(0) 0	(9) 45	(16) 1,689	0	0	0	0	(78) 34,452

※一般占用の許可件数には、更新分を含む

※()書は件数であり、占用料は調定件数、監督事務費は対象許可件数である。

なお、占用料・監督事務費の実数は金額であり、単位は千円

才 道路監察

道路河川パトロールカー(2台)により、常時管内を監察(奥多摩出張所管内の道路については、同出張所が実施)し、道路構造の保全と安全かつ円滑な道路交通を確保するよう努めている。平成20年度からは専任の監察業務職員の配置により、監察指導の強化・充実を図っている。前年度の実績は、表4-8のとおりである。

特に道路上工事については、必要に応じ夜間監察も実施している。監察種別は次のとおりである。

(ア) 平常時パトロール

道路を路線ごとにパトロールし、管内全域にわたって、おおむね4日に1回の割合で監察するよう計画的に実施している。

主要な監察事項は、以下のとおりであるが、該当するものを発見した場合はその都度、口頭注意や文書による警告を行って是正するよう指導し、あるいは関係機関に対して通報し、応急措置を行う等、事故の未然防止に努めている。

主要監察事項

- A 道路不法占用及び道路に関する禁止行為の監察
- B 道路上工事の監察
- C 道路の損傷又その誘因となる事象の監察
- D 沿道区域における工事等の監察
- E 車両制限令による違反行為の監察
- F その他道路管理に関する法令違反行為及び特命事項の監察

(イ) 特別パトロール

春と秋の全国交通安全運動、道路ふれあい月間及び年末時等には特別監察を

行い、さらに警察署、各公益企業者等との合同監察も隨時実施している。

(ウ) 異常時のパトロール

当所管内は山岳道路が多く、台風や集中豪雨など異常時には道路交通の安全を確保するため、パトロールを強化している。

(エ) 道路上各種占用工事の調整

年4回（年間調整3月、その他6月・9月・12月）道路管理者、管内警察署、企業者及び市町村等で構成する東京都道路上工事調整協議会を開催し、各機関の計画している道路上工事について工期の短縮、掘り返しの防止、競合工事に対する工程順序等の調整を行っている。

なお前年度における年間道路上工事調整数は表4-9のとおりである。

表4-8 令和4年度道路監察実績表

道 路 監 察 実 績																
項 目	路 線 監 察 延 回 数	① 路 線 監 察										沿 道 区 域 の 監 察	處 理 容			
		道 路 の 不 良 箇 所 発 見 数		内 容		禁 止 行 為 違 反 発 見 数	違 内 反 容		處 内 理 容							
		道 路	道 路 付 屬 物	道 路	道 路 付 屬 物		不 法 占 用 物 件 等	路 面 污 染 等	行 政 指 導	行 政 處 分	車 両 制 限 令 違 反 發 見 数					
件数	1,141	280	5	275	4,126	4,126	0	4,126	0	0	1	1	0			
② 道 路 上 工 事 の 監 察																
監 察 内 容	監 察 箇 所 延 總 数	指 摘 箇 所 數	指 摘 件 数	指 摘 内 容						処理内容						
				掘 さ く に 關 す る こと	復 旧 に 關 す る こと	路 面 覆 工 に 關 す る こと	保 安 施 設 に 關 す る こと	そ の 他	行 政 指 導	行 政	行 政 處 分					
件数	2	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0					

表4-9 令和4年度年間道路上工事調整表

区分	件数	延長(m)	備考
管理者工事	274	78,380	
企業者工事	160	48,704	
計	434	127,084	

力 公有財産管理

(ア) 事業予定地の管理については「建設局所管公有財産管理要綱」に基づいて処理している。

平成18年度から、新たな公会計制度の導入に伴い、財産情報システムが稼働した。これにより、用地課で買収され、引き継がれた全ての土地を道路資産として把握することができるようになった。

また、管理柵の設置、除草等については、関係課、工区等の協力を得てより適正に行うよう努めている。

(イ) 都道敷内民有地(以下「敷民」という。)については、当該土地所有者から道路として使用することの承諾を得たものであり、寄付の申し入れにより適時、登記手続きを行っている。

しかしながら、未だ多くの敷民が存在しており、都道区域内の敷地状況を的確に把握するために、道路敷地調査測量を実施している。

キ 地域内道路化した都道の市町村への移管

新規に広域幹線道路やバイパスの整備などの道路整備を行った結果、今までの都道は必然的に幹線道路の機能を失い、地元の地域サービスの交通を分担するようになってきている。

これらいわゆる地域内道路化した都道(以下「旧道」という。)は、地域住民のニーズに合ったきめ細かい管理が求められている。そのため、当所ではこれまでにも関係市町村と個別協議を重ね移管促進を図ってきた。

これら旧道の関係市町村への移管について、平成8年3月に策定された「東京都行政改革大綱」により正式に対象になったことをうけ、当所では今後も関係市町村との協議、道路敷地構成図の調製など引きつづき必要な条件整備を行い、円滑な移管促進を図っていくこととしている。

(2) 道路の維持補修

道路法では、道路、橋梁等の施設は適正に管理を行い、その機能を常時良好な状態に保持し、一般交通に支障とならないよう努めなくてはならないと定められている。

(道路法第42条)

道路は、道路本体とトンネル、橋、擁壁など道路と一体になっている施設や工作物、および道路の付属物(防護柵、街灯、街路樹、道路標識等)からなっており、これらを定期点検・維持補修することで安全で快適な交通を確保するよう努めている。

特に、管内には、急峻な山岳部の道路が多く、路面や施設の管理だけでなく道路に接する斜面の管理も重要な仕事となっている。

道路や斜面の不具合は重大な事故の発生につながる危険性があるため、日常的な巡回監視が非常に重要である。このため奥多摩、青梅、あきる野工区には直営巡回点検班を配置し、福生工区管内は道路巡回点検委託により、道路や斜面の不具合個所の早期発見や緊急措置を行うなど未然の事故防止に努めている。

ア 道路橋梁維持

(ア) <道路維持> 安全快適な交通を確保するために行なう経常的な修繕である。

管内を6つの区域にわけ、直営巡回点検班と道路巡回点検委託による道路の巡回点検と、単価契約や総価契約等の請負工事及び作業の委託等による維持補修を行っている。また、落石処理や冬期における除雪、路面の凍結防止、トンネル内のつらら落とし等、管内特有な作業も行い、常に異常に対し即応できる態勢をとり安全な道路の維持に努めている。

(イ) <橋梁整備・維持補修> 所の管理する道路にある橋梁304橋、横断歩道橋23橋、人道橋35橋の補修、塗装、橋梁照明の保守等を行っている。

橋梁304橋の内、架設後50年以上たったものは174橋ある。この橋梁の中には交通量の増大や車輌の大型化の影響によって劣化が進み、また現行の基準に適合しなくなったものも含まれている。

このように、急速に進む橋梁の高齢化と、これに伴う膨大な更新費用の発生に適切に対応していくために、令和3年3月に「橋梁予防保全計画」が策定され、管内橋梁を重要度に応じて、建設時より性能を向上させて延命化を図る「グループA」と建設時と同等の性能を維持する「グループB」の2つに区分し、戦略的な予防保全型管理を推進している。

今年度は、中福生陸橋、睦橋、境橋、下奥多摩橋、御岳橋の長寿命化工事、二宮上野原歩道橋、本町歩道橋の耐震工事、海入道橋、北川橋、新大平橋の補修

補強工事ほか橋面舗装及び塗装等維持補修工事を行う。

イ 道路補修

(ア) <路面補修> 管内の道路は、圈央道の開通による企業立地などで交通量の増大と通行車輌の大型化、重量化が進んでいる。特に管内には碎石類の生産工場や発生土受入れ指定地が数多く存在していることから、重車両の通行が多く路面の痛みが目立っている。

また、交通騒音や振動、歩道部の改善など沿道環境の向上の要請も多く、その改善策への対応が急がれている。

こうした背景から、路面補修では従来の車道を中心とした現状回復的な補修から、路面補修にあわせた歩道部の段差や勾配の改善、既設側溝上部の改修などにより、安全で快適な歩行空間の確保に積極的に取り組んでいる。また、交通騒音の激しい場所への低騒音舗装や降雨による水はね、水しぶきを抑制するための排水性舗装の採用など沿道環境の改善にも努めている。

今年度は国道、主要地方道を中心に延長 18.35 km、面積約 0.139 km² の路面補修工事を施工及び予定している。

また、車道の舗装打換え等にあわせ、現道内の歩道拡幅や段差解消などの歩道改善を行っており、今年度は管内 1箇所で工事を行う予定である。

(イ) <道路施設整備> 管内には、地形的な制約から設置された道路施設、トンネル 40 箇所、掘割道路 7 箇所、地下歩行者道 13 箇所、擁壁 922 箇所、組立歩道 9 箇所、桟道 28 箇所、道路排水対策上設置された調整池 1 箇所、排水場 1 箇所、および道路情報を伝える道路情報板 42 箇所、トンネル警報板 12 箇所、トンネル内 AM ラジオ再放送 20 箇所、道路監視設備(ITS) 73 箇所など道路の保全上必要な施設が設置されている。これらの施設には、経年劣化による補修や計画的な更新が必要となっているものもある。

戦略的な維持管理として、トンネルの予防保全型管理を推進している。今年度は大麦代トンネル・日原トンネル・鳩ノ巣トンネルの補強・補修工事を行う。

ウ 道路災害防除

山岳道路の斜面管理については、昭和 57 年 10 月の国道 411 号奥多摩町川野地区における土砂崩落事故を契機として、斜面調査方法の手法を確立し、昭和 59 年に道路通行規制区間の斜面台帳整備、昭和 60 年には、道路通行規制区間外の斜面台帳を整備した。

以降 5 年毎に、山岳道路斜面定期点検調査(全路線、全斜面を対象)を行い、

斜面の状態を把握し、台帳の更新を行っている。

また、毎年行う特別点検（I、IIランク対象）や、職員による日常パトロール、通常巡回等、常に山岳道路の安全管理に努めている。

なお、基準等については、平成6年6月に策定された「東京都山岳道路斜面防災保全策要領」が、平成8年2月の北海道豊浜トンネル岩盤崩壊事故や平成24年12月の中央道笛子トンネル崩落事故などを受け順次改定され、近年では平成31年3月に改定している。

現在、その斜面台帳に基づいて各斜面の対策工法を検討し、災害防除事業を実施して斜面管理を含めた山岳道路の管理を行っている。

施設の種類は、モルタル吹付、ブロック積、落石防止網、落石防止柵、法枠、アンカーワーク、擁壁工などで、それぞれの斜面にあった工法を選んで施工しており、今年度は24箇所（奥多摩周遊道路を除く）の災害防除事業を予定している。なお、施工される施設は道路区域外での工事も多く、平成11年度より、永久構造物を設置する区域については、用地の買収を行っている。

今後も優先順位を踏まえ、計画的に災害防除工事を実施し、道路の保全に努める。

エ 災害復旧

台風や集中豪雨等で一定基準を満たした異常気象が発生し、公共土木施設が一定規模以上（都道府県は120万円／個所以上）被災した場合は、国に対して公共土木施設の被害報告を提出し、復旧に要する必要経費を算定の上で国に負担の請求を行なう。国は被害の程度を確認し、被災の原因、復旧工事の概要など請求された内容が適正なものであるかの査定（災害査定）を実施する。

査定には所管省庁の査定官、立会官が現地に赴いて査定を行ない、国費として支給される内容が適正かどうかの確認を行なう。査定結果に基づき負担額が決定されると、災害復旧事業として復旧工事を行うことになる。

なお、採択基準に満たない場合には都単独の災害復旧として事業を実施することになる。

令和元年10月の令和元年東日本台風で被災した主53号24斜面（青梅市成木六丁目地内）他2箇所で発生した斜面崩落箇所を災害復旧事業（国庫補助対象）として実施した。

オ 交通安全施設整備（二種事業ほか）

交通環境の改善を図ることによる交通事故の防止と、交通需要に応じた道路附属

物の設置により快適な交通の流れを確保するため、今年度は、区画線5,000m、防護柵40m等を予定している。

架空線地中化事業は、平成15年度から主29号青梅市河辺町六丁目から同市東青梅四丁目間1,060mと、都181号青梅市新町四丁目から羽村市小作台一丁目間1,150mの2路線で事業に着手し、都181号は平成23年度に完了、主29号も平成24年度に完了した。平成24年度から主5号青梅市東青梅から同市野上町間1,500m、主29号福生市牛浜から同市本町間1,050mの2路線で事業に着手、令和元年度から国道411号あきる野市秋川一丁目から同市秋川五丁目間650m、主29号福生市福生から羽村市川崎一丁目間1,630m、主29号福生市熊川730mの2路線3箇所で事業に着手、令和2年度から主5号青梅市新町四丁目から同市新町一丁目間1,310mで事業に着手している。

また、平成26年度より、主29号福生市熊川から青梅市河辺町六丁目間7,878mで、自転車通行空間整備事業を実施している。

カ 山岳道路の管理

管理道路の約50%は、山間部に作られており、これらの道路では常に落石や斜面崩壊の危険をはらんでいると言っても過言ではない。

昭和51年7月国道411号奥多摩町室沢地内での崩壊、昭和57年10月奥多摩町川野地内の崩壊、平成3年8月奥多摩周遊道路の崩壊等大規模な土砂崩壊、平成23年3月都204号奥多摩町日原地内(燕岩)の落石(現在も一部通行止め中)、平成23年9月国道411号青梅市友田町地内で崩壊、平成24年4月都204号奥多摩町日原地内で崩落、平成25年7月檜原村樋里地内で大規模な土砂崩壊、平成29年10月主45号青梅市柚木地内で道下斜面、国411号旧満地トンネル坑口部で崩落が発生した。

最近では、令和元年10月に令和元年東日本台風の影響により都204号奥多摩町日原地内で道下斜面の崩壊などが発生、令和3年7月には国411号奥多摩町留浦地内で道上斜面の崩壊が発生した。いずれも人的被害がなく緊急施行で対応した。

また、集中豪雨時には、各所に崩土や土砂の流出が起り交通の遮断に至った例も多い。いずれも通行者的人命にかかわる問題であり、山岳道路は「山岳道路の日常管理要領」により管理に万全を期している。

キ 雪害対応

所では、降雪時における道路交通の安全を確保するため、毎年降雪シーズン前に

地元の建設会社に除雪協力を依頼し、あらかじめ稼働可能な資機材や労力を把握するとともに、各協力会社の作業範囲を定め、迅速、適切な除雪活動を行う態勢を整えている。

平成26年2月の大雪では、西多摩地域の平野部で60cm、山間部の多いところで1mを超える記録的な積雪となり、倒木、雪崩など多数の被害が発生したほか、国道411号を含む12路線の都道が通行止めとなつた。

このうち、積雪量の多かった奥多摩町や檜原村などの山間部では、大雪により集落が孤立し、町村の要請を受けた自衛隊や機動隊などと連携して昼夜を問わず除雪作業が行われた。

また、バス路線などを抱える市街地では、警察と連携して都道の通行止めを行い、複数の協力会社を投入して集中的に除雪を行うなど、早期の交通開放に貢献した。

令和4年度は、大雪警報及び注意報による雪害態勢は1回と少なかつたが、山間部では10cmを超える積雪が記録され、雪害対応では管内除雪協力業者により緊急施行で除雪作業を行つた。

表4-10 山岳道路斜面数量表

令和5年4月1日現在

路線名	山 岳 道 路 区 間			斜 面 数		
	対 象 区 間	地 点 標 (kp)	延 長 (km)	道 上	道 下	合 計
国 139 号	奥多摩町川野七久保～川野庄のさす	0.0～ 2.2	2.2	22	20	42
国 411 号	あきる野市牛沼飛鳥山～菅生中	6.4～11.6	45.9	202	150	352
	青梅市友田町一丁目～御岳本町	11.8～28.6				
	奥多摩町川井丹繩～境水根沢	29.0～44.6				
	奥多摩町原大麦代～留浦堀端	45.1～53.4				
主 28 号	青梅市根ヶ布一丁目～黒沢二丁目	2.6～ 4.0	1.4	6		6
主 29 号	あきる野市草花	12.1～12.4	0.3	2		2
主 31 号	日の出町大久野玉の内～あきる野市三内坂口	3.8～ 8.5	7.1	46	20	66
	青梅市長渕五丁目～日の出町大久野玉の内	1.4～ 3.8				
主 32 号	あきる野市高尾月木沢～五日市東入野	11.2～13.9	2.7	5	0	5
主 33 号	あきる野市戸倉山口～戸倉中山	14.5～17.9	17.2	172	133	305
	檜原村下元郷～南郷上川乗	0.7～14.5				
主 45 号	奥多摩町丹三郎坂下～奥多摩町海沢浜竹	1.4～ 2.9	5.3	28	19	47
	奥多摩町海沢浜竹～青梅市柚木町三丁目	2.9～ 6.7				
主 53 号	青梅市青梅森下～成木七丁目	0.1～10.8	10.7	64	5	69
主 61 号	あきる野市引田～高尾	0.0～2.0	2.0	6	1	7
都 176 号	あきる野市雨間南郷～八王子市戸吹町	4.1～ 4.5	0.4	5	2	7
都 184 号	奥多摩町氷川長畑～海沢上坂	0.8～ 2.9	8.9	37	13	50
	青梅市御岳山	0.0～ 0.4				
	日の出町大久野三ッ沢～大久野新井	13.2～19.6				
都 193 号	青梅市成木四丁目～沢井一丁目	2.6～10.5	7.9	55	12	67
都 194 号	青梅市成木二丁目～小曾木三丁目	0.3～ 1.3	1.0	12	0	12
都 201 号	あきる野市乙津落合～養沢上養沢	0.4～ 7.4	23.1	96	30	126
	青梅市御岳山～御岳山二丁目	0.0～16.1				
都 202 号	奥多摩町川井竹の花～大丹波南平	5.1～ 6.5	2.6	21	16	37
	青梅市成木七丁目	-0.2～ 1.0				
都 204 号	奥多摩町氷川柄久保～日原小川	0.6～10.8	10.2	97	78	175
都 205 号	檜原村本宿～藤原中組	11.2～21.7	10.5	98	80	178
都 206 号	檜原村数馬数馬上	18.9～19.7	9.2	114	79	193
	檜原村数馬数馬上～人里南郷	19.8～28.2				
都 238 号	青梅市和田町一丁目～梅郷一丁目	0.0～ 1.4	1.4	12	5	17
都 251 号	日の出町大久野	0.0～ 3.1	3.1	15	1	16
周遊道路	奥多摩町川野穴畠～檜原村数馬	0.1～18.9	18.8	196	150	346
合 計			191.6	1311	814	2125

表4-11

山岳斜面安定度評価集計表

令和5年4月1日現在

路線名	落石ランク			崩壊ランク			地すべりランク			岩盤崩壊ランク			土石流ランク			擁壁ランク			総合ランク			
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
国道139号	3	7	10	2	13	25	0	1	2	0	1	0	3	0	3	1	12	21	7	12	23	42
国道411号	26	82	42	21	95	147	0	1	0	2	3	1	9	14	2	8	131	166	56	149	148	353
主要地方道28号	1	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	6
主要地方道29号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
主要地方道31号	0	7	5	1	22	38	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	17	24	1	26	39	66
主要地方道32号	0	3	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5
主要地方道33号	16	44	40	17	82	156	0	1	4	1	5	2	8	18	3	1	67	119	37	112	156	305
主要地方道45号	5	11	4	6	21	12	0	0	0	0	0	0	2	3	3	1	15	13	13	20	14	47
主要地方道53号	3	12	21	2	21	31	2	2	1	0	0	0	1	7	8	1	7	35	8	27	34	69
主要地方道61号	0	0	0	1	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	7
一般都道166号	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
一般都道176号	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	2	4	1	7
一般都道184号	4	14	4	4	24	15	0	0	0	0	2	1	2	4	1	1	13	16	9	27	14	50
一般都道193号	1	18	9	4	22	28	0	2	0	0	1	0	1	9	2	1	17	31	7	33	27	67
一般都道194号	0	4	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	4	0	10	2	12	
一般都道201号	14	55	16	13	91	13	1	1	0	0	4	1	1	8	1	0	34	23	26	91	9	126
一般都道202号	5	4	6	0	15	11	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	14	17	6	20	11	37
一般都道204号	29	51	8	38	108	20	0	0	15	18	0	7	6	0	5	77	57	61	103	12	176	
一般都道205号	19	46	23	14	102	52	2	12	1	0	1	6	3	1	3	56	63	33	102	43	178	
一般都道206号	8	42	27	9	86	69	0	0	1	0	1	1	5	11	4	1	61	84	22	96	75	193
一般都道238号	0	1	1	0	4	8	1	2	1	0	0	0	2	3	0	3	7	1	6	10	17	
一般都道251号	2	2	3	3	2	4	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0	4	3	5	6	5	16
奥多摩周遊道路	21	89	31	12	216	90	3	23	17	0	0	1	1	14	1	12	123	69	41	236	69	346
総計	157	493	252	150	944	727	9	50	27	18	36	8	49	108	42	37	663	753	338	1,090	699	2,127

注：1=「対策が必要と判断される」
2=「防災カルテを作成し対応を必要としない」
3=「特に新たな対応を必要としない」

(ア) 日常点検及び異常気象時点検

土砂崩壊のメカニズムが明らかでない現状では、前兆となる斜面の変状や小規模な崩壊をいち早く発見することが大切である。

また、路上の落石を発見し早急に事故回避の処置をとることも重要である。

山岳道路の点検調査は「山岳道路の日常管理要領」にもとづき、下表のように行っている。

表4-12 山岳道路の点検調査 (山岳道路の日常管理要領による)

点検調査の名称	点 檢 者	回 数	時 期	対 象 斜 面	点 檢 方 法
日常点検 通常巡回	管理工区	1回／3日	随 時	(注意度ランク) 1・2・3	路上(車内)から の目視
	直営巡回点検班	標 準	(月間作業計画作成 時に定める)		
定期巡回	同 上	2回／年 標準	11月から3月までの 間 (年間作業計画作成 時に定める)	1・2	路上からの目視
特別巡回	同 上 及び 高度な専門的 判断を要する 場合委託	その都度	定期巡回で発見され た異常時	異常箇所	路上から把握で きない箇所につ いて必要におい て決定
異常気象時 巡回 (通行規制解除 の点検も同じ)	定期巡回に準 ずる	その都度	異常気象時に災害 の発生及び発生の 恐れがある時	全斜面	路上(車内)から の目視

(イ) 異常気象時における道路通行規制

豪雨、積雪、地震等の異常気象時に山岳道路の通行が危険であると認められる場合は、「道路通行規制要領」に基づき通行規制を行い事故の回避を図っている。

① 豪雨時の通行規制

大雨の際、道路及び周辺の状況から、土砂崩れ等の災害が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として以下のように定めている。

表4-13 豪雨時の道路通行規制基準

区 分	通 行 注 意	通 行 規 制
		全面通行止
連続降雨量	80mm	140mm

注：規制基準値に達しない場合でも、落石・土砂崩れ等が予想されるときは、一部片側規制または、全面通行止等の措置をする。

表4-14 豪雨時の道路通行規制区間

路 線 名 (通称道路名)	道 路 延 長 (km)	規 制 区 間
一般国道 139号	2.3	奥多摩町川野(深山橋北)～都県境東
一般国道 411号 (青 梅 街 道)	5.1	奥多摩町小丹波(古里附橋西) ～奥多摩町冰川(新冰川トンネル西)
	12.6	奥多摩町境(檜村橋東) ～奥多摩町留浦(鴨沢橋東)
主要地方道 33号 (檜 原 街 道)	17.4	あきる野市戸倉(すぎの子地下道東) ～都県境(栗坂トンネル南)
一般都道 201号	7.2	あきる野市十里木(落合橋南) ～あきる野市上養沢(柿平橋東)
一般都道 204号 (日 原 街 道)	10.0	奥多摩町冰川(根元神社北) ～奥多摩町日原(日原終点)
一般都道 205号	9.6	檜原村本宿(檜原小学校前) ～檜原村藤原(除毛橋西)
一般都道 206号 (檜 原 街 道)	8.5	檜原村上川乗(南秋川橋北) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
一般都道 206号 (奥 多 摩 周 遊 道 路)	19.7	奥多摩町川野(三頭橋東) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
合 計	92.4	

通行規制区間図 道路注:太線部分



② 豪雪時の通行規制

大雪の際、道路及び周辺の斜面の状況から、積雪時に雪崩等が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として、一定の条件に達した場合は、通行止めの措置を行う。

③ 豪雪時の道路通行規制基準

指標となる箇所の積雪量が概ね30cmに達したとき。

表4－15 豪雪時の道路通行規制区間

路線名 (通称道路名)	道路延長 (km)	規制区間	指標となる箇所
国道411号 (青梅街道)	12.6	奥多摩町境(檜村橋東) ～奥多摩町留浦(鴨沢橋東)	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
国道139号	2.3	奥多摩町川野(深山橋) ～都県境東	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
都道204号 (日原街道)	10.0	奥多摩町氷川(根元神社北) ～奥多摩町日原(日原終点)	8上斜面

(ウ) 道路情報の提供

管内42箇所に道路情報板を設置し、刻々と変化する気象や道路状況を正確に把握して、種々の規制や注意等の最新情報を道路利用者に提供している。

これらの最新情報を早く的確に提供することにより、道路利用者は山岳道路等を安全に走行することに寄与している。

昭和61年から設置された道路情報板は、当初は固定項目のみの情報提供であったが、近年の技術開発により絵柄も表示できるようになり、視認性の良い道路情報板に改良されている。



交通安全施設事業(道路情報提供装置)
「主要地方道第33号上野原あきる野線」
(檜原村南郷地内)

(エ) その他

産業労働局からの受託事業として、歩行者用の観光案内標識設置事業を実施している。この事業は、外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるようにするため、ピクトグラム(絵文字)や外国語で表記した観光案内標識を設置することにより観光振興に寄与することを目的としている。西多摩地域について、景観に配慮したサイン整備として多摩産材を活用した案内標識を設置している。



バリアーフリーに配慮した歩行者系道路標識(地図標識)
平成21年3月完成

表4-16 事業費科目別執行実績・予定額調書

(単位:千円)

科 目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
			執行実績額	執行実績額	執行予定額	
道 路 維 持 費	道 路 維 持	工 事 請 負 費	515,540	458,402	481,289	
		委 託 料 ・ 他	827,945	811,692	860,201	
		小 計	1,343,485	1,270,094	1,341,490	
	街 路 樹 維 持 (公園緑地部)	工 事 請 負 費	13,664	12,513	13,727	
		委 託 料	233,888	209,288	253,601	
		小 計	247,552	221,801	267,328	
	計		1,591,037	1,491,895	1,608,818	
	橋 梁 維 持 費	工 事 請 負 費	202,253	119,325	384,690	
		委 託 料	17,757	22,186	21,500	
		計	220,010	141,511	406,190	
道 路 災 害 防 除 費	工事請負費(公共)		40,000	0	0	
	工事請負費(単独)		936,012	1,354,556	2,130,264	
	用 地 ・ 補 償 費		10,182	2,834	6,040	
	委 託 料 ・ 他		294,877	385,508	674,232	
	計		1,281,071	1,742,898	2,810,536	
道 路 補 修 費	路 面 補 修	工事請負費(公共)	30,000	0	40,000	
		工事請負費(単独)	1,087,081	1,100,513	1,897,240	
		委 託 料	22,982	30,026	50,680	
		小 計	1,140,063	1,130,539	1,987,920	
	道路施設整備	工 事 請 負 費	615,678	456,860	1,132,600	
		委 託 料	73,057	55,950	186,586	
		小 計	688,735	512,810	1,319,186	
	緑 地 整 備 (公園緑地部)	工 事 請 負 費	0	21,408	23,353	
		委 託 料	3,633	6,170	4,896	
		小 計	3,633	27,578	28,249	
	流 域 貯 留 施 設	工 事 請 負 費	0	0	0	
		小 計	0	0	0	
	排 水 工 整 備	工 事 請 負 費	0	0	0	
		小 計	0	0	0	
	計		1,832,431	1,670,927	3,335,355	
交 通 安 全 施 設 費	架 空 線 地 中 化	工 事 請 負 費(公共)	0	0	0	
		工 事 請 負 費(単独)	145,301	53,500	106,000	
		委 託 ・ そ の 他 (公 共)	125,000	548,711	214,000	
		委 託 ・ そ の 他 (単 独)	504,378	573,419	1,121,031	
		小 計	774,679	1,175,630	1,441,031	
	二 種 事 業	工 事 請 負 費(公共)	0	7,150	45,000	
		工 事 請 負 費(単独)	114,037	200,048	148,800	
		委 託 料	17,063	14,764	51,000	
		小 計	131,100	221,962	244,800	
		計	905,779	1,397,592	1,685,831	
		工 事 請 負 費(公共)	0	0	0	
		工 事 請 負 費(単独)	422,825	1,149,594	1,803,314	
橋 梁 整 備 費	委 託 料	工 事 請 負 費	128,978	73,796	156,700	
		計	551,803	1,223,390	1,960,014	
		工 事 請 負 費(公共)	0	0	0	
		工 事 請 負 費(単独)	0	0	0	
	委 託 料	0	0	0	0	
道 路 災 害 復 旧 費	計		0	0	0	
	合 計		6,382,131	7,668,213	11,806,744	

表4－17

昭和60年度実績額を100とした場合の年度別執行実績額の百分比 (単位:千円)

昭和60年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
1, 804, 518	3, 993, 692	4, 553, 255	5, 357, 545	4, 649, 794
100	221. 3	252. 3	296. 9	257. 7

平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
4, 446, 199	4, 179, 716	4, 465, 399	4, 465, 399	4, 346, 653
246. 4	231. 6	263. 8	247. 5	240. 9

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4, 403, 845	3, 401, 478	3, 222, 254	3, 236, 879	3, 587, 517
244. 0	188. 5	178. 6	179. 4	198. 8

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3, 335, 568	2, 620, 897	2, 816, 756	3, 575, 395	3, 704, 806
184. 8	145. 2	156. 1	198. 1	205. 3

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4, 840, 492	4, 986, 955	4, 579, 044	4, 888, 255	4, 807, 630
268. 2	276. 4	253. 8	270. 9	266. 4

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6, 621, 727	7, 545, 083	7, 014, 121	5, 708, 537	5, 744, 156
366. 9	418. 1	388. 7	316. 3	318. 3

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6, 289, 200	5, 357, 249	6, 382, 131	7, 668, 213
348. 5	296. 9	353. 7	424. 9

(3) 奥多摩周遊道路の維持管理

奥多摩周遊道路は、奥多摩町と檜原村を南北に結ぶ一般都道川野上川乗線（第206号）の一部区間である。その前身である奥多摩有料道路は、昭和48年4月26日に東京都で初めての有料道路として供用開始した（昭和48年4月25日開通式）。

かつてこの地域には、両町村を連絡する自動車の通行可能な道路がなかったため、奥多摩有料道路の開通により相互交流が図られ、産業や地域の開発・発展に大きく寄与してきた。その後、建設費の償還がほぼ終ったこと、沿道に都民の森、山のふるさと村が開園したことなどから、利用者の負担を軽減するため平成2年4月1日より無料化し、道路名称を「奥多摩周遊道路」に変更した（平成26年2月に通称道路名として正式決定）。

奥多摩周遊道路（以下「周遊道路」という。）は、多摩川、秋川両水系が深く刻みこんだ山岳地帯を通り、延長19.7km、標高は535mから1,146m（都道最高地点）で、全線にわたり急勾配で大きく蛇行している山岳道路となっている。

このため、気温、降雨、積雪状況等は、位置や標高により大きく異なり、厳しい自然環境に対応した維持管理業務は多岐にわたっている。春先の融雪期や初夏の降雨期における法面や落石対策、夏から秋かけての台風シーズンにおける排水路等の維持管理、さらには冬期における除雪対応や路面凍結によるスリップ防止対策等、職員一人ひとりが日頃から危機管理意識を高く持ち、1年を通して安全・安心・快適な道路の維持管理に努めている。

平成26年2月8日及び14日の豪雪では、周遊道路は49日間（2月8日～3月28日）の通行止め規制を行ったほか、国道411号や国道139号においても19日間の通行止め規制を行うなど、都民生活に大きな影響を与えることとなった。奥多摩出張所の管内は都内でも降雪が非常に多い地域特性から、奥多摩出張所では直営の除雪車を2台所有しており、除雪体制を強化している。



豪雪時の除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成26年3月撮影



直営除雪車による除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成27年4月撮影

また、特徴としては、延長19.7km、標準幅員8.1mにもかかわらず、急峻な法面を多く抱えていることから道路敷面積は約74万m²にも達している。そのため、道路災害防除事業として法面崩壊、落石等の対策を危険度の高い箇所から優先的に実施している。事業実施に際しては、現場打ち法枠、グラウンドアンカー及び落石防止柵等により法面防護するとともに、環境面にも配慮して種子吹付け等による法面緑化を行っている。

さらに、周遊道路内には11橋の橋梁があり、架設から50年近くが経過し、冬期の融雪剤散布や厳しい自然環境にさらされ損傷が進んできている。このため、令和3年3月に策定された「橋梁予防保全計画」に基づき、計画的な維持補修を行うことにより、橋梁の予防保全型管理を推進していく。

そのほか、急カーブ、急勾配という道路線形の特徴から交通事故が多く発生し、2輪車の転倒事故が多発している。このため、交通安全施設事業として、警告板設置やすべり止め舗装、ガードケーブルの高規格化（ケーブルの4条化）等を行っている。

また、近年の自転車競技の人気の高まりを受け、平成25年9月に東京国体（スポーツ祭東京2013）の自転車ロードレースや毎年2回のヒルクライムレース（奥多摩ステージ、檜原ステージ）が開催されている。

今後も多様化する利用者に対し、より一層親しまれる「奥多摩周遊道路」となるよう、適切な維持管理を行い、安全性の確保や利便性の向上に努めて行く。



東京ヒルクライム OKUTAMA ステージ
「風張峠ゴール地点」
令和4年7月31日



交通安全施設事業（すべり止め舗装）
「奥多摩周遊道路 5.5 km付近」
令和4年11月完成

表4-18 奥多摩周遊道路(旧奥多摩有料道路)供用状況(年度別)

	供用日数	閉鎖日数	閉鎖日数内訳		
			土砂崩壊	降雪・凍結	その他
昭和48年度	(注1) 278	62	13	48	1 大雨
49	219	146	83	63	0
50	341	25	5	16	4 工事
51	(注2) 336	29	0	28	1 大雨
52	329	36	8	28	0
53	(注3) 321	44	18	26	0
54	343	23	4	19	0
55	348	17	0	17	0
56	329	36	12	24	0
57	(注4) 213	152	122	30	0
58	291	75	5	62	8 台風4・工事4
59	(注4) 293	72	22	32	18 落石
60	305	60	0	47	13 落石
61	329	36	10	24	2 大雨
62	343	23	0	23	0
63	320	45	26	19	0
平成元年度	343	22	5	16	1 大雨
2	(注5) 361	4	0	1	3 大雨
3	(注6) 137	229	(注7) 229	0	0
4	318	(注8) 47	41	6	0
5	361	4	0	3	1 大雨
6	365	0	0	0	0
7	363	3	0	0	3 台風2・工事1
8	364	1	0	0	1 台風
9	345	20	0	19	1 台風
10	360	5	0	2	3 台風
11	364	2	0	1	1 大雨
12	355	10	0	9	1 大雨
13	354	11	0	7	4 台風
14	341	24	0	22	2 台風
15	108	258	(注9) 255	3	0
16	349	16	(注9) 1	12	3 台風等
17	351	14	0	12	2 台風等
18	360	5	0	2	3 台風等
19	339	27	0	23	4 大雨
20	349	16	0	15	1 大雨
21	330	35	0	34	1 大雨
22	340	25	0	24	1 大雨
23	325	41	0	33	8 台風等
24	335	30	0	26	4 大雨等
25	289	76	0	73	3 大雨等
26	330	35	0	31	4 大雨等
27	332	34	0	30	4 大雨等
28	342	23	0	21	2 大雨
29	340	25	0	21	4 大雨
30	354	11	0	7	4 台風
令和元年度	339	27	0	19	8 台風等
2	(注10) 348	17	0	14	3 大雨
3	(注10) 349	16	0	16	(注11) 0
4	348	17	0	17	0
計	15,878	1,994	859	1,008	127

(注1) S48.4.26供用開始 (注2) 無料開放11日を含む (注3) 無料開放2日及び10時閉鎖の1日を含む

(注4) 無料開放1日を含む (注5) H2.4.1より無料化 (注6) 三頭橋～山のふるさと村間の供用日数は334日

(注7) 都民の森付近の大崩落による通行止め

(注8) 三頭橋～山のふるさと村間の夜間通行止めを含む (注9) 49上斜面崩壊による通行止め

(注10) 緊急事態宣言に伴い全駐車場閉鎖: R2.4.25～5.25(31日間)、R3.4.25～6.20(57日間)

(注11) R3年度から規制降雨量を80mmから140mmに緩和

表4-19 奥多摩周遊道路事業費調書

(単位:千円)

科 目		令和4年度 執行実績額	令和5年度 執行予定額	備 考
道 路 維 持 費	工事請負費	16,320	41,283	
	委 託 料	125,965	95,053	
	計	142,285	136,336	
橋 梁 維 持 費	工事請負費	308	2,000	
	委 託 料	0	1,000	
	計	308	3,000	
道 路 災 害 防 除 費	工事請負費	197,459	451,862	
	委 託 料	114,697	150,576	
	計	312,156	602,438	
道 路 補 修 費 (路 面 補 修)	工事請負費	58,367	170,568	
	委 託 料	0	15,000	
	計	58,367	185,568	
道 路 補 修 費 (道 路 施 設 整 備)	工事請負費	0	0	
	委 託 料	0	0	
	計	0	0	
交 通 安 全 施 設 費	工事請負費	27,582	71,400	
	委 託 料	959	2,100	
	計	28,541	73,500	
橋 梁 整 備 費	工事請負費	335,242	216,217	
	委 託 料	4,382	5,100	
	計	339,624	221,317	
道 路 災 害 復 旧 費	工事請負費	0	0	
	委 託 料	0	0	
	計	0	0	
合 計		881,281	1,222,159	

3 道路の整備

(1) 概 要

市街化が進む東部地域においては、幹線道路整備として都市計画道路の整備を進めるとともに、地域幹線道路についても、拡幅及び線形改良・交差点改良等の整備を進めている。

また、山岳部道路においては、自然災害による孤立化防止を目的としたバイパス道路整備を最重点として整備を行うとともに、幅員狭小部、急曲線部の解消に向け各路線の整備を進めている。

本年度、事業を施行中のものは、道路整備事業として19箇所、街路整備事業として5箇所、交通安全施設事業(歩道設置事業、交差点改良事業等)、無電柱化事業として21箇所、橋梁整備事業として2箇所がある。

(2) 道路・橋梁・街路・交通安全施設事業

〈道路・橋梁・街路整備事業〉

当所管内は、東部の市街地と西部の山岳部から成る変化の多い地域を擁している。

このため、道路・橋梁・街路の整備にあたっては、次のような配慮・検討を行い、事業を進めている。

(ア) 市街地の都市計画区域においては、道路・街路の事業を都市計画に基づき施行しており、同一地区で施行される区画整理事業、下水道事業などとの積極的な計画調整に配慮する。

(イ) 市街地においては沿道環境保全対策が、また、山岳部においては自然環境の保全と調和の対策が強く求められていることから、それぞれについて、計画から施工にいたるまでの十分な検討と配慮を行う。

(ウ) 山岳部においては、山腹からの崩土や落石に対する防護方法など、工事中及び完成後において障害が生じないよう、将来管理面までの検討と、安全対策に対する十分な配慮を行う。

〈交通安全施設事業(歩道設置事業、交差点改良事業等)〉

この事業は、歩行者の安全を確保するとともに、車両の円滑で安全な走行を確保するため、歩道、自転車歩行者道等の設置及び交差点改良、視距改良、バスベイの設置、踏切改良等を行うものである。

特に交差点改良については、平成6年度に「交差点すいすいプラン100」事業

(体系的交差点改良計画)を策定、平成17年度に第2次計画を策定、さらに平成27年度には第3次計画を策定し、交差点における慢性的な交通渋滞の早期解消に向けて重点的に整備を進めている。

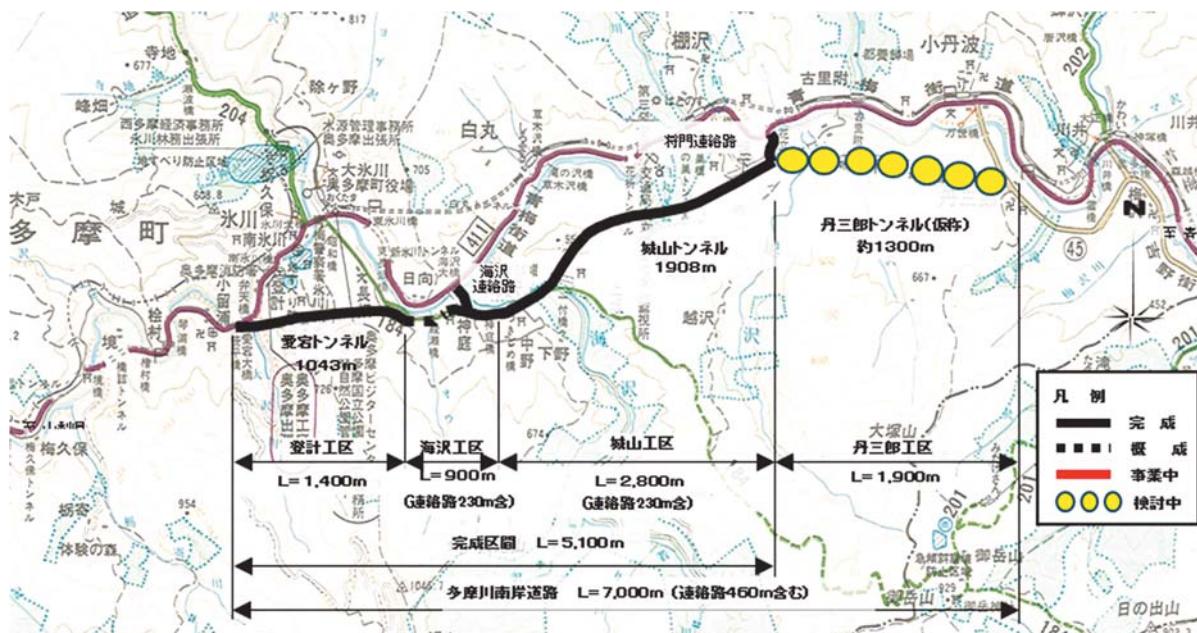
管内の歩道の整備状況は、主要路線でその大半が設置されているものの、幅員1.0m程度の狭小な区間も相当ある。このため、近年の交通量の増加に伴う、歩行者や自転車通行の安全を確保するため整備を進めている。今後、新たに計画する歩道については、幅員2.5m以上の確保に努める。

(2) - 1 主な道路事業

(ア) 多摩川南岸道路(主45号奥多摩青梅線・都184号奥多摩あきる野線)

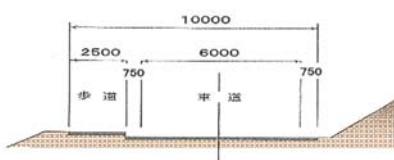
本路線は、防災・交通混雑の緩和及び生活基盤を整備するため、多摩川南岸の奥多摩町丹三郎地区から氷川の西、小留浦地区の約7kmの区間を国道411号(青梅街道)のバイパスとして整備する事業である。

多摩川南岸道路全体図



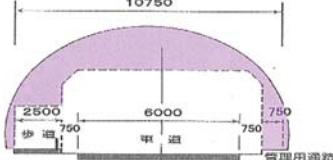
標準断面図（城山工区）

土工部



※必要により保護路肩、擁壁等を設置する。

トンネル部



用地取得は、海沢工区を平成3年度に、登計工区を平成5年度に着手した。

工事は、平成5年度に海沢工区、6年度に登計工区の一部で着手し、登計工区の愛宕トンネル(1,043m)、愛宕大橋(104m)は、平成13年5月に交通開放した。

平成15年4月には海沢連絡路が完成し、城山工区が完成するまでの間、愛宕大橋・愛宕トンネルと一体となり、防災・交通混雑緩和に寄与していた。

城山工区は、城山トンネル(1,908m)を平成22年度に着手し、平成25年3月に貫通した。その後、トンネル設備工事や建築工事、街築工事等を行い、平成27年5月に交通開放した。

残る丹三郎工区については、平成29年度に事業説明会を実施し、平成30年度には寸庭地区の連絡路の説明会を行い、線形が決定している。今年度は、昨年度に引き続き、環境調査やトンネル詳細設計を進める予定である。また、今後、用地説明会を開催し、用地取得を開始する予定である。

なお、都では、『「未来の東京」戦略version up 2022(令和4年2月)』において、多摩山間地域における代替ルートとなる道路の整備推進により、孤立化防止等を図り防災性を向上させることとしている。



(将門大橋と城山トンネル坑口)



(将門連絡路)

(イ) 秋川南岸道路(主33号 上野原あきる野線)

本路線は、西多摩地域南部の檜原村本宿からあきる野市牛沼間を東西に結ぶ約14.5kmの幹線道路であり、檜原街道及び五日市街道の代替ルートとして地域の防災性の向上、観光シーズン時の交通渋滞の緩和や地域経済の活性化を図ること等を目的とした道路である。

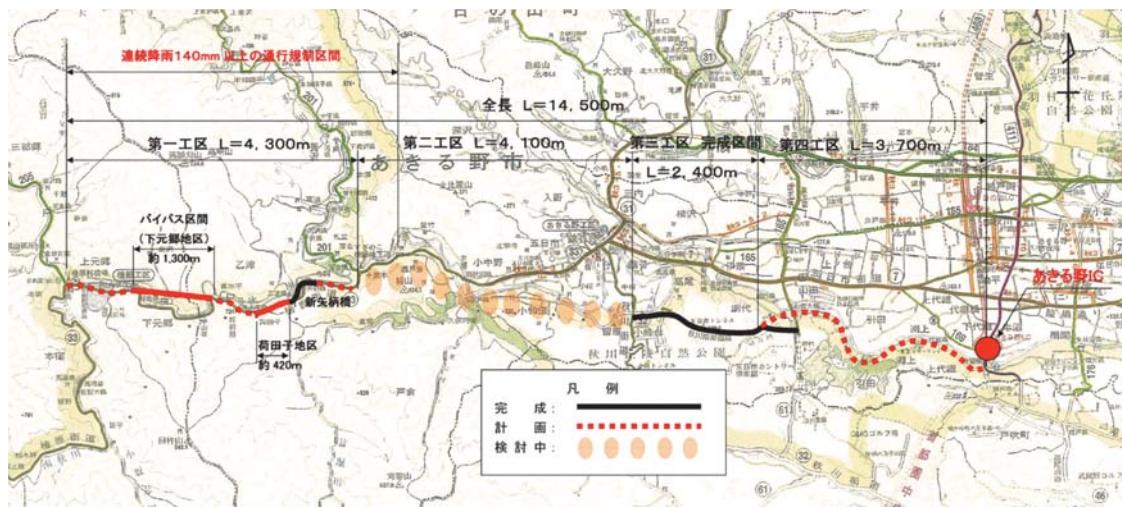
全体計画のうち、第三工区(あきる野市留原～網代間 延長2,400m)については、平成20年3月に完成。これにより、留原側の主32号(秋川街道)から網代側の主61号(網代トンネル北交差点)までが開通した。

第一工区は、檜原村本宿の橋橋交差点からあきる野市戸倉の十里木交差点手前までの延長約4,300mの区間について、平成23年度にルート決定した。荷田子地区の約420mについては平成26年度に事業化し、今年度も引き続き用地取得及び工事を進める。下元郷地区の約1,300mについては、令和2年度に事業化し用地取得に着手した。今年度は引き続き用地取得を行う。残る区間についても、早期事業化に向けた調査等を進める。

第四工区は、あきる野市網代の第三工区終点からあきる野市牛沼の国道411号線のサマーランド前交差点までの延長約3,700mの区間について、サマーランド沿いの道路を活用したルートを検討している。

なお、都では、『「未来の東京」戦略version up 2022(令和4年2月)』において、多摩山間地域における代替ルートとなる道路の整備推進により、孤立化防止等を図り防災性を向上させることとしている。また、本路線については、『「新しい多摩の振興プラン』(令和3年9月)』において、整備を推進する路線として位置づけられている。

秋川南岸道路全体図



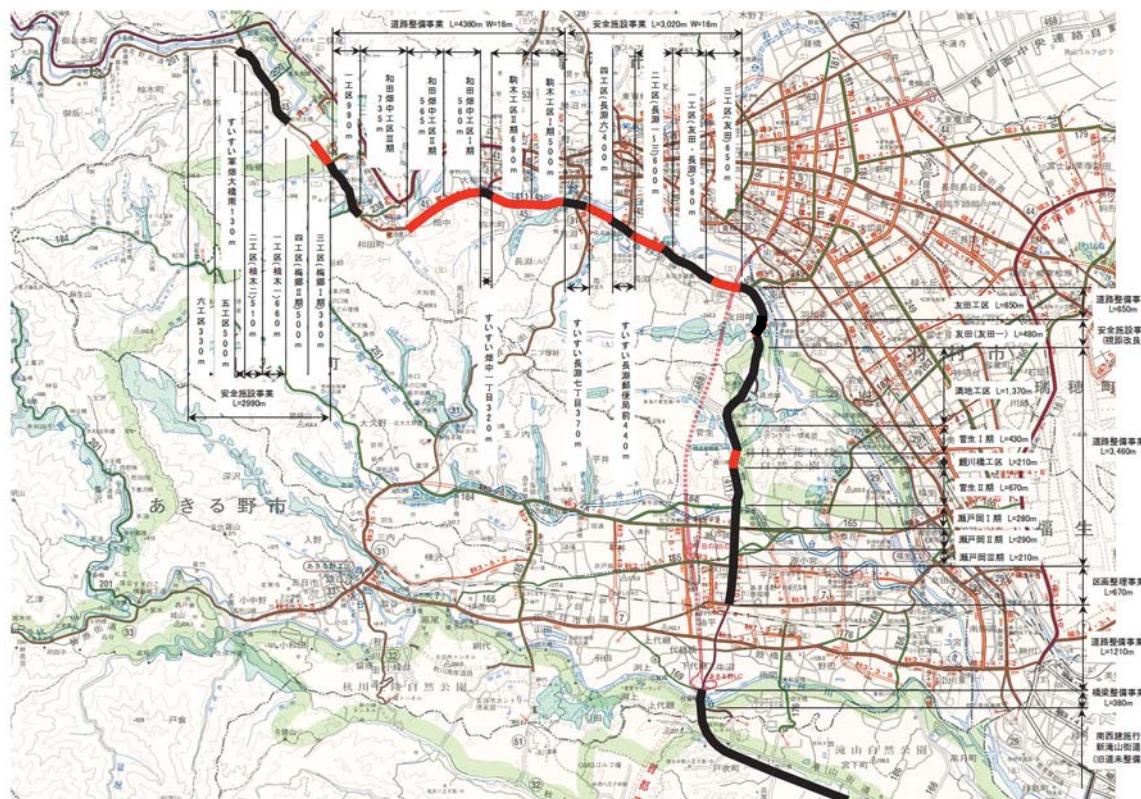
(ウ) 国道411号(圈央道あきる野IC～万年橋)・主45号

国道411号は、指定区間外として東京都が管理・整備を行っている。現在、あきる野市内の菅生地区(滝山街道)、青梅市内の友田地区、長淵地区(吉野街道)及び駒木町地区・和田畠中地区(吉野街道)において道路整備事業・交通安全施設事業により重点的整備を進めている。

友田1丁目地区は、平成15年度から安全施設事業(視距改良)で事業に着手し、平成29年1月に延長480mの整備が完了した。友田2～5丁目地区(自歩道)では、平成15年度から用地取得に着手し、平成19年度までに西側220mの区間が完成した。今年度は、残る東側360m区間の用地取得を引き続き進める。長淵1～3地区(自歩道)では、その3区間の用地取得を引き続き進める。長淵6丁目では、平成26年度までに延長400mのうち250mの歩道設置工事を実施した。今年度は、残る区間の用地取得を進めていくとともに、一部区間の擁壁工事等に着手する予定である。

なお、都道249号(友田交差点)から西側(吉野街道)は、都市計画決定されている幅員16mで整備を行っている。

国道411号(圈央道あきる野IC～万年橋)・主45号整備状況図

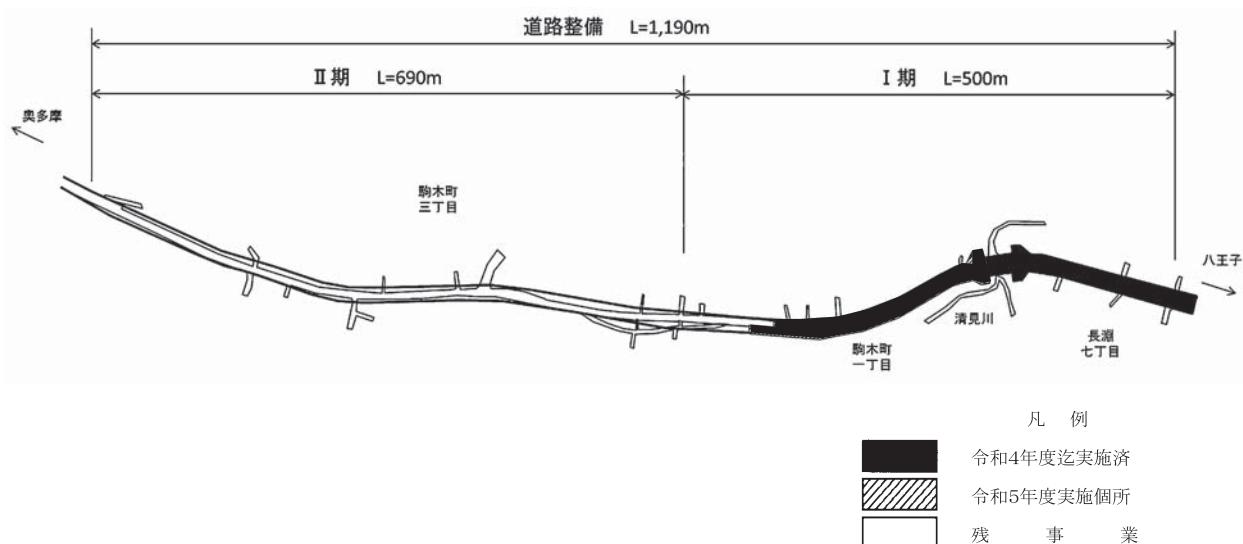


(ウ)-① 国道411号(青梅市駒木町)

本路線は、狭小橋梁(凱旋橋)の拡幅整備、凱旋橋前後の急カーブ改善と青梅市立二小、二中通学路の歩道整備を目的に実施しているものである。

I期区間は、青梅市長淵七丁目から同市駒木町一丁目まで約500mを整備する事業で、平成17年度より用地取得を開始し、平成21年度より凱旋橋の架け替え工事に着手し橋梁部は完了している。残る区間については、II期区間とあわせて整備を実施していく予定である。

また、西側のII期区間の約690mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。

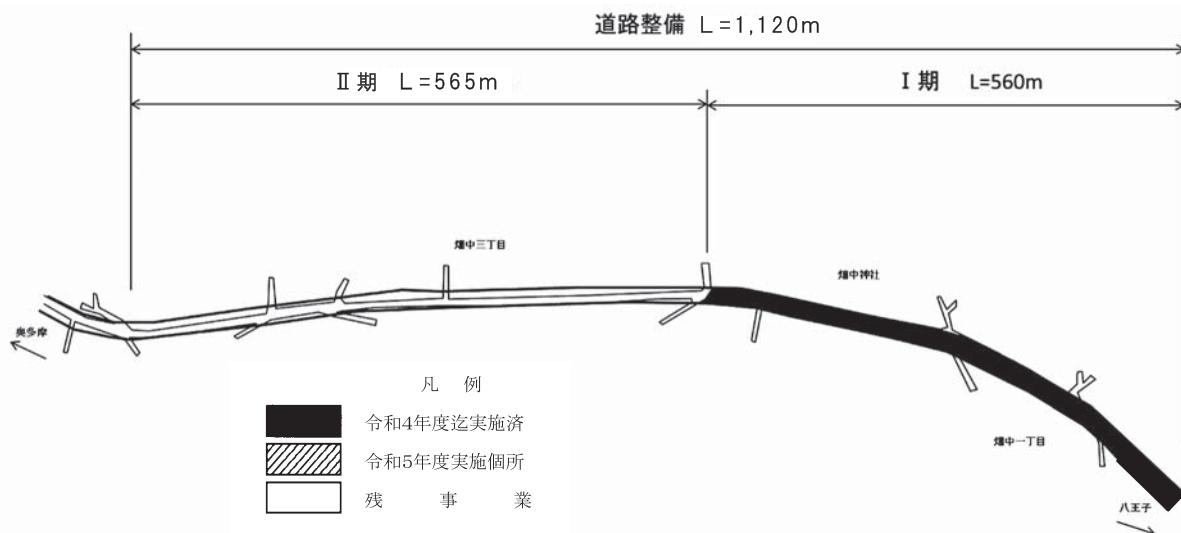


(整備が完了した凱旋橋付近)

(ウ)-② 主45号(吉野街道:和田畠中)

青梅市畠中一丁目交差点で国道411号から分岐する主45号吉野街道は、奥多摩町古里まで国道411号のバイパス機能を有する主要路線である。整備予定区間約1.9kmの内、すいすいプランで完成した畠中一丁目交差点西側の約560mについては、I期区間として、平成17年度に用地取得着手、令和元年度に歩道本復旧工事を実施し工事完了した。

また、西側のII期区間の約560mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。

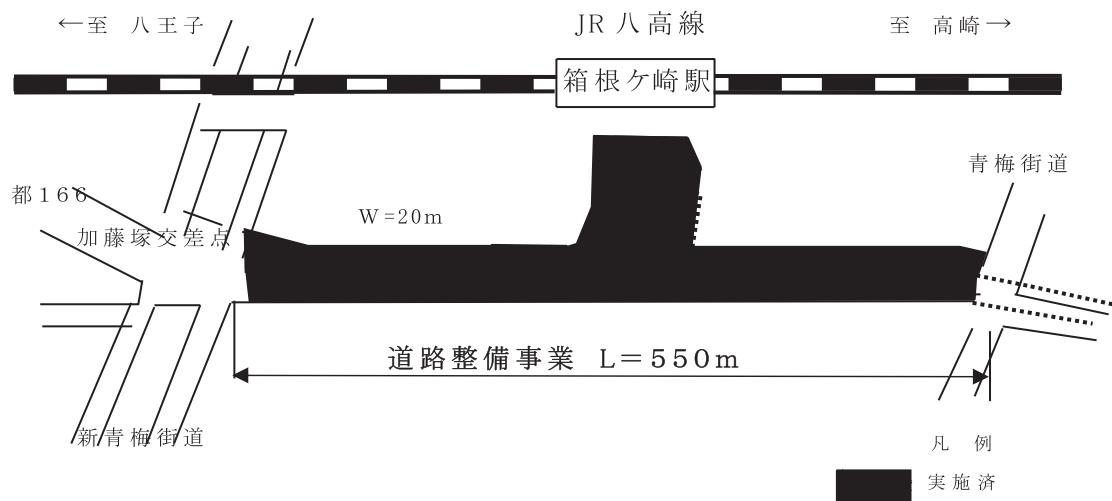


整備が完了したI期区間

(工)瑞穂あきる野八王子線(都166号)

本路線は、JR 八高線箱根ヶ崎駅の東にあり、国道16号瑞穂バイパスの整備に伴い都道移管された箇所である。瑞穂町の中心にあることから整備要望の強い路線である。

平成28年度に引込連系管施工後、東側の歩道復旧工事を実施して完了した。

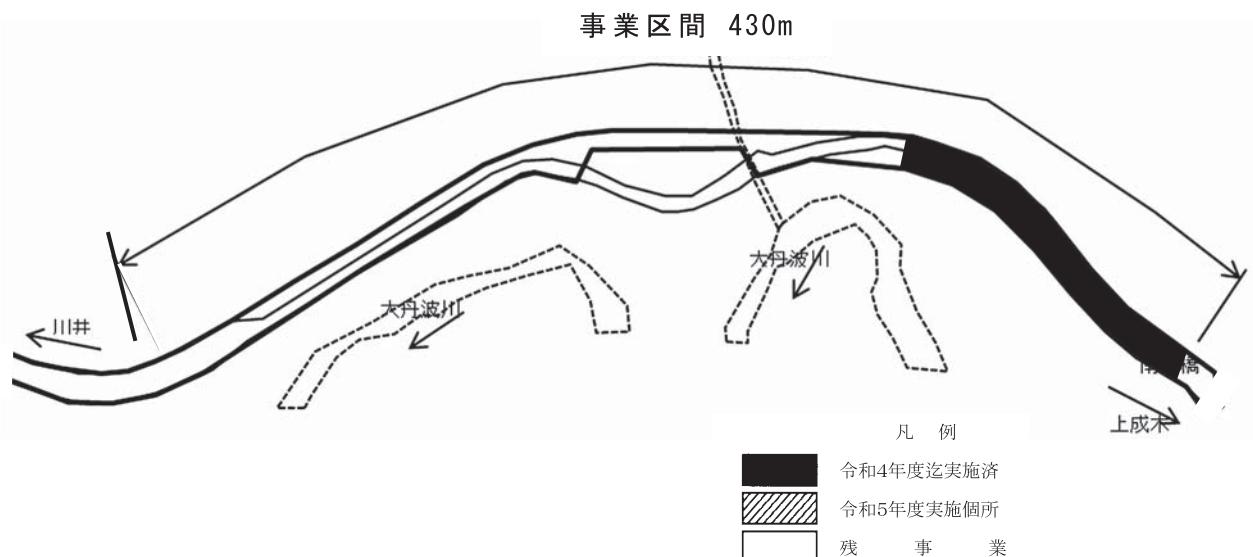


(才)上成木川井線(都202号)

本路線は、奥多摩町大丹波地内において狭隘な道路を拡幅整備するものであり、平成25年度に事業説明会を実施した。

平成27年度に道路区域変更を行い、用地取得に着手した。令和元年度から2年度にかけては一部区間において道路工事を実施した。

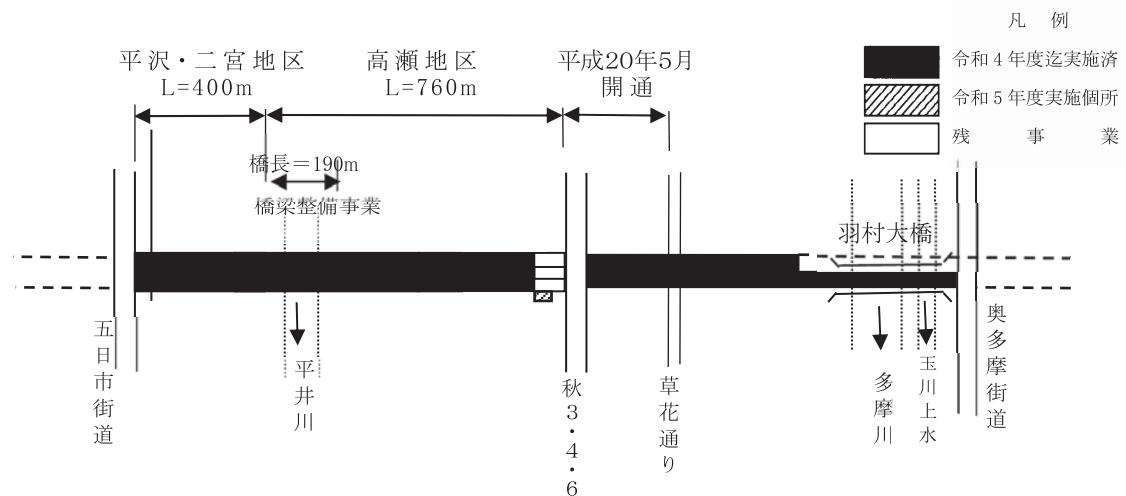
今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進める。



(カ)あきる野羽村線(都250号)

本路線は、あきる野市の五日市街道と羽村市の奥多摩街道を連絡する新設道路で、あきる野市内は秋多3・3・9号として、羽村市内は福生3・4・12号として都市計画決定されている。奥多摩街道から草花通り(市道)までは昭和50年に開通、平成20年5月に草花通りから秋多3・4・6ままでが開通した。

今年度は、引き続き高瀬地区の用地取得を進めるとともに、擁壁工事に着手する。

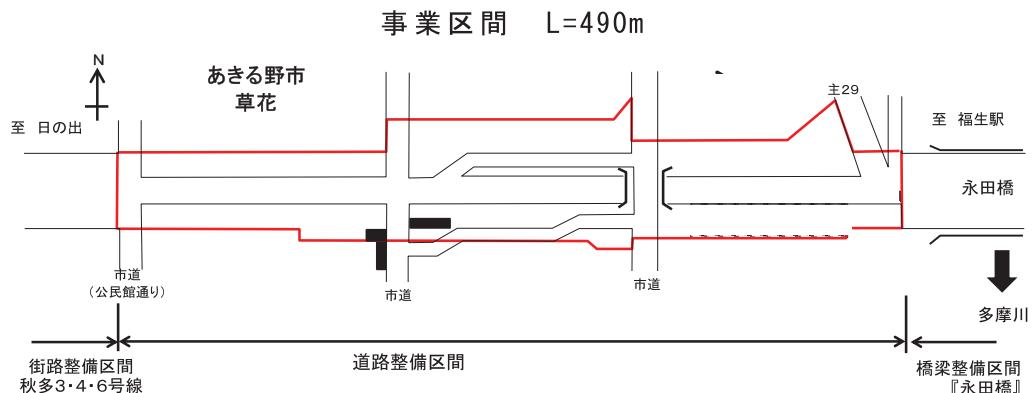


(キ)伊奈福生線(都165号)

街路事業に隣接する東側において、都市計画に合わせた道路の拡幅事業を進めている。

平成27年度から東(永田橋)寄りの高さ約10mの大型擁壁工事に着手し、交差する花の岡陸橋の仮橋設置および既設陸橋の桁撤去工事を完了した。

今後、既設橋台の撤去および新橋の架設を行っていく。



(ク) 国道411号(奥多摩町)

奥多摩町内の国道411号(青梅街道)については、小河内ダム建設時に工事用道路として建設され現在に至っている。そのため、トンネル部は建築限界が確保されておらず、バス等の大型車の通行に支障をきたしており、明かり部は、急峻な地形から斜面の管理に課題が多い路線である。

平成15年に奥多摩町原地内において斜面が崩落、平成18年5月16日に奥多摩町境地内において約40mの石積擁壁、その後、惣岳トンネル入口での斜面が崩落や桃ヶ沢トンネル坑口付近の落石等が発生している。道路改修計画の策定に向けては、平成16年度から検討を進め、平成19年度に整備の基本方針が決定されている。

また、平成26年の豪雪時には国道411号線が5日間の通行止めとなり、奥多摩地域が孤立化しており、孤立化対策を含めた検討が急がれている。平成30年度から航空写真測量を実施しており、今年度も引き続き検討を進めていく。

国道411号(奥多摩町)概要図



(ケ) 大久野青梅線(都238号) 梅ヶ谷トンネル

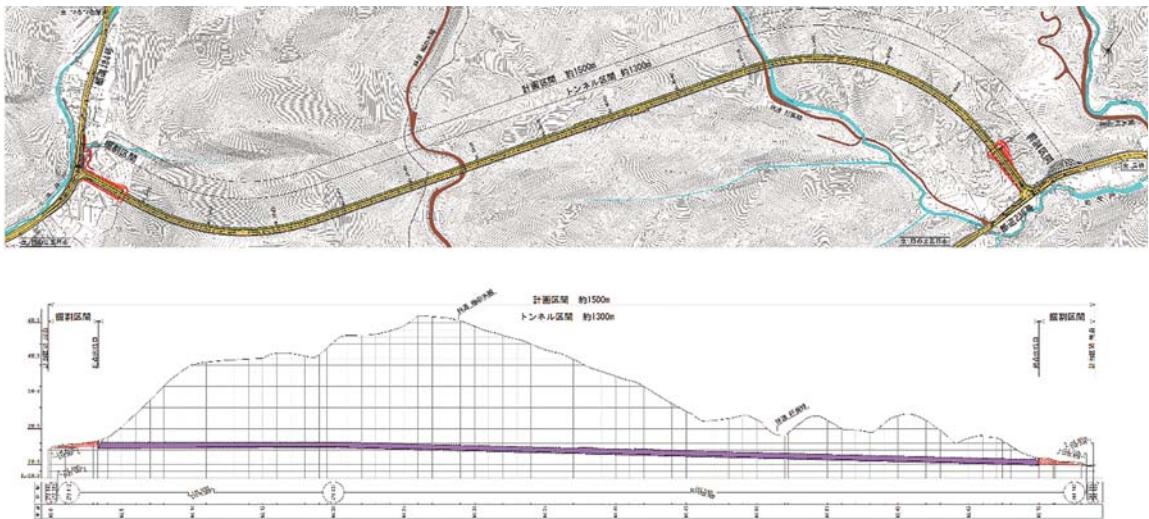
本事業は、日の出町と青梅市を結ぶ新たな道路を整備することにより、行き止まり道路となっている都道184号線沿道地域の孤立化防止や、都道251号の災害時の迂回ルートを確保し、地域の防災性の向上を図るものである。

道路延長は約1500mで、うち約1300mがトンネル構造となる計画である。平成27年度に事業化し、平成30年3月トンネル工事に着手、令和3年7月にはトンネル掘削が完了し、その後トンネル車道舗装工事も完了した。引き続き、設備工事や明か

り部の道路工事を実施していく。

なお、都では、『「未来の東京」戦略version up 2022(令和4年2月)』において、多摩山間地域における代替ルートとなる道路の整備推進により、孤立化防止等を図り防災性を向上させることとしている。

梅ヶ谷トンネル整備計画図



(2)－2 主な橋梁整備事業

事業の特色

当事務所管内は、東側の平坦地域においては多摩川、秋川など比較的川幅の広い河川が東西を流れていること、西側の山間部では幹線道路が山あいの渓谷を縫うように走っており深い渓谷を跨ぐ必要があることから、新たな道路・街路整備、または線形改良に伴って橋梁を整備する機会が多いことが特徴である。また、西部の山岳地域の大部分は秩父多摩甲斐国立公園に属していることから、景観に配慮した特色的ある橋梁事業を行っており、東京では珍しい山岳地域特有の橋梁形式や架設工法が見られる。



国立公園内のためこげ茶に着色した将門大橋（下路式鋼ローゼ橋）

(ア) 羽村大橋

一般都道 250 号線のうち羽村大橋は昭和49年3月に整備されたが、事業反対のため都市計画幅員 ($W=18m$) の半分程度の幅員となっている。第三次事業化計画において都市計画幅員を基本に橋梁事業で整備することとし、平成28年3月に地元説明会を開催して事業へ着手した。

今年度は河川管理者との協議や、搬入路工事に向けた地元との調整を引き続き行っていく。

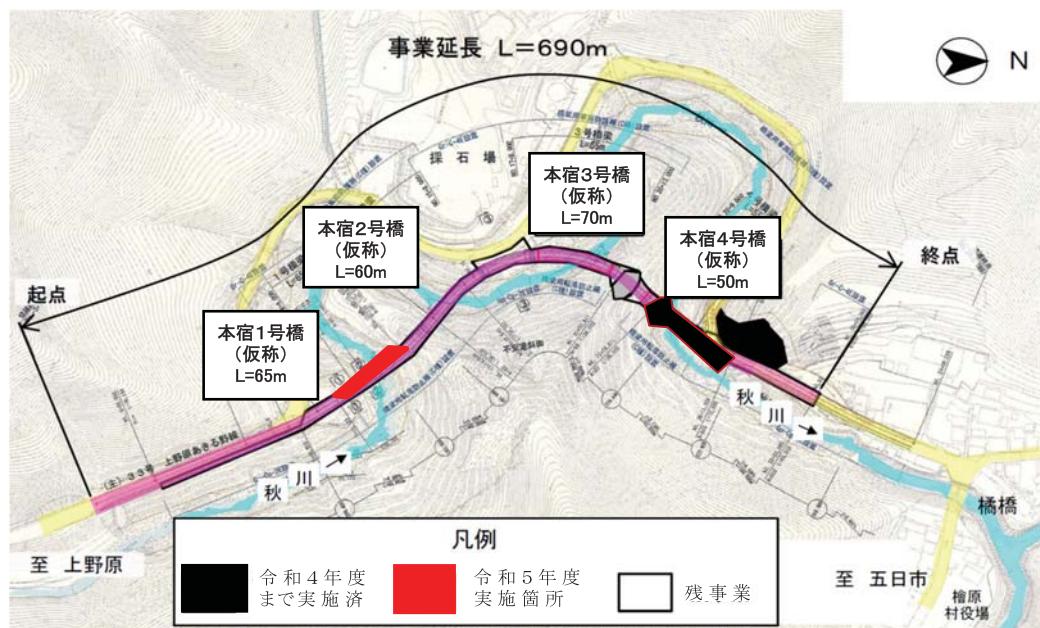


(イ) 本宿橋(仮称)

主要地方道上野原あきる野線第33号(檜原街道)の檜原村本宿地内は、蛇行する秋川と並行に現道が走るため、急カーブが連続し、道路山側が急峻なため落石の危険もあり交通の難所となっている。そこで、交通安全の確保に向けて秋川を渡河し右岸を短絡するルートへの線形改良を行うため、平成3年度より起点側の1号橋(仮称)の工事に着手した。しかし、秋川を渡河した右岸側の斜面状況が想定以上に悪く、安全対策等の検討が必要となったことから、一時事業を中断した。

その後、右岸側の危険な斜面を避けるため、秋川を合計4回渡る線形に見直して平成22年度から終点側取付部の法面工事に着手した。また、平成30年度に着手した4号橋(仮称)のRCアーチ橋架設工事は令和3年度に完了した。現在は、2号橋(仮称)及び3号橋(仮称)の整備に向け、検討・調整を行っている。

今年度は1号橋(仮称)の補強工事を実施する。





4号橋（RCアーチ橋）架設工事状況

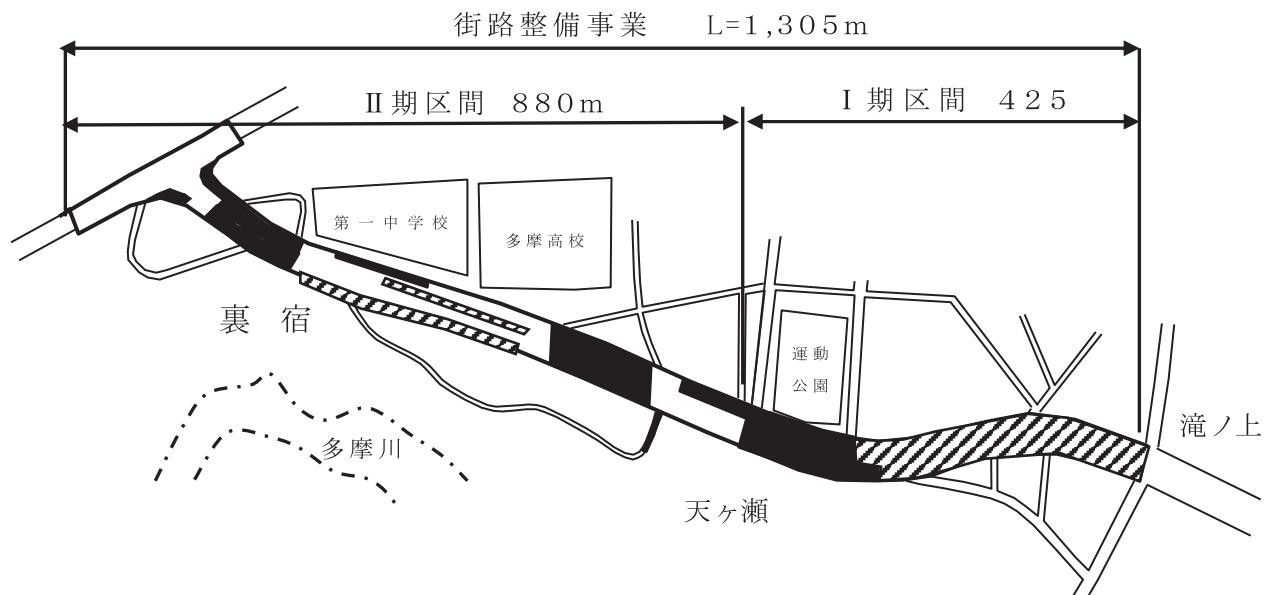
(2)-3 主な街路事業

(ア) 青梅3・4・4号(主5号・国道411号)

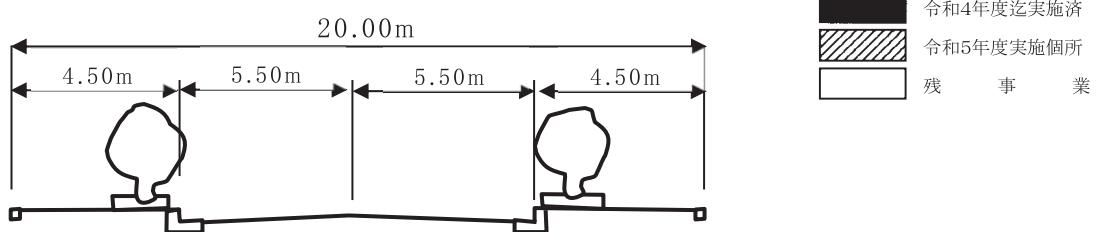
青梅街道は、青梅市滝ノ上町まで整備が完了しているが、国道411号から西側の青梅3・4・4号が未整備のため北側の青梅街道の負担が大きく、交通安全や商店街の振興を図るため本路線の整備が急務となっている。

平成15年度に滝ノ上町から天ヶ瀬町のⅠ期区間425mの都市計画事業の認可を取得した。引き続き、平成17年度には、日向和田一丁目までのⅡ期区間880mの認可を取得し、用地取得の促進を図っている。本事業箇所は、高低差のある地形のため、一部区間で道路構造を上下線のセパレート形式としている。

今年度も引き続き、天ヶ瀬地区・裏宿地区において擁壁工事、街築及び電線共同溝設置工事を実施する予定である。



標準横断図



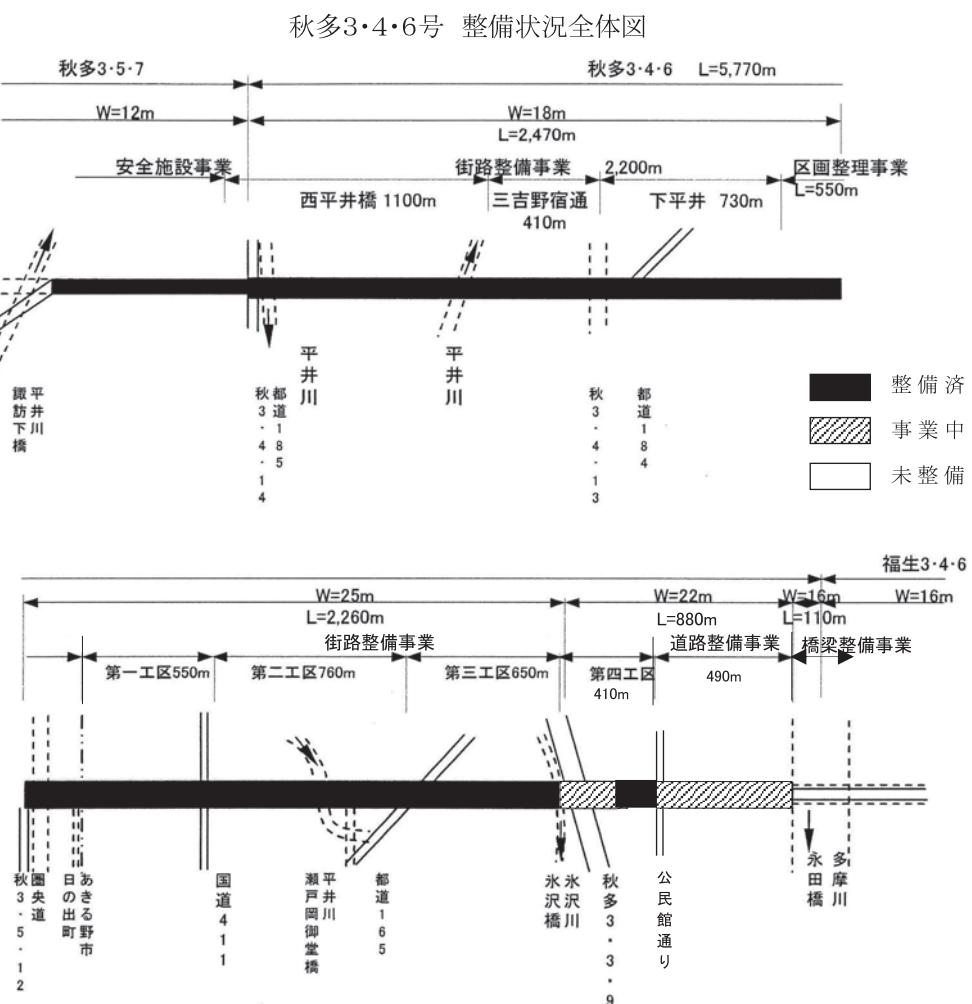
(イ) 秋多3・4・6号(都184号, 165号)

本路線は、五日市街道とともに秋川流域の幹線道路であり、圏央道のアクセス道路として事業を進めている。日の出町落合・狩宿地区は交通安全施設事業、また西平井橋からあきる野市草花地区の公民館通り(市道)までの区間については、街路整備事業、公民館通りから永田橋までは道路整備事業として整備している。

このうち、国道411号から西側の区間については、平成12年度に完成し平成13年5月に交通開放した。また、国道411号から秋多3・3・9号線までの約1,400m区間については、平成14年度に完成し、平成15年4月に交通開放した。

この路線は、圏央道日の出インター付近から秋多3・3・9号線までの約2.3km区間について、4車線道路として環境アセスメントの手続きを行っており(平成3年評価書提出)、平成18年3月事後調査報告書(工事の完了後)を提出了。

現在事業中の第四工区の整備状況については、次頁のとおりである。

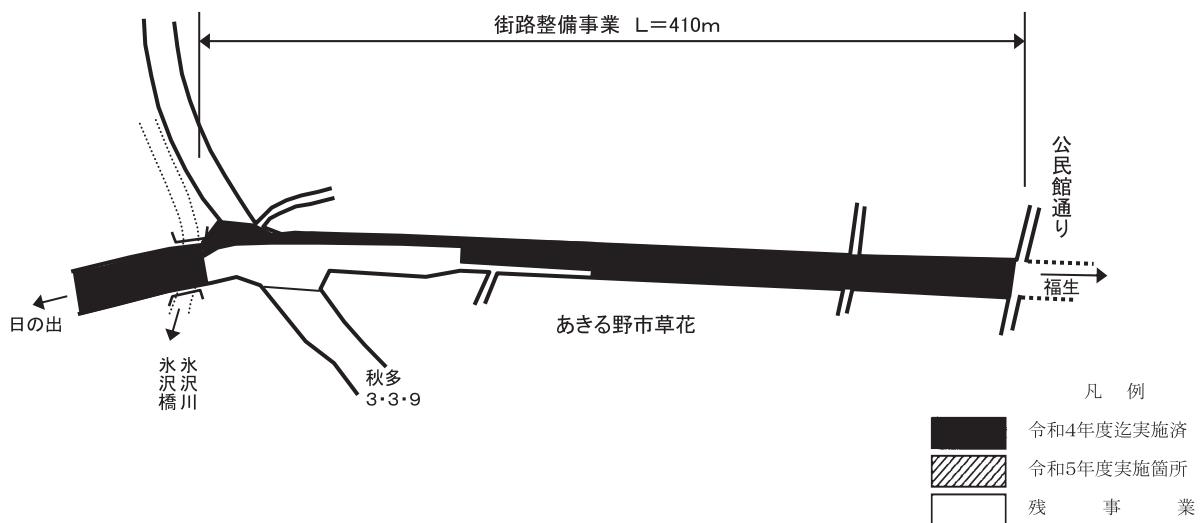


(第四工区)

秋多3・3・9号(氷沢橋)から永田橋までの区間880mのうち、第四工区410mについて、平成11年6月に事業認可を得て事業を進めている。

平成18年度より、福生方面から順次、街築工事を実施している。今年度は、残る区間の用地取得を実施する。

秋多3・4・6号(第四工区) 整備状況図



(ウ) 福生3・3・30号(都249号 福生青梅線)

福生3・3・30号(産業道路)は、福生市大字熊川から青梅市に至る延長5.9kmの都市計画道路であり、羽村栄・緑ヶ丘工業団地を横断し、流通の確保に寄与する西多摩地域の重要な幹線道路である。

このうち青梅市、羽村市、福生市の約4.6kmは完成または概成しており、福生市内の残る1.3kmの未整備区間のうち、多摩橋通りから、富士見通りの間、約650mを整備するものである。

現在、施工中の志茂立体工事と併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成21年度より用地取得を開始し、平成30年度までに、南側区間の多摩橋通りから都165号本町通りまでの区間で街築工事及び電線共同溝設置工事を実施し、令和5年2月に暫定2車線での交通開放を行った。

今年度は引き続き、北側区間の用地取得を進めていく。



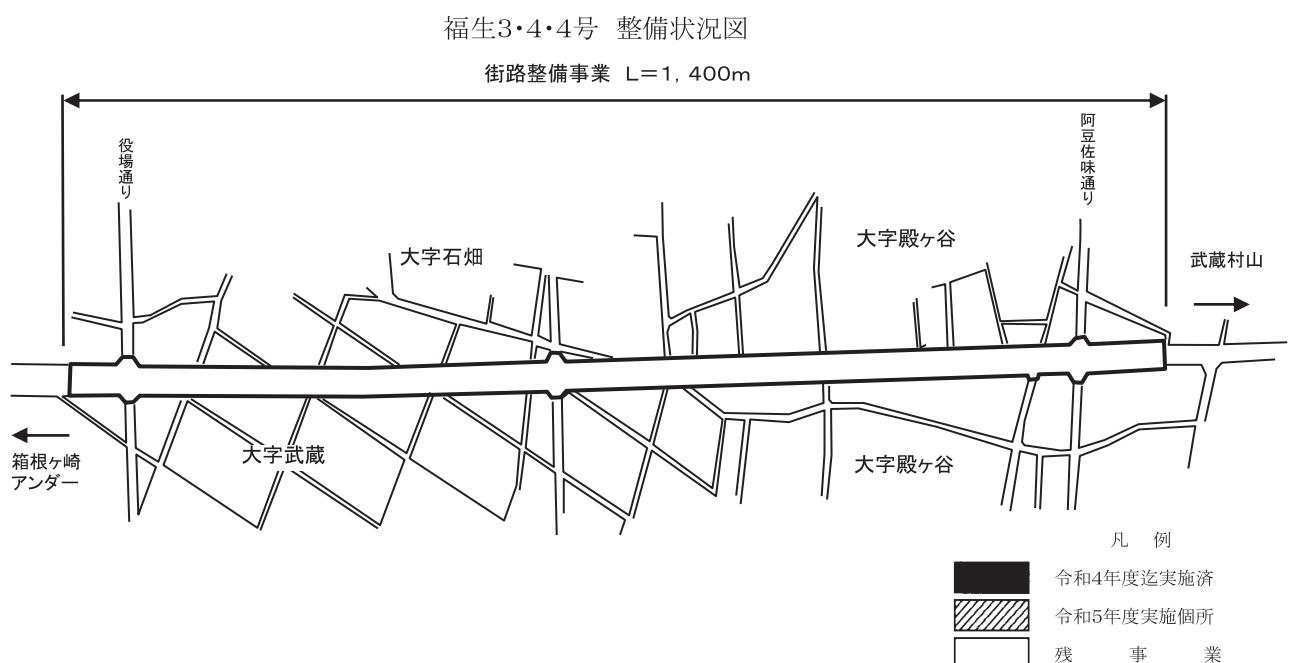
(エ) 福生3・4・4号(主5号 新青梅街道)

新青梅街道は、東京の都心部と多摩地域を東西に結ぶ延長約33kmの主要な幹線道路である。しかし、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の区間6.7kmでは歩車道共に狭隘であり、車道部は渋滞が慢性化し、歩道部は歩行者と自転車がすれ違いにくい状況となっている。

これらの課題に対応するため、平成17年3月に18mの道路幅員を30mに拡幅する都市計画変更を行っている。

本事業は、当事務所管内の瑞穂町大字殿ヶ谷から同町大字武蔵間の約1.4Kmについて、拡幅工事を実施するものであり、平成24年度に事業認可を取得した。

今年度は用地取得を引き続き実施する。



(2)－4 主な交通安全施設事業

(ア) 交差点すいすいプラン

この事業は、道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、交差点直近の比較的短い区間の用地取得等を行い、右折車線等を整備することで、右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するとともに、歩道の拡幅整備や植栽等による町並みの景観向上を目的とし、体系的に交差点改良を行うものである。

平成6年度に策定された第1次計画(交差点すいすいプラン100)において、西多摩建設事務所管内では、19箇所が計画され、このうち16箇所が完成または概成した。また、平成17年度に策定された「第2次交差点すいすいプラン」においては、当所管内では第1次計画からの継続3箇所を含め、16箇所の交差点改良が計画され、そのうち3箇所が完成または概成した。

そして、平成27年度、76箇所の交差点を選定した「第3次交差点すいすいプラン」が新たに策定され、当所管内では第2次計画からの事業実施中の継続6箇所を含め、8箇所の交差点改良が計画された。

今年度は、用地取得3箇所(雨間、二宮神社前、七日市場)を進める予定である。

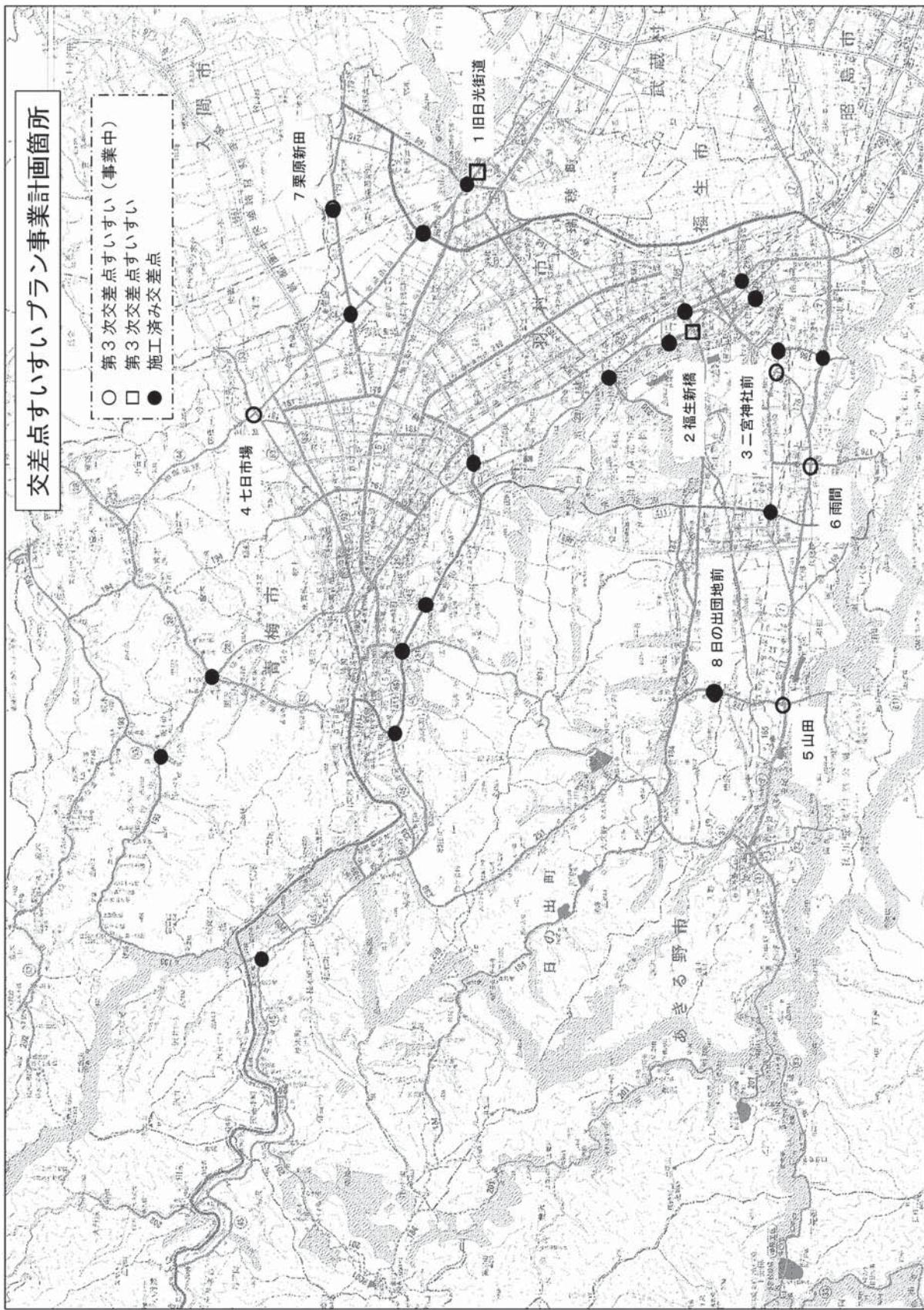
表4－20 「第3次交差点すいすいプラン」事業箇所

番号	交差点名	主 道 路		交差道路		所在地
		路線名	通称名	路線名	通称名	
1(1)	旧日光街道	主5	青梅街道	市道		瑞穂町
2(14)	福生新橋	主29	奥多摩街道	一165		福生市
3(40)	二宮神社前	主7	五日市街道	一168		あきる野市
4(50)	七日市場	主44	岩藏街道	主63		青梅市
5(53)	山田	主61	山田通り	主7	五日市街道	あきる野市
6(67)	雨間	一176		主7	睦橋通り	あきる野市
7(68)	栗原新田	一179		一218		瑞穂町
8(69)	日の出団地前	一185		町道		日の出町

注)番号欄()は第3次交差点すいすいプランにおける箇所番号

交差点すいいプラン事業計画箇所

- 第3次交差点すいい（事業中）
- 第3次交差点すいい
施工済み交差点
- 施工済み交差点

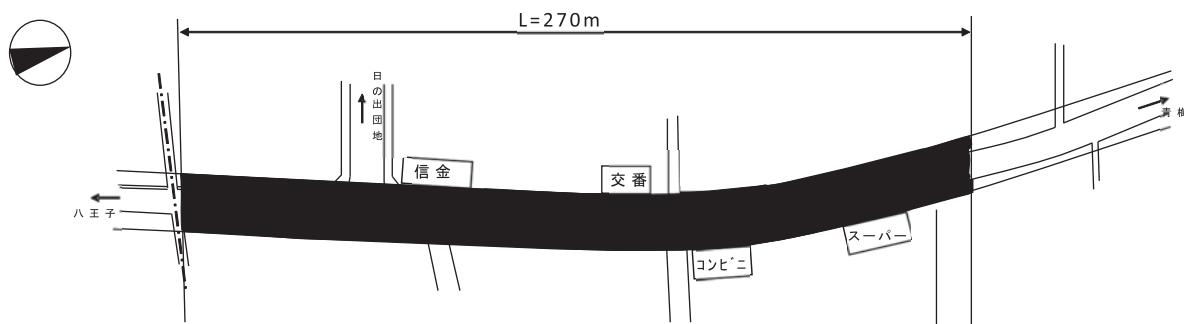


【日の出団地前交差点】 山田平井線(都185号)

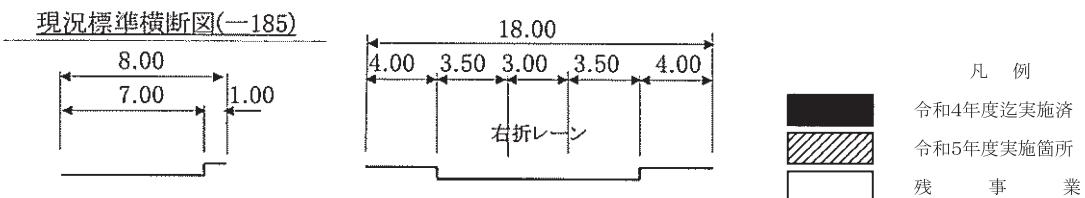
一般都道185号と日の出団地へ向かう町道ほか1路線との交差点に右折レーンを設置し、渋滞解消を図るために交差点の前後270m区間を整備する事業である。

平成18年度に事業着手し、平成28年度までに交差点の前後区間を含む約210m区間で交差点改良工事及び歩道設置工事を実施した。令和2年度に、本整備に併せて実施している無電柱化事業の歩道本復旧工事を実施した。

日の出団地前交差点整備状況図



計画標準横断図(—185)



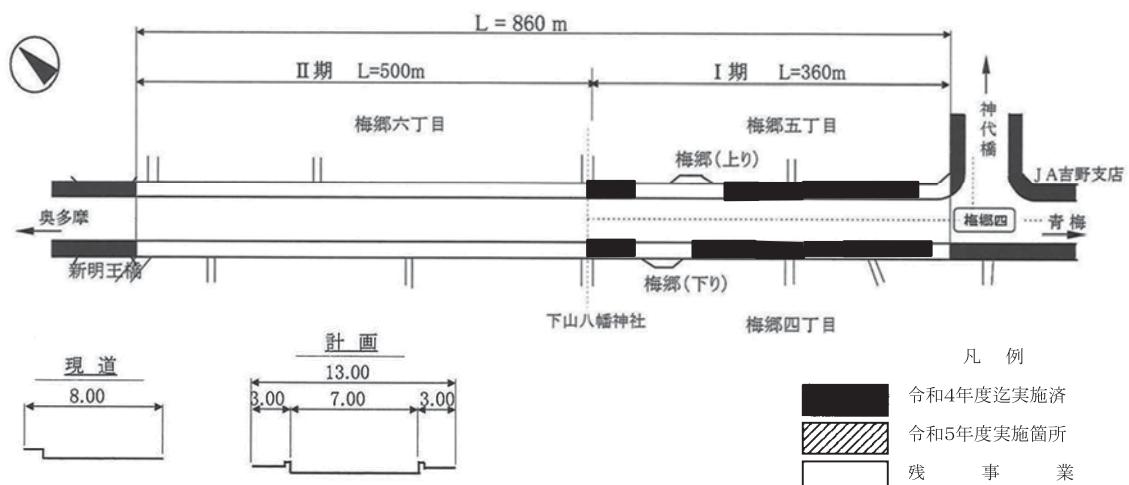
(イ) 歩道設置

奥多摩青梅線(主45号 吉野街道)

(梅郷地区)

青梅市梅郷地区は、地名のとおり梅の郷として早春は観梅客で賑わうが、主45号(吉野街道)の新明王橋から梅郷四丁目交差点までの約860mは歩道がなく歩行者の安全な通行が確保されていない。このため平成14年に歩道設置事業の地元説明会を実施、平成18年度に第一期区間の用地取得に着手し、平成22年度及び平成26年度、令和2年度には一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き用地取得を進める。

主45号(梅郷地区)整備状況図

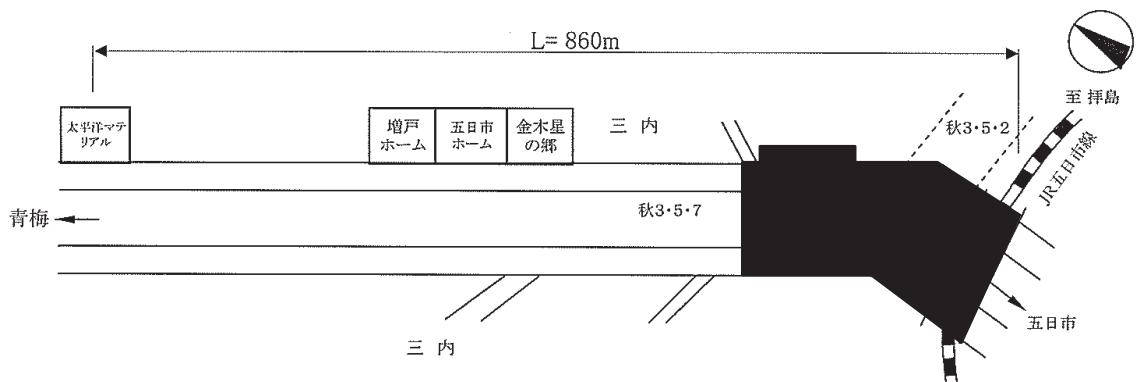


青梅あきる野線(主31号 秋川街道) (三内地区)

主31号(秋川街道)のJR五日市線交差部付近から日の出町大久野付近までの860mについて、歩道を設置するため拡幅整備する事業である。現道は、歩道が未整備又は1m未満と大変狭く、歩行者の安全な通行が確保されていない。

このため平成22年度に地元説明会を実施し、平成24年度に事業認可を取得した。平成29年度に、歩道設置工事を一部実施し、今年度は、引き続き用地取得を進める。

主31号(三内地区)整備状況図

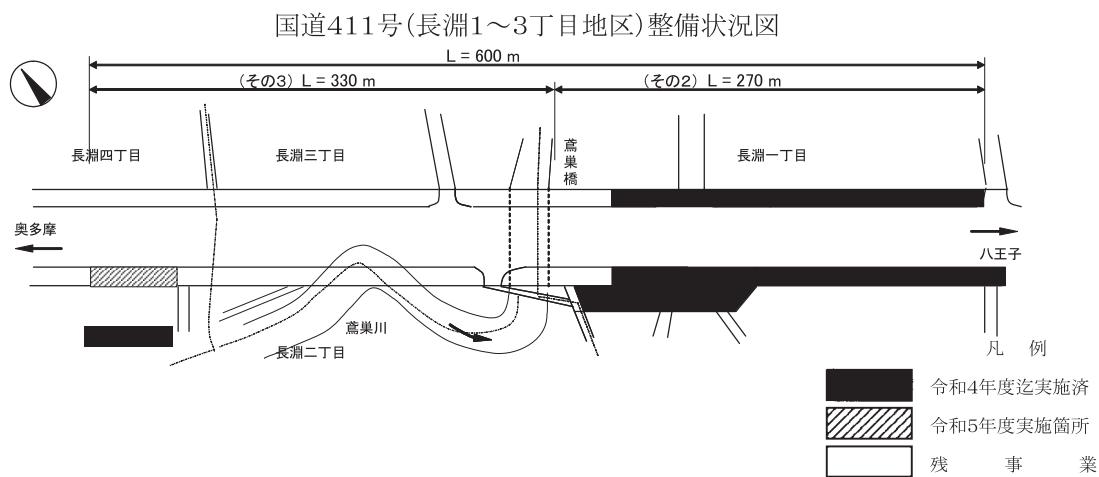


国道411号(吉野街道)

(長淵1～3丁目地区)

国道411号(吉野街道)の友田小付近から長淵郵便局前交差点付近までの約900mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成2年度から事業に着手し、平成12年度までにその1工区300mが完成し、その2、その3工区が事業中である。平成15年度には、その2工区のうち140m、平成16年度は法面工事を実施した。今年度は、引き続きその3工区の用地取得を進める。

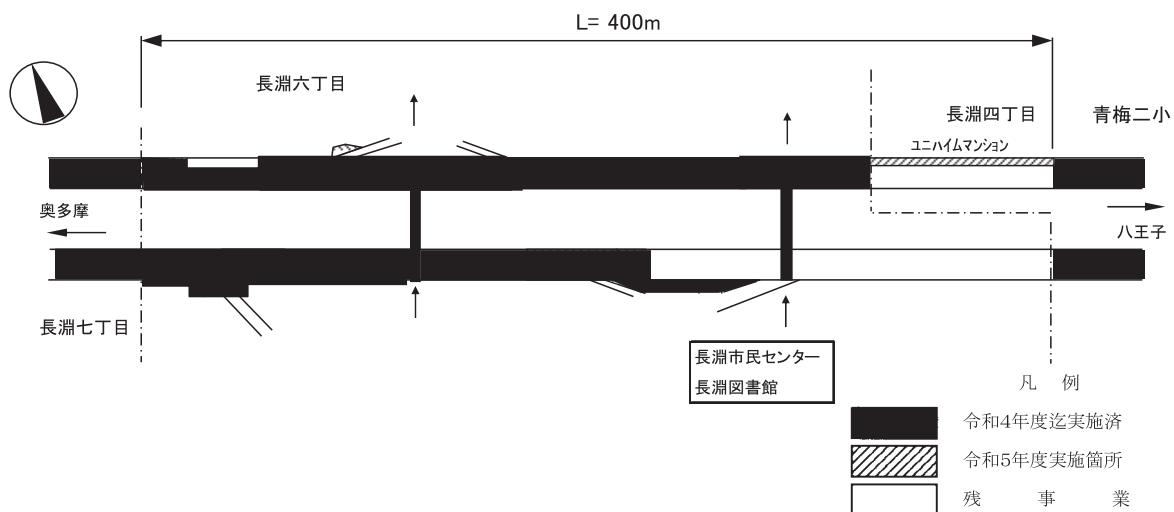


(長淵4～6丁目地区)

国道411号(吉野街道)の長淵七丁目付近から青梅二小付近までの約400mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成20年度から事業に着手し、用地取得、工事を順次進めている。今年度は、引き続き用地取得を進めるとともに、一部区間の擁壁工事等に着手する予定である。

国道411号(長淵4～6丁目地区)整備状況図

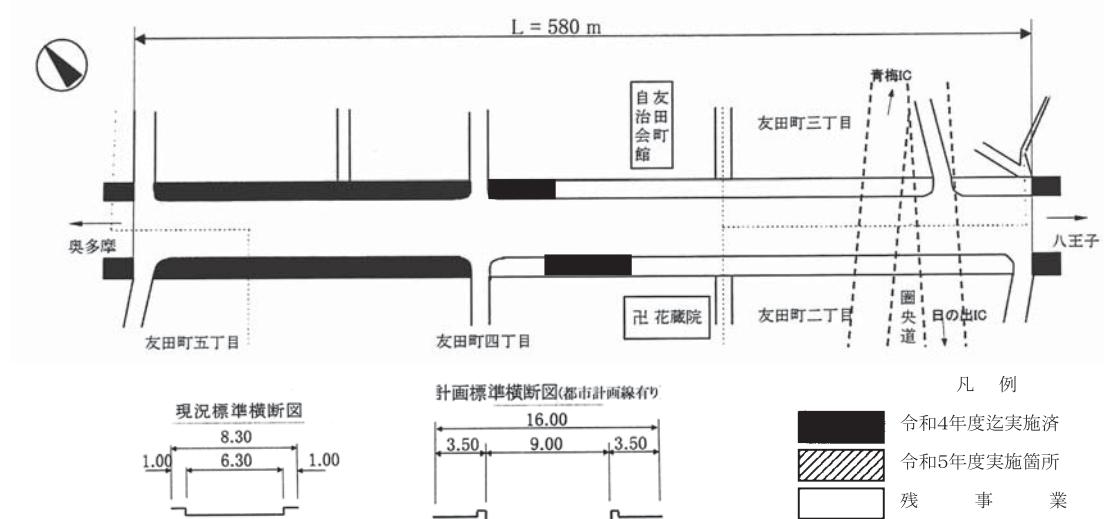


(友田地区)

国道411号(吉野街道)の圈央道付近から友田五丁目付近までの580mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

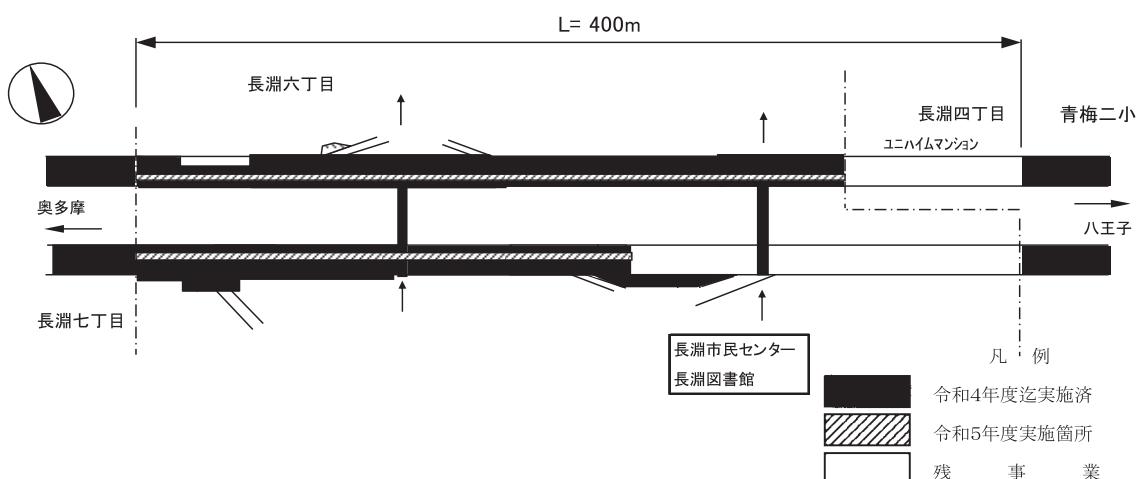
平成20年度から事業に着手し、平成19年度までに西側区間220mが完成し、平成23年度には東側区間の一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き東側区間360mの用地買収を進める。

国道411号(友田二～五丁目地区)整備状況図



(ウ) 無電柱化事業

歩道設置事業や交差点改良事業と併せて無電柱化事業を実施している。今年度は青梅市長淵六丁目の約570mについて、電線共同溝工事に着手する予定である。



(2)－5 主な鉄道立体交差事業

交通のボトルネックとなっている踏切の解消を図るため、以下の単独立体交差事業を進めている。

(ア)志茂立体交差事業(JR青梅線)

志茂立体交差事業は、都市計画道路福生3・4・2号とJR青梅線(牛浜駅～福生駅間)の交差部をアンダーパスで立体交差する事業であり、新奥多摩街道の福生志茂南交差点から、水道局福生第一水源付近までの間、約530mについて事業を進めている。

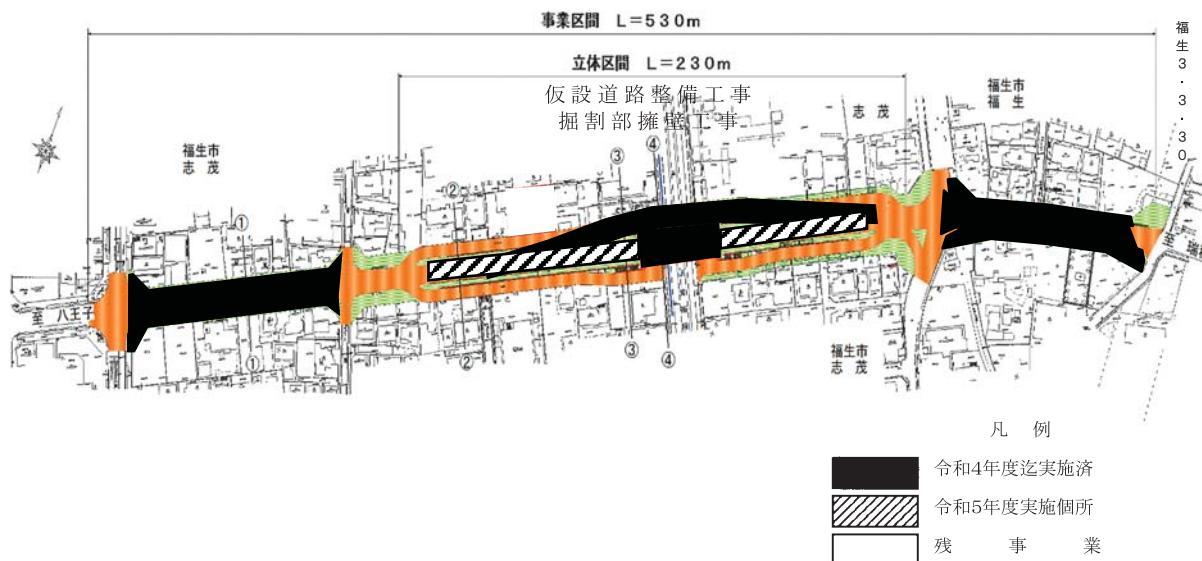
現在、当事務所にて施工中の福生3・3・30号街路築造工事と併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成18年度より用地取得に着手し、平成28年度に用地取得が完了した。

また、JRに委託している鉄道交差部の立体工事は令和2年度に完了した。

今年度も、引き続き、立体前後区間の掘削部擁壁工事を実施する。

志茂立体事業平面図



(イ)箱根ヶ崎立体交差事業(JR八高線)

箱根ヶ崎立体交差事業は、都市計画道路福生3・5・17号とJR八高線(箱根ヶ崎駅～金子駅間)の交差部をオーバーパスで立体交差する事業であり、旧国道16号線、如意輪幼稚園北側の交差点から福生3・4・30号までの約510mについて事業を進めている。

本事業の事業用地の確保については、JR八高線以東は、東京都による直接取得で行い、以西は瑞穂町による箱根ヶ崎西土地区画整理事業により行っている。

令和3年度から、箱根ヶ崎陸橋（仮称）橋梁下部工事を実施し、今後、上部工事を実施していく。

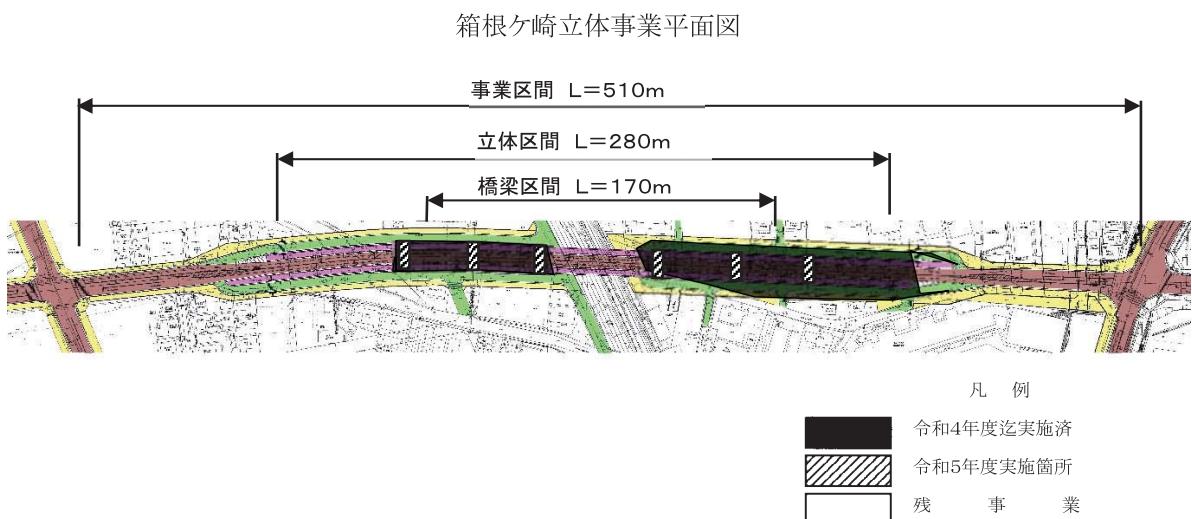


表4－21 令和4年度 工事第一課所管事業執行実績額調書
(単位:千円)

区分	構築・舗装		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
道路整備費 (公共)	14	0	47	0	61	0
道路整備費 (単独)		1,359,277		343,636		1,702,913
計	14	1,359,277	47	343,636	61	1,702,913
橋梁整備費 (公共)	1	0	13	0	14	0
橋梁整備費 (単独)		4,508		146,558		151,066
計	1	4,508	13	146,558	14	151,066
街路整備費 (公共)	6	155,000	9	0	15	155,000
街路整備費 (単独)		385,817		65,456		541,273
計	6	540,817	9	65,456	15	606,273
交通安全施設費 (公共)	10	0	12	0	22	0
交通安全施設費 (単独)		332,293		55,654		387,947
計	10	332,293	12	55,654	22	387,947
合計	31	2,236,895	81	611,304	112	2,848,199

※橋梁整備費については工事第二課所管分を含む。

表4-22 令和5年度 工事第一課所管事業執行予定調書

(単位:千円)

区分	構築・舗装		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
道路整備費 (公共)	12	251,000	84	0	96	251,000
道路整備費 (単独)		1,409,000		1,217,000		2,626,000
計	12	1,660,000	84	1,217,000	96	2,877,000
橋梁整備費 (公共)	3	0	18	0	21	0
橋梁整備費 (単独)		275,000		337,000		612,000
計	3	275,000	18	337,000	21	612,000
街路整備費 (公共)	4	186,000	29	0	33	186,000
街路整備費 (単独)		424,100		292,200		716,300
計	4	610,100	29	292,200	33	902,300
交通安全施設費 (公共)	9	0	18	0	27	0
交通安全施設費 (単独)		573,700		180,500		754,200
計	9	573,700	18	180,500	27	754,200
合計	28	3,118,800	149	2,026,700	177	5,145,500

表4－23 令和5年度 道路橋梁整備事業箇所別調書

NO	路線名	箇 所	摘要
1	主要地方道 5号	瑞穂町箱根ヶ崎	橋梁下部工6基
2	主要地方道 5号	瑞穂町箱根ヶ崎	橋梁上部工
3	主要地方道 53号	青梅市黒沢二	道路改修工事 L=150m
4	一般都道 166号	福生市志茂	掘割部擁壁工事 L=200m
5	一般都道 166号	福生市志茂	ポンプ室整備工事
6	一般都道 204号	奥多摩町氷川	道路擁壁工事 L=30m
7	一般都道 238号	日の出町大久野～青梅市梅郷	非常用設備工事 一式
8	一般都道 238号	日の出町大久野～青梅市梅郷	受配電・照明設備工事 一式
9	一般都道 238号	日の出町大久野～青梅市梅郷	道路改修工事 L=1, 500m
10	一般都道 250号	あきる野市草花	道路擁壁1基
11	一般都道 251号	日の出町大久野	仮切り回し道路工事
12	主要地方道 33号	檜原村本宿	橋梁補強工事

表4－24 令和5年度 街路整備事業箇所別調書

NO	路線名	箇 所	摘要
1	青梅3・4・4号 (第一工区)	青梅市滝ノ上～天ヶ瀬	街築工 電線共同溝工 L=270m
2	青梅3・4・4号 (第二工区)	青梅市天ヶ瀬～日向和田	道路擁壁工 L=280m
3	青梅3・4・4号 (第二工区)	青梅市天ヶ瀬～日向和田	道路擁壁工 L=300m

表4－25 令和5年度 交通安全施設事業箇所別調書

NO	路線名	箇 所	摘要
1	国道 411号	青梅市長淵四丁目	構造物設置工 L=50m
2	国道 411号	青梅市長淵六丁目	電線共同溝設置工 L=570m
3	国道 411号	青梅市長淵七丁目	歩道舗装 1, 800m ²
4	主要地方道7号	あきる野市二宮	自歩道設置 L=200m
5	一般都道 169号	あきる野市下代継	構造物設置 L=80m
6	一般都道 169号	あきる野市下代継	街築工 L=140m
7	一般都道 238号	青梅市和田町二丁目	街築工 L=250m

表4-26 都市計画道路事業認可一覧

路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	当初認可 年月日	告示番号	施行年度	摘要
秋多3・4・6号	あきる野市大字草花字草花前 あきる野市大字草花字南小宮	660	22	H11.6.22	建設省 第1382号	H11～R5	
青梅3・4・4号	青梅市滝ノ上町 青梅市天ヶ瀬町	425	20	H15.9.18	関東地方整備局 第285号	H15～R5	I期
青梅3・4・4号	青梅市天ヶ瀬町 青梅市日向和田一丁目	880	20	H17.12.2	関東地方整備局 第495号	H17～R8	II期
福生3・3・30号	福生市大字福生 福生市大字福生	650	25	H20.12.11	関東地方整備局 第394号	H20～R5	
福生3・4・4号 立川3・2・4号	瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 瑞穂町大字武藏	1,430	30	H24.7.4	関東地方整備局 第243号	H24～R6	
秋多3・5・7号	あきる野市大字館谷台 日の出町大字大久野字幸神	860	12	H24.10.3	関東地方整備局 第358号	H24～R5	歩道 三内
秋多3・5・15号	あきる野市二宮	440	15	H25.8.19	関東地方整備局 第364号	H25～R6	歩道
青梅3・4・1号	青梅市駒木町一丁目 青梅市畠中一丁目	690	16	H25.8.8	関東地方整備局 第355号	H25～R7	駒木 II期
青梅3・4・1号	青梅市畠中二丁目 青梅市畠中三丁目	565	16	H25.8.8	関東地方整備局 第356号	H25～R7	畠中 II期
青梅3・4・1号	青梅市畠中三丁目 青梅市和田町二丁目	795	16	R2.12.14	関東地方整備局 第310号	R2～R11	畠中 III期
福生3・3・3の1号	福生市大字熊川字武藏野 福生市大字熊川字武藏野	1,090	28	H31.3.20	関東地方整備局 第49号	H30～R 11	

(3) 用 地

道路、橋梁、河川などの西多摩地域の都市基盤の整備を効率的に推進するため、早期に用地取得を完了させるべき路線を重点箇所として取り組むなど、計画的・重点的な用地取得に努めている。

令和5年度は、用地費と補償費を合わせて2,378百万円の執行を予定している。

道路事業では国道411号(駒木Ⅱ期)、一般都道第165号伊奈福生線(草花)、一般都道第250号あきる野羽村線(高瀬)、街路事業では青梅3・4・4号、福生3・3・30号、福生3・4・4号、秋多3・4・6号が、特に注力している重点箇所である。

また、主要地方道第7号杉並あきる野線(熊川Ⅱ期)、主要地方道第33号上野原あきる野線(下元郷)、主要地方道第45号奥多摩青梅線(畠中Ⅱ期)、一般都道第251号青梅日の出線(水口)など、その他の路線についても積極的に用地取得を進めていく。

当所の管内は、農地や山林が面積を多く占めているが、時代とともに土地に対する権利意識が高まるなど、その考え方方が変化してきている。境界の争い、借地権に起因する争い、また、相続未了の箇所をはじめ、公園の不整合や訂正を要する箇所など登記上の問題も多く、これらが円滑な用地取得の阻害要因となっている。

用地取得に当たっての土地の価格は、東京都公有財産規則により東京都財産価格審議会の評定を得て決定する。補償金は、客觀性、統一性を確保するため、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により算定している。

また、土地所有者から代替地を希望されることもあるが、特に山岳地域などでは相応しい代替地が見出せず移転先地の確保が困難な場合も多い。

関係人の生活再建を支援するため、移転資金の貸付、代替地の斡旋、都営住宅の斡旋を行っている。

用地の取得は、関係権利者との話し合いによることを原則としている。しかしながら、相続や借地等の関係権利者間の争いが解決しない場合、十分説明を尽くしたが補償金等についての合意が得られないなどの場合には、土地収用法の定める手続きによることもある。

表4-27

令和4年度道路用地関係執行実績調書

事業費別	路線別	用地取得 m ²	建物移転 棟
道 路 整 備 費	国道411号(青梅市長淵7丁目～駒木町1丁目)	44.13	1
	国道411号(青梅市駒木町1～3丁目)	3.31	0
	主7号(福生市熊川)	1,027.19	5
	主33号(檜原村本宿～あきる野市乙津)	186.85	
	主45号(青梅市畠中2～3丁目)	4.81	0
	主45号(青梅市畠中3丁目～和田町2丁目)	142.33	1
	都250号(あきる野市草花)	1,020.70	1
	都251号(日の出町大久野)	618.53	1
計		3,047.85	9
街 路 整 備 費	青梅3・4・4号(青梅市滝ノ上町～日向和田1丁目)	117.71	2
	福生3・4・4号(瑞穂町殿ヶ谷～武藏)	211.16	0
	秋多3・4・6号(あきる野市草花)	22.88	0
	計	351.75	2
交通 安全 施設 費	国道411号(青梅市友田町4丁目)	146.00	0
	主31号(あきる野市三内～日の出町大久野)	18.60	0
	都185号(あきる野市伊奈～山田)	31.46	1
	都238号(青梅市和田町)	108.75	0
	計	304.81	1
道路 災害 防除 費	主45号(奥多摩町梅澤)	938.52	0
	主53号(青梅市成木6丁目)	120.29	0
	都201号(あきる野市養沢)	1,581.85	0
	都205号(檜原村三都郷・樋里)	154.02	0
	都206号(奥多摩町川野)	1,177.31	0
	計	3,971.99	0
合 計		7,676.40	12

表4-28

令和5年度道路用地関係執行予定調書

事業費別	路 線 別	用地取得 m ²	建物移転 棟
道 路 整 備 費	国道411号(青梅市駒木町1~3丁目)	265	1
	主7号(福生市熊川)	297	3
	主31号(青梅市長淵5丁目)	65	0
	主33号(あきる野市乙津)	90	0
	主33号(檜原村本宿~あきる野市戸倉)	2,378	3
	主45号(奥多摩町棚沢~丹三郎)	3,000	3
	主45号(青梅市畠中2~3丁目)	173	0
	主45号(青梅市畠中3丁目~和田町2丁目)	496	2
	都165号(あきる野市草花)	1,738	5
	都166号(瑞穂町箱根ヶ崎)	96	1
	都202号(奥多摩町大丹波)	11	0
	都250号(あきる野市草花)	955	3
	都251号(日の出町大久野)	1,260	3
	計	10,824	24
街 路 整 備 費	青梅3・4・4号(青梅市滝ノ上町~天ヶ瀬町)	275	3
	秋多3・4・6号(あきる野市草花)	342	1
	福生3・4・4号(瑞穂町殿ヶ谷~武藏)	2,482	7
	福生3・3・30号(福生市福生)	600	2
	計	3,699	13

事業費別	路 線 別	用地取得 m ²	建物移転 棟
交通安全施設費	国道411号(青梅市長淵3丁目)	12	1
	国道411号(青梅市長淵4~6丁目)	31	0
	国道411号(青梅市友田町4丁目)	430	9
	主7号(あきる野市二宮)	85	0
	主29号(羽村市羽中3丁目~羽加美4丁目)	51	1
	主31号(あきる野市三内~日の出町大久野)	137	0
	主44号(青梅市藤橋2丁目~今井2丁目)	15	0
	主45号(青梅市梅郷5丁目)	36	0
	都176号(あきる野市秋留1丁目~雨間)	97	1
計		894	12
道路災害防除費	国道411号(奥多摩町棚沢)	150	0
	主33号(檜原村南郷)	400	0
	都204号(奥多摩町冰川ほか)	2,850	0
	都206号(奥多摩周遊道路)	4,000	0
	計	7,400	0
橋 梁 整 備 費	本宿橋(仮称)(檜原村本宿)	1,758	0
	計	1,758	0
合 計		24,575	49

第5 河 川

1 河川の現況

管内には、一級河川として多摩川水系14、荒川水系5の計19の河川（指定区間延長約165km）と、この他に、準用河川3、通称名のある普通河川が約300もある。一級河川の内訳は表5-1のとおりである。

また、砂防指定地の面積は、37.49km²に及んでいる。

内訳は、表5-2のとおりである。

表5-1 管理河川（一級河川）一覧表

令和5年4月1日現在

水系	河川名	管理区間延長km 管内流域面積km ²	水系	河川名	管内区間延長km 管内流域面積km ²
多摩川	多摩川	36.60 165.0	多摩川	鳩巣川	2.50 2.5
〃	残堀川	1.99 11.1	〃	日原川	9.00 93.8
〃	秋川	33.57 101.9	〃	小菅川	2.11 5.0
〃	養沢川	7.30 19.3	計	14河川	134.12 486.1
〃	北秋川	10.40 46.1	荒川	霞川	5.50 10.6
〃	平井川	16.45 27.1	〃	成木川	12.67 8.8
〃	氷沢川	1.10 1.2	〃	黒沢川	7.12 14.3
〃	鯉川	3.00 3.7	〃	北小曾木川	4.80 7.0
〃	玉の内川	1.50 2.3	〃	直竹川	0.52 0.0
〃	北大久野川	5.50 4.6	計	5河川	30.61 40.7
〃	大荷田川	3.10 2.5	合計	19河川	164.73 526.8

※流域面積は自己流域を示す。多摩川については万年橋上流を示す。

表5-2 砂防指定地市町村別面積一覧表

令和5年4月1日現在

市町村名	管内総面積km ²	指定地面積km ²	面積率%
青梅市	103.26	2.56	2.48
福生市	10.24	0	0
あきる野市	73.34	3.10	4.23
羽村市	9.91	0.07	0.71
瑞穂町	16.83	0	0
奥多摩町	225.63	30.77	13.64
日の出町	28.08	0.67	2.39
檜原村	105.42	0.32	0.30
計	572.71	37.49	6.55

2 河川管理

河川管理の目的は、洪水等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されることにある。

当所における河川の管理は大別して、一級河川については河川法による法的、機能的管理を、普通河川（未譲与の水路敷）については法的管理を行っている。そのうち、一級河川は毎年度整備が進められているが、未改修部分も多くあり、河川の境界が不明確なところも多く、管理上の難しさを擁している。

しかし、一方では自然の岩盤により、護岸が形成されている部分も多く、風光明媚な景観をつくりだして、都民の憩いの場となっている。

（1）法定河川等にかかる許認可事務

河川は本来、道路や公園と同様に公共物であって、直接に一般公衆の自由使用に供されるものであるが、その使用が公共の安全や秩序を乱したり自由使用としての社会的効用を妨げたり、またそのおそれがある行為については、これを制限し許可事項として規制している。

このため、河川法に基づく法定河川及び公有土地水面使用等規則に基づく普通河川に係る許認可等の処分を行っている。

また、砂防指定地等管理条例に基づく、砂防指定地における制限行為に係る許認可等を行っている。

他にも、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に係る処分を行っている。内訳は、表5-3のとおりである。

(2) 河川区域及び財産に係る事務

官民境界(財産界)確定のための立会、河川区域の調査、法定河川区域の変更等の河川区域及び財産に係る事務を行っている。

表5-3 令和4年度河川占・使用許可及びその他処理件数

1. 一級河川占用許可件数

水系	河川名	占用許可	内 容	
			占用料徴収	占用料免除
多摩川	多摩川	196	62	134
	残堀川	141	33	108
	秋川	408	147	261
	養沢川	108	63	45
	北秋川	102	56	46
	平井川	294	118	176
	氷沢川	31	20	11
	鯉川	61	31	30
	玉の内川	47	21	26
	北大久野川	72	28	44
	大荷田川	29	9	20
	鳶巣川	73	34	39
	日原川	44	18	26
	小菅川	5	2	3
小計		1,611	642	969
荒川	霞川	191	87	104
	成木川	240	104	136
	黒沢川	223	122	101
	北小曾木川	89	48	41
	直竹川	10	3	7
	小計	753	364	389
計		2,364	1,006	1,358

2. 公有土地(水面)使用許可件数

占用地所在市町村名	使 用 許 可	内 訪	
		使 用 料 徴 収	占 用 料 免 除
青 梅 市	88	14	74
福 生 市	2	0	2
あ き る 野 市	41	2	39
羽 村 市	1	0	1
瑞 穂 町	7	3	4
奥 多 摩 町	38	6	32
日 の 出 町	24	3	21
檜 原 村	40	4	36
計	241	32	209
1. 2. 合 計	2,605	1,038	1,567

3. その他の処理件数

内 容	件 数	備 考
河 川 法 許 可	16	掘削(27条)12件、河川保全区域(55条)4件
承 認	4	自費工事0件(一河0件、普河0件)、権利譲渡4件
届 出	158	一時使用(撮影等)158件、地位承継0件
協 議	0	開発行為0件、その他0件
砂 防	22	砂防指定地等管理条例(制限行為許可)
財 産	0	寄付受領0件、交換契約0件
そ の 他	313	占用料徴収調定156件、占用廃止6件、区域証明1件
		調査回答報告22件、境界確定・確認5件
		水質事故対応8件、苦情・要望115件

(3) 河川監察

道路河川パトロールカー(2台)により、管内の一級河川(19)及び急傾斜地、砂防指定地の監察を行い、河川での不法行為の摘発、危険箇所の発見に努めている。当所管内は広大であり、河川区域には車両が進入出来ない箇所も多いが、監察方法の工夫により監察の充実を図っている。

なお、通報、陳情、苦情に対しては、その都度早急に現地調査を行い適切な対応をとるよう努力しているところである。内訳は表5-4のとおりである。

表5-4 令和4年度河川監察実績表

項目	監察・延回数	不法占用					不法投棄			汚水流出				取締件数合計
		工作物設置	木材等置場	看板	土地形状変更	その他の	残土(土砂等)	塵芥	碎石	染料	糞尿	漬物工場廃液	碎石場内発生	
件数	70	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 河川事業

西多摩地方は西部の山岳地が全体の約7割を占め、標高1,000mを越す急峻な山々が多く、この山を貫いて多くの河川が溪流をなして流れしており、天然河岸の崩壊や斜面の崩壊等の発生する箇所も多い。また東部の平野部においては、急速に市街化が進展しており、降雨の流出率が高まるなど徐々に治水の安全度も低下している。

西多摩建設事務所では都民の生命とくらしを守り、安心して住める街づくりをめざして中小河川整備事業をはじめ、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業、河川環境整備事業等多くの河川事業を実施している。

(1) 中小河川整備事業

ア 平井川

平井川は、日の出山に源を発し、東南に向けて流れ、北大久野川、玉ノ内川を合流し、平地に入り、流路をほぼ東の方向に変え、鯉川、氷沢川を合せ、JR五日市線鉄橋付近で多摩川に合流する多摩川水系の一級河川である。

その流域の大半は、国立公園や自然公園からなる山岳地帯と、秋留台地といわれる広大な平坦地で形成されている。かつては、東京の数少ない農村地域であったが、

昭和40年頃から急速に開発が進み河川を取り巻く環境も大きく変化し、水害等の発生の危険性も高まっている。

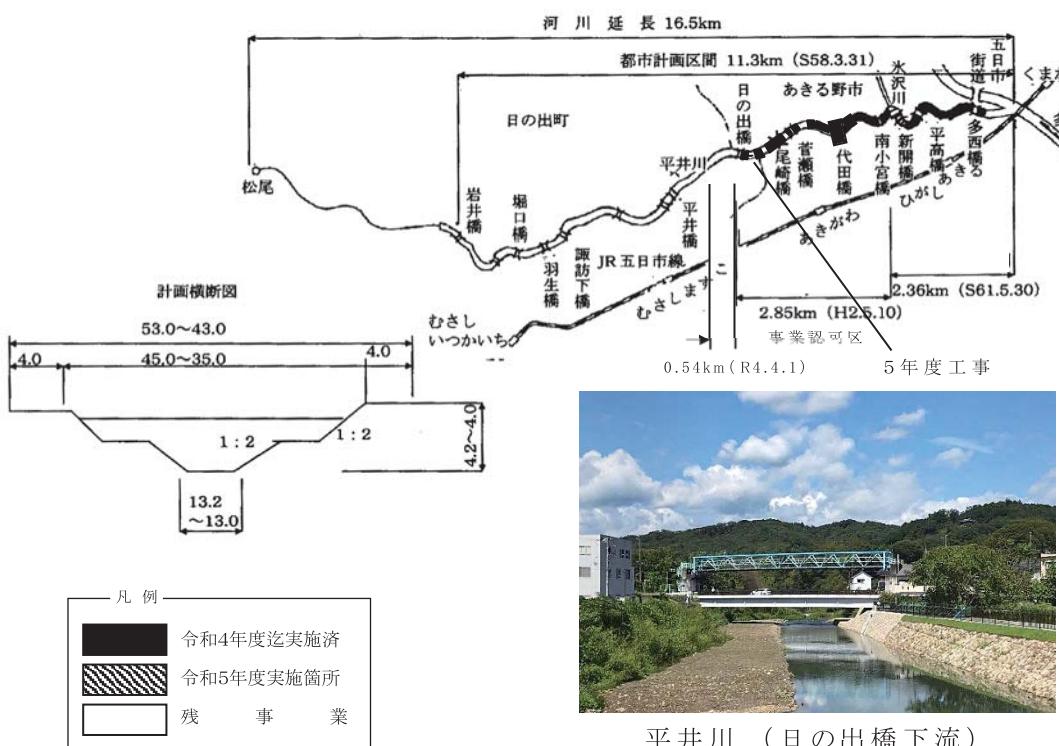
このため、昭和58年3月に多摩川合流点から日の出町大久野地内岩井橋までの延長11,250mを都市計画決定し、昭和61年4月に一部区間の事業認可を取得した。同時に用地買収と整備工事に着手し、現在までに、多西橋下流部から日の出橋下流部間のうち約4,900mを50mm/h対応で整備を完了した。

また、日の出橋上流540mについて、令和4年4月1日に新たに事業認可を受けた。

本河川は、比較的環境の良好な河川であることから地域住民より環境保全に関する意見や要望が出され、また、国土交通省から「多自然型川づくり」の推進について通達が出されたこと等により、平成3年度から多自然川づくりによる整備を実施している。

なお、多自然川づくりの実施にあたっては、生物調査を行うと共に学識経験者等からなる「平井川多自然型川づくり検討委員会」及び学識経験者、市民等からなる「平井川に関する懇談会」から報告書が提出されている。これらの報告書を有効に活用するとともに、平成12年7月に公募による委員、川に関わりを持つ団体、関係市町村及び東京都の委員からなる「平井川流域連絡会」を設置して、広く意見交換を行なながら事業を実施している。

今年度は、日の出橋下流(約220m)で工事を実施する。



イ 霞川

霞川は、青梅市の永山丘陵に源を発し、同市内の東部を流下して埼玉県入間市を経て入間川に合流する荒川水系の一級河川で、流路延長は15.8km、流域面積は25.8km²である。このうち、東京都管内の延長は5.55km、流域面積10.58km²となっている。本河川も近年流域内の開発が目覚ましく、河川への流出量が増大している。

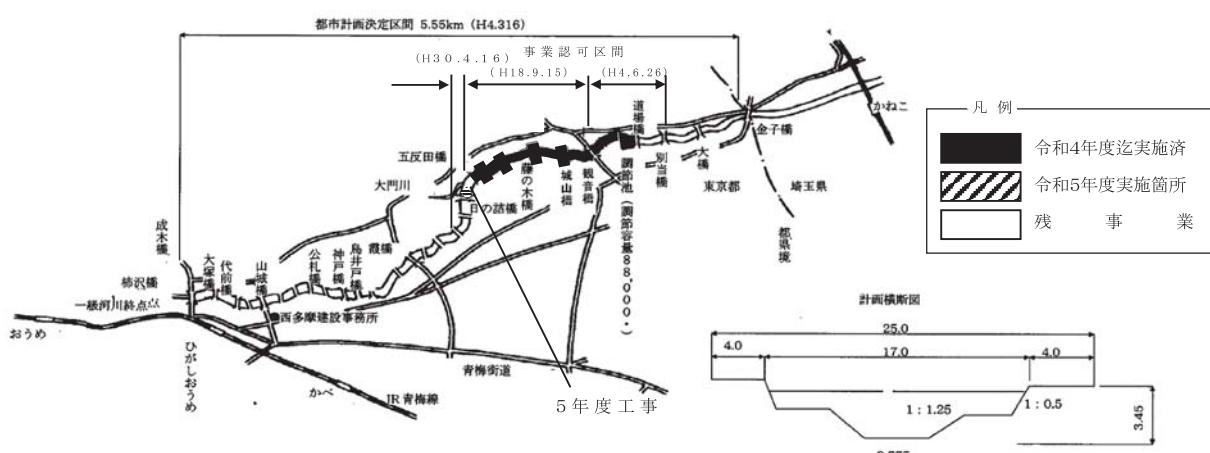
平成4年3月青梅市今井一丁目の都道(金子橋、都県境)から同市東青梅二丁目(柿沢橋、1級終点)の間約5.55kmを都市計画決定し、この内道場橋～観音橋450mの間にについて平成4年6月26日に事業認可を受けた(調節池を含む)。

これは、道場橋上流右岸に調節池(調節容量88,000m³)を設けて、埼玉県区間への流下量を軽減し、治水安全度の向上を図るものである。

霞川調節池については、平成7年度に事業に着手し、平成18年度に工事が完成し、平成19年度から供用開始している。

霞川調節池の完成により、上流部の河川改修が可能になったため、既事業認可区間上流の観音橋から日野詰橋までの間1,300mについて、平成18年9月15日に事業認可を受けた。また、日の詰橋から稻荷橋までの間330mについて、平成30年4月16日に事業認可を受けた。

今年度は、日野詰橋下流(約50m)で工事を実施する。



霞川(五反田橋より下流)



霞川(五反田橋より上流)

(2) 砂防海岸整備事業

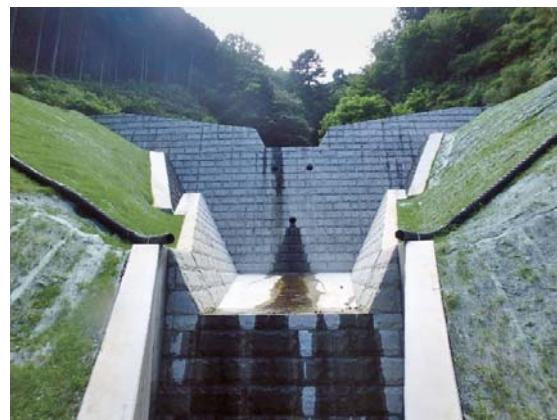
ア 砂防事業

西多摩地域はその3分の2が山地であり、その山地を流下する渓流は河床勾配が急で、山地荒廃や土石流の危険をはらんでいる。土砂の流出による被害を防止するため、砂防法(明治30年)により、管内面積の約7%を砂防指定地として定め、砂防施設の設置や、一定の行為の制限等を行っている。

今年度は、奥多摩町棚沢地区の西川及び檜原村本宿地区の本宿地区第一沢等でえん堤築造工事等を実施する。



中曾川(えん堤)



西川(えん堤)

イ 地すべり防止事業

地下水等に起因して生ずる「地すべり」現象を防止するため、地すべり等防止法(昭和33年)3条により、国土交通大臣が知事の意見を聞いて「地すべり防止区域」を指定する。

- ①多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
 - ②鉄道、迂回路のない道路、官公署、学校、病院等に被害を及ぼすおそれのあるもの
 - ③人家10戸以上に被害、農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- 等の区域について指定される。当事務所管内では、既に7ヶ所指定されている。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業

近年、台地や山間の崖地周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に崖地崩壊による災害が起こる地域が拡大しつつある。昭和44年「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が公布され、傾斜度が30°以上、がけの高さが5m以上、5戸以上の家屋があるという3条件を満たす土地及びその周辺を知事は関係市長村長の意見をきいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、土砂災害から国民の生命を保護

することとした。

当事務所管内においては、すでに奥多摩町小留浦地区など28地区が指定され、24地区の工事は完了している。

今年度は、青梅市の長淵一丁目地区等において法枠工、檜原村の小沢地区及び日の出町の大久野新井地区等で崩壊土捕捉工等の斜面対策を実施する。



長淵一丁目地区



大久野新井地区

(3) 河川防災

この事業は、河川施設や砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止事業で設置した各施設の老朽化対策等を目的としており、今年度は、秋川で護岸工事等を実施する。

また、大丹波川と深沢川で砂防施設及び、あきる野市平沢で急傾斜地崩壊防止施設の補修工事を実施する。



(4) 河川維持

河川管理施設を安全かつ適切に維持管理するため、河川等の維持補修を行っている。河川管理施設の緊急または小規模な維持補修に対応するため、工事、委託合わせて8件の単価契約を予定している。

なお、多摩川の白丸ダムに設置されている「魚道」をはじめとし、秋川、平井川等にある約30基の「魚道」の維持管理も行っている。



白丸ダム魚道

(5) 河川環境整備

土砂等の堆積により、治水上の影響が懸念される箇所では、堆積土砂のしゅんせつ工事を実施している。今年度は北大久野川でしゅんせつ工事を実施する。

4 水 防

河川の洪水等による水害を防ぎよし、被害を軽減することを目的として、管内における水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を「地域水防活動の手引き」に規定している。

この手引きは「東京都水防計画」を基にして、組織、水防機関の活動、情報伝達、通信連絡、水防上注意を要する箇所、資器材等により構成されており、毎年5月に水防管理団体、消防署、警察署、国土交通省京浜河川事務所、小河内貯水池管理事務所、交通局発電事務所等の関係機関と水防連絡会を開催して内容の周知徹底を図っている。

5 土砂災害警戒区域等の指定

平成13年4月、土砂災害危険箇所におけるソフト対策を充実させるために「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号、通称：土砂災害防止法)が施行された。

これを受け、東京都では平成15年度から当事務所管内において同法第4条に基づく「基礎調査」に着手し、平成24年3月末までに管内約4,800箇所において実施してきた。この基礎調査の結果を受けて、平成17年度からは同法第6条に基づく「土砂災害警戒区域」(通称：イエローゾーン)の指定を青梅市成木地区を皮切りに進め、平成26年3月末までに管内全域4,807箇所の区域の指定が完了した。さらに、平成20年度からは「土砂災害特別警戒区域」(通称：レッドゾーン)の指定を、同じく青梅市成木地区を皮切りに進め、令和元年6月末までに4,592箇所の指定が完了した。

区域の指定が完了した地域は、平成28年度より同法第4条に基づき、指定後概ね5年ごとに地形改変や社会的変化があった箇所を抽出する2巡目基礎調査を実施しており、平成30年度以降、青梅市などの既指定区域の範囲の見直しや新規区域の指定等を順次進めている(令和5年4月時点では、イエローゾーンは4,919箇所、レッドゾーンは4,664箇所となっている。)。

表5－5 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

(令和5年4月現在)

市町村	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
青梅市	1,118	418	3	1,539	1,075	367	0	1,442
福生市	17	0	0	17	14	0	0	14
羽村市	27	1	0	28	24	1	0	25
あきる野市	645	133	0	778	621	119	0	740
瑞穂町	37	8	0	45	27	8	0	35
日の出町	511	180	1	692	491	157	0	648
檜原村	775	150	6	931	754	148	0	902
奥多摩町	727	152	10	889	720	139	0	859
合計	3,857	1,042	20	4,919	3,725	939	0	4,664

<水防災総合情報システムについて>

水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動を始めた。その後、取り扱う情報の多様化、システムの老朽化などに対応するため、順次システム更新を行っている。

本システムは、①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警報情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。なお、管内には、下記のとおり8箇所の水位観測所と10箇所の河川監視カメラ、15箇所の雨量観測所が設置されている。

表5－6-(1) 水位観測所(河川水位)

番号	河川名	観測所名	所 在 地
1	多摩川	万年橋	青梅市畠中1-23
2	平井川	尾崎橋	あきる野市菅生203
3	秋川	秋留橋	あきる野市牛沼476
4	霞川	霞川	青梅市今井1-382(大橋下流)
5	霞川	霞川調節池上	青梅市今井2-946-1(下天神橋)
6	霞川	霞川調節池下	〃 (道場橋)
7	成木川	成木川	青梅市成木1-298(未成橋)
8	黒沢川	黒沢川	青梅市小曾木4-2040(青梅六中前無名橋)

表5－6(2) 河川監視カメラ

番号	河川名	監視局名	所 在 地
1	霞 川	霞 川	青梅市今井1丁目572地先
2	成木川	成木川	青梅市成木1丁目346地先(成木1丁目児童遊園内)
3	秋 川	山 田	あきる野市山田 973 地先
4	秋 川	秋留橋	あきる野市牛沼476-1地先
5	秋 川	留 原	あきる野市留原827-3地先
6	平井川	東平井橋	日の出町平井760-37地先
7	養沢川	小宮ふるさと 自然学校	あきる野市乙津2028
8	霞 川	五反田橋	青梅市木野下2
9	黒沢川	黒沢川	青梅市小曾木4
10	平井川	落合橋	日の出町大久野

表5－6(3) 貯留量観測所

番号	河川名	調節池名	所 在 地
1	霞 川	霞川調節池	青梅市今井2-946-1

表5-7 雨量観測所

番号	観測所名	所 在 地
1	青 梅	青梅市東青梅3-20-1(西多摩建設事務所)
2	福 生	福生市北田園2-7-2(福生工区)
3	羽 村	羽村市羽東1-29-35
4	梅 郷	青梅市梅郷3-749(青梅市梅郷市民センター)
5	奥 多 摩	西多摩郡奥多摩町氷川951番4(奥多摩工区)
6	御 岳 山	青梅市御岳山42(御岳ビジターセンター)
7	日 原	西多摩郡奥多摩町日原819(奥多摩町森林館前)
8	小 河 内	西多摩郡奥多摩町川野872(旧奥多摩出張所)
9	樋 里	檜原村樋里4331-3(樋里コミュニティーセンター)
10	五 日 市	あきる野市館谷266-8(あきる野工区)
11	檜 原	西多摩郡檜原村上元郷403(檜原工区)
12	数 馬	西多摩郡檜原村数馬2612(旧数馬料金所)
13	菅 生	あきる野市菅生203(平井川・尾崎橋)
14	成 木	青梅市成木7-896(成木川・大指橋下流)
15	小 曾 木	青梅市小曾木4-2040(黒沢川・青梅六中前)

表5-8 令和4年度 河川・砂防事業執行実績額調書

(単位:千円)

区分	執行実績					
	構築		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河川維持費	5	95,886	20	77,154	25	173,040
河川防災費	6	243,801	11	99,491	17	343,292
中小河川整備費	2	64,482	7	28,728	9	93,210
砂防海岸整備費	13	559,185	41	256,481	54	815,666
河川環境整備費	0	0	1	5,467	1	5,467
計	26	963,354	80	467,321	106	1,430,675

(注)その他には、支障物件移設費を含む。

(注)河川維持費は、光熱費・役務費・一般需用費を除く。

表5-9 令和5年度 河川・砂防事業執行予定額調書

(単位:千円)

区分	執行予定					
	構築		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河川維持費	5	145,000	20	106,100	25	251,100
河川防災費	6	501,169	17	214,000	23	715,169
中小河川整備費	5	285,000	10	86,000	15	371,000
砂防海岸整備費	17	1,347,000	47	488,500	64	1,835,500
河川環境整備費	1	20,000	0	0	1	20,000
計	34	2,298,169	94	894,600	128	3,192,769

(注)その他には、支障物件移設費を含む。

表5－10 令和5年度 河川・砂防整備事業箇所調書

事業種別	河川名	施工箇所	施工規模
中小河川整備費	霞 川 平 井 川	青梅市木下二丁目地内 ～同市今寺一丁目地内 あきる野市菅生地内 ～日の出町平井地内	護岸工 50m 護岸工 40m
計	2 箇所 3 件		
河川防災費 (砂防) (急傾斜)	秋 川 秋 川 大 丹 波 川 峰 入 川 平 沢	あきる野市小川地内 あきる野市雨間地内 奥多摩町大丹波地内 奥多摩町小丹波地内 あきる野市平沢地内	護岸工 350m 護岸工 100m 砂防堰堤補修工 一式 砂防堰堤補修工 一式 法枠補修工 一式
計	5 箇所 6 件		
河川環境整備費	北 大 久 野 川	日の出町大久野地内	しゅんせつ工 1500m ³
計	1 箇所 1 件		
砂防海岸整備費 (砂防) (急傾斜)	喜 代 沢 本 宿 十 二 天 沢 西 川 長 淀 一 丁 目 山 田 大 久 野 新 井 小 沢	青梅市駒木町地内 檜原村本宿地内 奥多摩町氷川地内 奥多摩町棚沢地内 青梅市長淵一丁目地内 あきる野市山田地内 日の出町大久野地内 檜原村小沢地区	えん堤 1 基の一部 えん堤 1 基の一部 えん堤 1 基の一部 えん堤 1 基の一部 法枠工 660m ² 法枠工 680m ² 崩壊土捕捉工 30m 崩壊土捕捉工 80m
計	8 箇所 12 件		

表5-11 令和4年度 河川用地関係執行実績調書

事業費別	河川別	用地取得 m ²	建物移転 棟
中小河川整備費	霞川 (観音橋～日野詰橋)	36.93	1
	計	36.93	1

表5-12 令和5年度 河川用地関係執行予定調書

事業費別	河川別	用地取得 m ²	建物移転 棟
中小河川整備費	霞川 (観音橋～日野詰橋)	108	3
	霞川 (日野詰橋～稻荷橋)	95	2
	平井川 (東平井川橋下流～仙石橋下流)	200	1
	計	403	6
砂防海岸整備費	深沢川	568	0
	喜代沢	5,000	0
	計	5,568	0
合 計		5,971	6

第6 市町村補助事業

1 市町村土木補助事業

当所管内には、4市3町1村の地方自治体があり、それぞれ行政区域内の土木事業を行っているが、財政事情は厳しく国や都への依存度が強い。

ことに住民の生活に直結する道路、河川、橋梁など補助事業への要望が依然として高く、その増額が期待されている。

表6-1 市町村土木補助事業道路、橋梁関係調書

(補助率: 道路改良・橋梁整備 = 1/2、舗装補修 = 3/10 単位: 千円)

市町村名	件 名	令和5年度内示額		令和4年度決定額		前年度比率%
		件数	補助金額	件数	補助金額	
青梅市	道路改良化 舗装長寿命化 補修命化	7	57,523	7	25,632 内繰越(1,720)	224
福生市	舗装道長寿命化 改良化	3	4,157	3	2,511	165
羽村市	舗装長寿命化 修理化	12	20,105	11	12,312	163
あきる野市	道路改良化 舗装長寿命化 補修命化	4	12,270	4	18,911	64
瑞穂町	道路改良化 長寿命舗装化 修理化	3	11,774	4	9,080	129
奥多摩町	道路改良化 長寿命化 修理化	4	77,500	4	64,561 内繰越(24,850)	120
日の出町	舗装長寿命化 修理化	5	13,800	3	9,409	146
檜原村	長寿命化	1	1,900	1	1,100	172
計		39	199,029	37	143,516 内繰越(26,570)	138

青梅市: 改良された市道幹 29 号線



青梅市: 改良された市道青 826 号線



第7 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的とし、これまで「みちづくり・まちづくりパートナー事業」(平成11年度から20年度)(以下、「みち・まち事業」とする。)及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」(平成21年度から28年度)(以下、「新みち・まち事業」とする。)を実施してきた。

「新みち・まち事業」は平成28年度に完了したが、関係市町村等からの新規路線採択を含む事業継続の強い要望を踏まえ、「新みち・まち事業」の次期事業として「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を立ち上げた。

「みち・まち事業」及び「新みち・まち事業」の費用負担や事業の役割分担など基本的な内容を継続し、地域のまちづくりと密接に関連する都道を関係市町村と協力して整備していくものである。

当所管内では、「みちづくり・まちづくりパートナー事業」において、一般都道伊奈福生線(第165号)のうち、あきる野市引田・日の出町平井地内(道路整備特別交付金事業整備箇所の西側)の延長360m、幅員18mの道路を圏央道及び駅、病院へのアクセス道路として、あきる野市・日の出町の共同施行で整備し、平成15年度完了した。

現在、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」として、青梅市の青梅3・5・5号線を平成21年度から継続し事業を行っている。

【あきる野市】

幅員18mで完成した都道伊奈福生線



【青梅市】

事業中の青梅3・5・5号線



別表(1)

管 内 道 路 の 現 況

令和4年4月1日現在

番 号	路 線 名	管 内				備 考
		起 点	終 点	延 長m	面 積 m ²	
国 139	(指定区間外)	山梨県小菅村境	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	2,365	30,009	
国 411	(")	八王子市戸吹町境	山梨県丹波山村境	47,686	666,548	
	計	国 道 2路線		50,051	696,557	
主 5	新宿 青梅	武藏村山市岸境	青梅市住江町 主28号交点	13,370	250,946	
主 7	杉並 あきる野	立川市西砂町境	武藏五日市駅前 主33号交点	19,841	362,963	
主 28	青梅 飯能	青梅市市民会館前 国411号交点	埼玉県飯能市下畑境	8,999	112,453	
主 29	立 川 青 梅	昭島市拝島町境	青梅市勝沼 主28号交点	21,250	306,951	
主 31	青梅 あきる野	青梅市住江町 主28号交点	武藏五日市駅前 主33号交点	8,932	154,268	
主 32	八王子 五日市	八王子市上川町境	武藏五日市駅西 主33号交点	1,984	28,637	
主 33	上野原 あきる野	山梨県上野原市境	武藏五日市駅前 主31号交点	20,945	317,276	
主 44	瑞穂 富岡	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 主5号交点	青梅市富岡三丁目 主28号交点	8,403	99,846	
主 45	奥多摩 青梅	西多摩郡奥多摩町小丹波 国411号交点	青梅市千ヶ瀬町 主5号交点	16,793	240,253	
主 46	八王子 あきる野	八王子市戸吹町境	あきる野市雨間 主7号交点	-	-	国411と重複
主 53	青梅 秩父	青梅市上町 国411号交点	埼玉県飯能市境	12,050	158,649	
主 61	山田 宮の前	あきる野市山田 主7号交点	八王子市上川町境	4,115	91,374	
主 63	青梅 入間	青梅市東青梅 主28号交点	埼玉県入間市木蓮寺境	7,303	88,479	
	計	主要地方道13路線		143,985	2,212,095	
都 163	羽 村 瑞 穂	羽村市羽東 主29号交点	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 主5号交点	3,722	64,105	
都 165	伊 奈 福 生	あきる野市伊奈 主7号交点	福生市福生 国16号交点	10,211	133,895	
都 166	瑞穂 あきる野 八王子	西多摩郡瑞穂町高根 国16号交点	八王子市高月町境	8,481	119,065	
都 167	羽 村 停 車 場	羽村駅前	羽村駅前 都163号交点	55	439	
都 168	東秋留停車場	東秋留駅前	あきる野市二宮 主7号交点	789	7,789	
都 169	淵 上 日 野	あきる野市淵上 主7号交点	八王子市戸吹町境	1,504	18,904	
都 176	檜原 あきる野	八王子市戸吹町境	東秋留駅前 都168号交点	3,031	52,323	
都 179	所 沢 青 梅	埼玉県入間市宮寺境	青梅市新町五丁目 主5号交点	5,602	75,010	

番号	路線名	管内				備考
		起 点	終 点	延長m	面積 m ²	
都 181	藤橋小作	青梅市藤橋二丁目 主63号交点	羽村市小作台一丁目	2,938	56,274	
都 184	奥多摩あきる野	西多摩郡奥多摩町冰川 国411号交点	あきる野市菅生 国411号交点	28,497	244,974	
都 185	山田平井	あきる野市山田 主7号交点	西多摩郡日の出町平井 都184号交点	1,885	22,037	
都 193	下畑軍畑	埼玉県飯能市上畑境	青梅市沢井一丁目 国411号交点	9,755	118,942	
都 194	成木河辺	青梅市成木二丁目 都193号交点	青梅市河辺町六丁目 主29号交点	6,585	67,127	
都 195	富岡入間	青梅市富岡一丁目 主28号交点	埼玉県飯能市岩渕境	459	4,966	
都 196	青梅停車場	青梅駅前	青梅市本町 主28号交点	95	3,701	
都 199	梅郷日向和田	青梅市梅郷五丁目 主45号交点	青梅市日向和田三丁目 国411号交点	601	9,334	
都 200	柚木二俣尾	青梅市柚木町二丁目 主45号交点	青梅市二俣尾四丁目 国411号交点	674	5,282	
都 201	十里木御嶽停車場	あきる野市戸倉 主33号交点	御岳駅前 国411号交点	15,533	105,364	
都 202	上成木川井	青梅市成木 主53号交点	西多摩郡奥多摩町川井 国411号交点	7,080	33,369	
都 204	日原鍾乳洞	西多摩郡奥多摩町日原鍾乳洞	西多摩郡奥多摩町冰川 国411号交点	10,859	101,665	
都 205	水根本宿	西多摩郡奥多摩町境 国411号交点	西多摩郡檜原村本宿 主33号交点	22,866	213,031	
都 206	川野上川乗	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	西多摩郡檜原村南郷 主33号交点	38,060	840,602	
都 218	二本木飯能	西多摩郡瑞穂町二本木 都179号交点	埼玉県入間市寺竹境	212	1,540	
都 219	狭山下宮寺	西多摩郡瑞穂町駒形富士山 国16号交点	埼玉県入間市二本木境	974	7,223	
都 220	昭島停車場熊川	昭島市美堀町境	福生市熊川 主7号交点	168	1,756	
都 221	原市場下成木	埼玉県飯能市下直竹境	青梅市成木 都193号交点	278	1,358	
都 238	大久野青梅	西多摩郡日の出町大久野 都184号交点	青梅市日向和田 国411号交点	2,296	36,739	
都 249	福生青梅	福生市牛浜 主7号交点	青梅市友田町 国411号交点	5,956	146,634	
都 250	あきる野羽村	あきる野市野辺 主7号交点	羽村市川崎 主29号交点	2,217	41,636	
都 251	青梅日の出	青梅市日向和田 国411号交点	西多摩郡日の出町大久野 主31号交点	3,215	29,539	
計		一般都道30路線		194,598	2,564,623	
合 計		45路線		388,634	5,473,275	

別表(2) 通称道路名一覧表 令和5年4月1日現在

通称名	起点	終点	通過地点	該当国・都道
東京環状	西多摩郡瑞穂町二本木	町田市相原町	町田市、八王子市、昭島市、福生市、瑞穂町、羽村市	国道16号の一部
青梅街道	新宿区歌舞伎町一丁目	西多摩郡奥多摩町留浦	新宿区、中野区、杉並区、練馬区、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、東大和市、武藏村山市、瑞穂町、青梅市、奥多摩町	国道411号の一部 都道 5号の一部
五日市街道	杉並区梅里一丁目	あきる野市館谷	杉並区、武藏野市、小金井市、小平市、国分寺市、西東京市、立川市、福生市、あきる野市	都道 7号の一部
奥多摩街道	青梅市勝沼一丁目	立川市錦町五丁目	立川市、昭島市、福生市、あきる野市、羽村市、青梅市	都道 29号の一部
秋川街道	青梅市青梅	八王子市八木町	青梅市、日の出町、あきる野市、八王子市	都道 31号の全部 都道 32号の全部 都道 33号の一部
滝山街道	青梅市友田町二丁目	八王子市左入町	青梅市、あきる野市、八王子市	国道411号の一部
新青梅街道	新宿区西落合三丁目都道8号(目白通り)との交点	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎都道5号(青梅街道)との交点	中野区、杉並区、練馬区、西東京市、東久留米市、東村山市、小平市、東大和市、武藏村山市、瑞穂町	都道245号の全部 都道 5号の一部 都道440号の全部
新奥多摩街道	立川市錦町五丁目都道16号との交点	福生市熊川 都道7号との交点	立川市柴崎町、富士見町 昭島市郷地町、福島町、中神町、宮沢町、大神町、田中町、拝島町、緑町 福生市熊川	都道 29号の一部
	福生市熊川 都道29号(奥多摩街道)との交点	青梅市河辺町六丁目 都道29号(奥多摩街道)との交点	福生市牛浜、志茂、本町、福生、加美平、熊川 羽村市川崎、羽東、羽中、羽(多摩川左岸沿い)	都道 29号の一部
岩蔵街道	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 都道5号(青梅街道)との交点	青梅市富岡三丁目 都道28号との交点	瑞穂町長岡長谷部 青梅市今井、藤橋、小曾木	都道44号の全部
睦橋通り	福生市熊川 都道29号 (奥多摩街道)との交点	あきる野市渕上 都道7号(五日市街道)との交点	福生市南田園 あきる野市小川、野辺、雨間、油平、牛沼、下代継、上代継	都道 7号の一部
小曾木街道	青梅市森下町 国道411号(青梅街道)との交点	青梅市富岡 両郡橋(都県境)	青梅市黒沢、小曾木、(黒沢川沿い)	都道 28号の一部 都道 53号の一部
成木街道	青梅市東青梅二丁目 都道63号との交点	青梅市成木七丁目 小沢峠(都県境)	青梅市根ヶ布、黒沢	都道 28号の一部 都道 53号の一部

通称名	起 点	終 点	通 過 地 点	該当国・都道
吉野街道	羽村市羽 都道29号との交点	西多摩郡奥多摩町 小丹波 国道411号(青梅 街道)との交点	羽村市羽西、青梅市友田 町、長渕、駒木町、畠中、和 田町、梅郷、柚木町、御岳、 奥多摩町海沢、丹三郎(多摩 川右岸沿い)	国道411号の一部 都道 45号の全部 都道249号の一部
檜原街道	あきる野市五日市 都道32号(秋川街 道)との交点	西多摩郡檜原村数 馬(奥多摩周遊道 路)との交点	あきる野市五日市、小中野、 戸倉、乙津 檜原村下元郷、上元郷、本 宿、南郷、人里、笛吹、(秋川 沿い)4	都道 33号の一部 都道206号の一部
日原街道	西多摩郡奥多摩町 氷川 国道411号(青梅 街道)との交点	西多摩郡奥多摩町 日原(日原鍾乳洞 前)	奥多摩町氷川字寺地、日原 字倉沢 (日原川沿い)	都道204号の全部
旧青梅街道	青梅市東青梅二丁 目 都道63号との交点	青梅市上町 国道411号との交 点	青梅市勝沼	都道 28号の一部 都道 63号の一部
奥多摩周遊道路	西多摩郡奥多摩町 川野 国道139号との交 点	西多摩郡檜原村 数馬 檜原街道との交点	奥多摩町・檜原村(旧奥多摩 有料道路)	都道206号の一部
瑞穂バイパス	西多摩郡瑞穂町高 根 東京環状との交点	西多摩郡瑞穂町む さし野三丁目 東京環状との交点	瑞穂町高根、箱根ヶ崎、むさ し野	国道16号の一部
西多摩産業道路	福生市武蔵野台一 丁目 東福生交差点	青梅市末広町二丁 目 未広二丁目西交差 点	福生市武蔵野台 羽村市神明台、緑が丘、栄 町 青梅市末広町	都道249号の一部
羽村街道	羽村市神明台一丁 目 神明台一丁目交差 点	西多摩郡瑞穂町南 平一丁目 都道5号(新青梅街 道)との交点	羽村市神明台、羽 瑞穂町箱根ヶ崎東松原、南 平箱根ヶ崎	都道163号の一部
永田橋通り	西多摩郡日の出町 大久野 都道31号(秋川街 道)との交点	福生市福生 都道29号(奥 多摩街道)との 交点	日の出町大久野、平井 あきる野市瀬戸岡、草花 福生市福生	都道 29号の一部 都道165号の一部 都道184号の全部
山田通り	西多摩郡日の出町 平井 都道184号との交 点	八王子市上川町 都道32号(秋川街 道)との交点	日の出町平井 あきる野市伊奈、山田、網代 八王子市上川町	都道 61号の一部 都道185号の全部
多摩川南岸道路	西多摩郡奥多摩町 棚澤 国道411号(青梅 街道)との交点	西多摩郡奥多摩町 氷川 国道411号(青梅 街道)との交点	奥多摩町棚澤、海澤、氷川	都道 45号の一部 都道184号の全部
合 計 23 路 線				

管 理 橋 梁 調 書

別表(3)-1 橋梁現況調書総括表

令和5年4月1日現在

番号	路線名	橋数	橋長 m	面積 m ²	摘要
	一般国道139号	1	180.8	1,663.4	
	一般国道411号	37	1,907.6	21,775.4	
	計	38	2,088.4	23,438.8	
	主要地方道				
5	新宿青梅線	2	62.5	654.5	
7	杉並あきる野線	7	894.5	15,824.3	
28	青梅飯能線	12	103.9	1,101.7	
29	立川青梅線	5	293.1	4,569.1	
31	青梅あきる野線	4	169.1	2,305.2	
32	八王子五日市線	2	70.7	814.6	
33	上野原あきる野線	18	611.3	5,950.8	
44	瑞穂富岡線	5	67.0	736.4	
45	奥多摩青梅線	15	1027.7	11,690.4	
53	青梅秩父線	31	426.9	3,989.7	
61	山田宮の前線	3	641.6	7,598.3	
	計	104	4368.3	55,235.0	
	一般都道				
165	伊奈福生線	4	127.0	1976.0	
166	瑞穂あきる野八王子線	4	176.0	3,200.0	
169	淵上日野線	1	4.4	22.0	
176	檜原あきる野線	3	232.0	2,583.7	
179	所沢青梅線	1	6.4	51.8	
184	奥多摩あきる野線	29	927.8	10,706.4	
193	下畑軍畑線	21	303.3	3,013.5	
194	成木河辺線	5	30.7	216.2	
199	梅郷日向和田線	1	132.4	1,681.5	
200	柚木二俣尾線	1	176.4	1,279.1	
201	十里木御岳停車場線	22	413.2	3,794.9	
202	上成木川井線	5	117.6	910.2	
204	日原鍾乳洞線	10	359.4	2,224.2	
205	水根本宿線	23	657.9	5,945.4	
206	川野上川乗線	18	711.2	6,285.6	
238	大久野青梅線	1	98.7	760.0	
249	福生青梅線	1	114.0	1,687.2	
250	あきる野羽村線	2	746.3	8,746.7	
251	青梅日の出線	10	84.7	739.8	
	計	162	5,419.4	55,824.2	
	合計	304	11,876.1	134,498.0	

別表(3)－2

橋梁の種類、橋令別調書

令和5年4月1日現在

区分		橋数	橋長 m	橋面積 m ²	橋令別現況			現況別橋数		
					15年未満	15年～25年	25年以上	車両通行不能	荷重制限	安全
鋼橋	100m以上	20	3,374.6	44,053.0	1	4	15			
	30m以上～100m未満	47	2,977.0	29,149.0	2	6	40			
	15m以上～30m未満	26	551.4	4,995.7			27			
	15m未満	12	131.2	1,259.3		1	12			
	計	105	7034.2	79,457.0	3	11	94			
コンクリート橋	100m以上	5	1,203.4	15,143.4	2		4			
	30m以上～100m未満	34	1,795.5	19,952.3		5	29			
	15m以上～30m未満	27	555.3	6,410.5	2	5	19			
	15m未満	128	981.7	8,953.2		3	125			
	計	194	4,535.9	50,459.4	4	13	177			
と鋼の橋混合と合物コンクリート橋	100m以上	0	244.3	3909.0						
	30m以上～100m未満	0	33.0	389.4						
	15m以上～30m未満	1	15.4	138.6			1			
	15m未満	1	13.2	144.5			1			
	計	2	305.9	4,581.5			2			
木橋	100m以上	0								
	30m以上～100m未満	0								
	15m以上～30m未満	0								
	15m未満	0								
	計	0								
総計	100m以上	26	4,822.3	63,105.4	3	4	19			
	30m以上～100m未満	82	4,805.5	49,490.7	2	11	69			
	15m以上～30m未満	54	1,122.1	11,544.8	2	5	47			
	15m未満	142	1,126.1	10,357.1	0	4	138			
	計	304	11,876.0	134,498.0	7	24	273			

別 表(4)

横断歩道橋調書

令和5年4月1日現在

道 路 種 別	橋 数	延 長 m	備 考
国 道	2	103.3	
主 要 地 方 道	15	805.1	
一 般 都 道	6	231.0	
計	23	1,140.4	

別 表(5)

人道橋調書

令和5年4月1日現在

道 路 種 別	橋 数	延 長 m	備 考
国 道	4	73.1	
主 要 地 方 道	9	202.6	
一 般 都 道	22	375.0	
計	35	650.7	

別 表(6)

トンネル調書

令和5年4月1日現在

No.	路 線 名	トンネル名	延 長 m
1	国 道 4 1 1 号	竹 の 花	94.0
2	〃	川 野	139.5
3	〃	馬 頭	82.0
4	〃	坂 本	260.0
5	〃	あ づ ま い	96.0
6	〃	女 の 湯	124.0
7	〃	鶴 の 湯	157.0
8	〃	室 沢	215.0
9	〃	熱 海	60.2
10	〃	大 麦 代	538.0
11	〃	中 山	391.0
12	〃	桃 ケ 沢	275.0
13	〃	板 小 屋	114.7

No.	路線名	トンネル名	延長m
1 4	国道411号	惣岳	149.0
1 5	〃	梅久保	38.0
1 6	〃	白髭	359.0
1 7	〃	橋詰	238.0
1 8	〃	新氷川	605.0
1 9	〃	白丸	126.0
2 0	〃	花折	108.0
2 1	〃	鳩の巣	78.0
2 2	〃	満地	150.0
2 3	〃	新満地	396.0
2 4	主32号 八王子五日市	権田	45.0
2 5	主33号上野原あきる野線	栗坂	209.0
2 6	〃	甲武	954.0
2 7	主45号 奥多摩青梅線	払沢	25.0
2 8	〃	御岳	89.0
2 9	主45号 奥多摩青梅線	城山	1908.0
3 0	主53号 青梅秩父線	青梅坂	128.0
3 1	〃	吹上	245.1
3 2	〃	新吹上	603.0
3 3	〃	滝成	142.0
3 4	主61号 山田宮の前線	網代	563.0
3 5	〃	上川	347.5
3 6	〃	五日市	1,223.5
3 7	〃	前山	30.0
3 8	都184号奥多摩あきる野	愛宕	1,043.0
3 9	都204号 日原鍾乳洞線	日原	1,107.0
4 0	都249号 福生青梅線	小作立体	101.8
計			13,557.3

別 表(7)

地 下 步 道 調 書

令和5年4月1日現在

路線番号	路線名	施設名	所在地	延長m	総幅員m	高さm	竣工年月
411	一般国道411号	秋川油平地下歩道	あきる野市油平	14.7	2.5	2.5	S42.9
411	一般国道411号	沢井市民センター前	青梅市沢井	18.5	2.3	2.0	—
411	一般国道411号	沢井駅南口	青梅市沢井	27.4	2.2	1.9	—
5	新宿青梅線	千ヶ瀬地下歩道	青梅市千ヶ瀬	40.0	4.0	2.5	—
7	杉並あきる野線	福生第七小学校前	福生市北田園	12.6	8.0	4.7	—
7	杉並あきる野線	草花地下歩道	あきる野市草花	25.3	3.0	2.5	S49.3
7	杉並あきる野線	多摩川緑地福生南公園	福生市南田園	18.6	4.0	2.4	—
29	立川青梅線	鍋ヶ谷戸地下歩道	福生市熊川	22.7	1.7	1.9	S43.3
29	立川青梅線	牛浜地下歩道	福生市熊川	18.6	2.5	2.5	S50.10
29	立川青梅線	中福生南公園入口-1	福生市福生	9.9	4.0	2.6	—
29	立川青梅線	中福生南公園入口-2	福生市福生	8.0	2.2	1.9	—
29	立川青梅線	川崎地下歩道	羽村市川崎	22.3	2.0	2.4	S50.3
33	上野原あきる野線	すぎのこ地下歩道	あきる野市戸倉	28.1	2.6	2.5	S52.10
	計			266.7			

別 表(8)

都市計画河川一覧

(都市計画決定)

令和4年4月1日現在

都 市 計 画 区 域 名	名 称	告 示 年 月 日	計 画 決 定 区 域	幅 員 (m)	構 造	延 長 (m)	摘 要
番号	河川	告示番号					
福生	1	残堀川	昭和 47.12.25 都告第 1451 号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻	24.0 ~	掘込式 単断面式	2,190
秋多	1	平井川	昭和 58. 3.31 都告第 351 号	自 あきる野市平沢字下モ川原 至 日の出町大字大久野字岩井	95.0 ~	掘込式 単断面式	11,250
		(ただし)		自 あきる野市平沢下モ川原 至 日の出町大字平井字欠下	95.0 ~	掘込式 単断面式	5,060
青梅	1	霞川	平成 4. 3.16 都告第 302 号	自 青梅市今井一丁目 至 青梅市東青梅二丁目	30.0 ~	掘込式 単断面式	5,550 霞川調節池を 含む

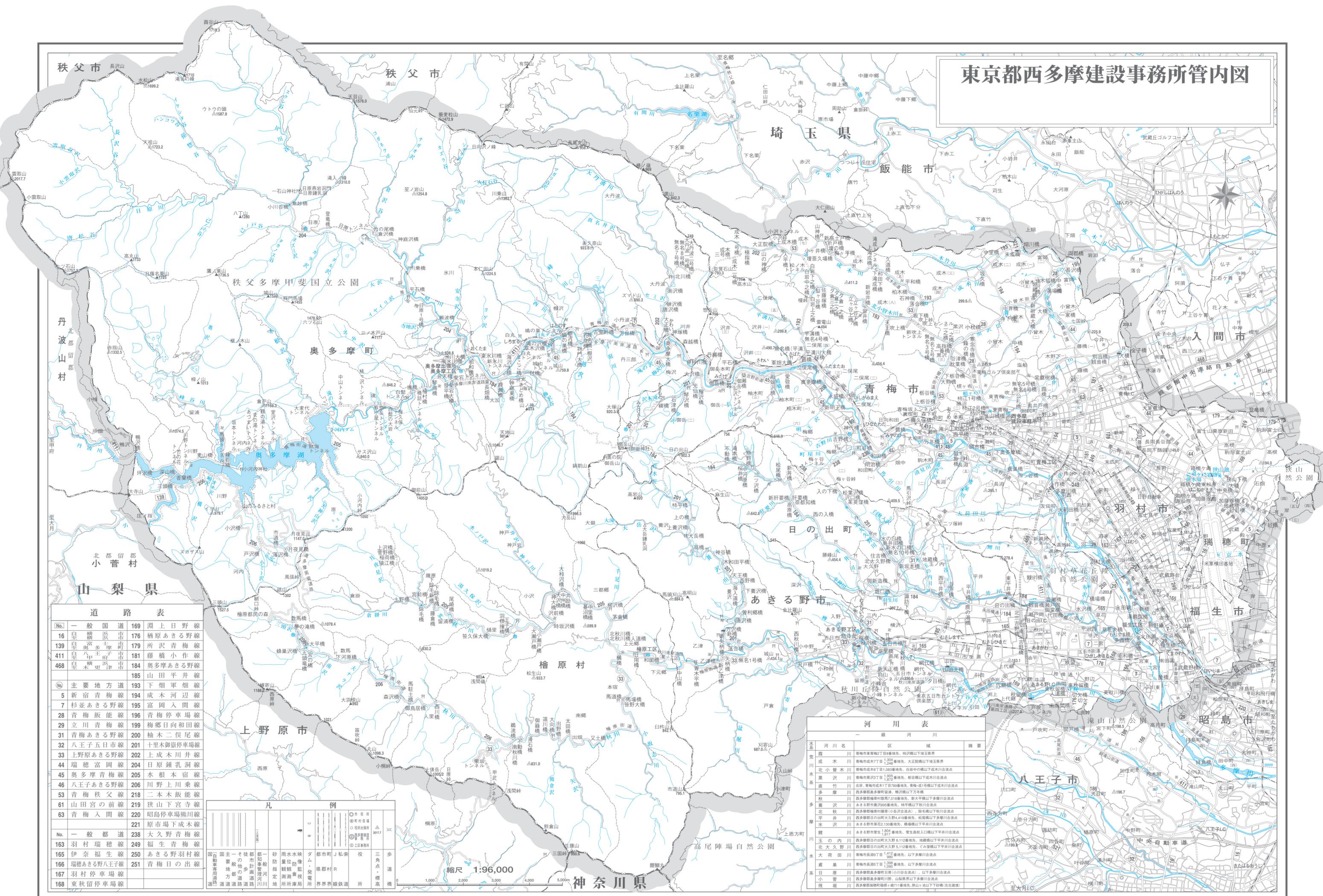
(事業認可)

都 市 計 画 区 域 名	名 称	告示年月日	事 業 認 可 区 域	幅 員 (m)	延 長 (m)	施工年度	摘 要		
番号	河川	告示番号							
福生	1	残堀川	昭和 62.6.1	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端)	24.0 ~	1,030	昭 62 ~ 昭 66		
			建告 第 1172 号	至 瑞穂町大字石畠字吉野岳地内 (吉野橋上流 55m)	23.0				
			平成 3.5.1	自 瑞穂町大字石畠字吉野岳地内 (吉野橋上流 55m)	23.0 ~	960	平 3 ~ 平 7 (8.3.31)		
			建告 第 1229 号	至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻 (狹山橋上流)	22.0				
			平成 8.3.19	自 瑞穂町大字石畠字吉野岳地内 (吉野橋上流 55m)	23.0 ~	960	平 3 ~ 平 12 (13.3.31) 施行期間の 変更		
			建告 第 698 号	至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻 (狹山橋上流)	22.0				
			平成 4.3.4	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端)	24.0 ~	1,030	昭 63 ~ 平 8 (9.3.31) 施行期間の 変更		
			建告 第 514 号	至 瑞穂町大字石畠字吉野岳地内 (吉野橋上流 55m)	23.0				
			平成 9.2.20	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端)	24.0 ~	1,030	昭 63 ~ 平 10 (11.3.31) 施行期間の 変更		
			建告 第 231 号	至 瑞穂町大字石畠字吉野岳地内 (吉野橋上流 55m)	23.0				
秋多	1	平井川	昭和 61.5.30	自 あきる野市平沢字下モ川原地内 (多摩川合流点)	95.0 ~	2,360	昭 61 ~ 昭 65		
			建告 第 1112 号	至 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m)	53.0				
			平成 2.5.10	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m)	53.0 ~	2,850	平 2 ~ 平 6 (7.3.31)		
			建告 第 1067 号	至 日の出町大字平井字欠下	33.0				
			平成 3.3.25	自 あきる野市平沢字下モ川原地内 (多摩川合流点)	95.0 ~	2,360	昭 61 ~ 平 7 (8.3.31) 施行期間の 変更		
			建告 第 729 号	至 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m)	53.0				
			平成 7.3.14	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m)	53.0 ~	2,850	平 2 ~ 平 11 (12.3.31) 施行期間の 変更		
			建告 第 61 号	至 日の出町大字平井字欠下	33.0				

(事業認可)

都市 計画 区域 名	名称		告示年月日 告示番号	事業認可区域	幅員 (m)	延長 (m)	施工年度	摘要
	番号	河川						
秋多	1	平井川	平成 12.3.28 建告 第 721 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ~ 33.0	2,850	平 2 ~ 平 16 (17.3.31)	施行期間の 変更
			平成 17.3.28 関告 第 158 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ~ 33.0	2,850	平 2 ~ 平 21 (22.3.31)	施行期間の 変更
			平成 22.3.26 関告 第 98 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ~ 33.0	2,850	平 2 ~ 平 26 (27.3.31)	施行期間の 変更
			平成 27.3.27 関告 第 164 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ~ 33.0	2,850	平 2 ~ 平 32 (33.3.31)	施行期間の 変更
			令和 3.2.24 関告 第 66 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ~ 33.0	2,850	平 2 ~ 令 7 (8.3.31)	施行期間の 変更
			令和 4.4.1 関告 第 166 号	自 あきる野市菅生字尾崎 (日の出橋上流) 至 日の出町大字平井字三吉野下平井	33.0	540	令 4 ~ 令 10 (11.3.31)	
			平成 4.6.26 建告 第 1238 号	自 青梅市今井二丁目地内 (道場橋下流 15m) 至 青梅市藤橋二丁目 (観音橋上流)	25.0	450	平 4 ~ 平 10 (11.3.31)	
			平成 18.9.15 関告 第 387 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ~ 17.5	1,300	平 18 ~ 平 22 (23.3.31)	
青梅	1	霞川	平成 23.3.31 関告 第 205 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ~ 17.5	1,300	平 18 ~ 平 27 (28.3.31)	施行期間の 変更
			平成 28.3.30 関告 第 119 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ~ 17.5	1,300	平 18 ~ 平 31 (32.3.31)	施行期間の 変更
			平成 30.4.16 関告 第 159 号	自 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流) 至 青梅市今寺一丁目 (稻荷橋下流)	17.5	330	平 30 ~ 平 36 (37.3.31)	
			令和 2.3.19 関告 第 129 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ~ 17.5	1,300	平 18 ~ 令 6 (7.3.31)	施行期間の 変更

東京都西多摩建設事務所管内図



東京都西多摩建設事務所 事業概要

令和5年版

登録番号（5）2

令和5年9月発行

編集・発行 東京都西多摩建設事務所庶務課

青梅市東青梅3丁目20番1号
電話 0428(22)7210

印刷所 システム印刷株式会社



この印刷物は、印刷用の紙へ

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。リサイクルできます。

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo